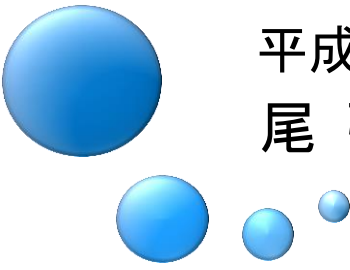
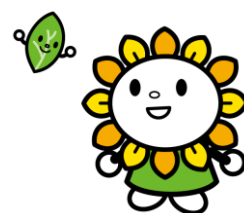


尾張旭市公共施設等総合管理計画



平成 29 年3月
尾 張 旭 市



いつまでも「笑顔あふれる 住みよいまち 尾張旭」であるために

尾張旭市は、先人たちのご努力によって、多くの公共施設（ハコモノ施設）や利便性の高いインフラ施設が整備され、「公園都市」そして「健康都市」として発展してきました。身近なところで健康体操などに取り組んだり、余暇活動を楽しんだりできる環境が整い、コンパクトな市域に豊かな自然と質の高い住環境がほどよく調和した、便利で「住みよいまち」であります。

しかしながら、公共施設等を取り巻く環境は、時の流れとともに刻々と変化し続けています。本市でも少子高齢化が進んでおり、近い将来には人口減少に転じると予測されています。それに伴って市税等が減少し、社会保障関係費等の支出が増加すれば、財政状況はさらに厳しくなっていくため、現在保有している公共施設等を全て維持し続けることは不可能となります。

将来世代に大きな負担をかけることなく、健全な市政運営や行政サービスを継続していくためには、公共施設を再編・整理するなどして財政負担の軽減を図る必要がありますが、単純に公共施設の総量を減らすだけでは、市民サービスが低下してしまう恐れもあります。財政負担を軽減しながら「住みよいまち」であり続けるためには、総合的かつ経営的な視点で市全体を見渡し、中長期的な視点で将来を見据え、公共施設のムリ・ムラ・ムダを無くして総量を見直す一方で、必要なものについては維持・拡充し、その質を充実させていかなければなりません。本市では、その取組の実現に向けて「ファシリティマネジメント」の手法を導入するため、その基盤作りを着々と進めているところです。

このような状況の中、総務省から全国の自治体に対して要請された「公共施設等総合管理計画」の尾張旭市版をここに策定いたしました。この計画は、本市が保有する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進していくための基本方針等を定めたものです。今後、この計画に基づき、ファシリティマネジメントの推進をさらに図りながら、将来の財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適な配置を目指してまいります。

尾張旭市が、いつまでも市民の笑顔があふれる「住みよいまち」であるため、また一人でも多くの方の「住んでみたいまち」になるためにも、時には厳しい選択も必要になると思いますが、市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、未来に繋がる魅力的なまちづくりに取り組んでいきたいと考えています。

平成 29 年 3 月

尾張旭市長 水 野 義 則

目 次

第1章 はじめに

1-1 目的	1
1-2 計画の位置づけ	2
1-3 対象施設	3

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

2-1 公共施設等の現況	4
2-2 総人口や年代別人口についての今後の見通し	12
2-3 中長期的な経費や充当可能な財源の見込み等	14

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

3-1 計画期間	23
3-2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	24
3-3 現状や課題に関する基本認識	26
3-4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	28
3-5 フォローアップの実施方針	37

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

4-1 公共建築物	
(1) 行政系施設	39
(2) 消防防災施設	41
(3) 保健・福祉施設	43
(4) 文化・社会教育施設	45
(5) スポーツ・レジャー系施設	47
(6) 学校教育系施設	49
(7) 子育て支援施設	51
(8) 集会施設	53
(9) 市営住宅	56
(10) その他施設	58
4-2 インフラ施設	
(1) 道路	60
(2) 橋梁	62
(3) 上水道(管路)及び上水道建築物	64
(4) 下水道(管路)及び下水道建築物	66
(5) 公園・広場等	69
(6) 河川	72
(7) 農業用施設	74

第5章 資料編

5-1 施設類型ごとの公共建築物及びインフラ系建築物一覧	76
5-2 尾張旭市公共施設等総合管理計画策定会議設置要綱	90
5-3 尾張旭市公共施設等総合管理計画策定会議・策定部会の経過	92

第1章 はじめに

1-1 目的

近年、社会構造や市民ニーズは、人口減少や少子高齢化の進行などによって大きく変化しています。加えて、高度経済成長期に整備された公共建築物やインフラ施設（道路、橋梁、上水道、下水道等）は、老朽化に伴う改修や建替え等の更新という大きな変革時期を迎えようとしています。

こうした公共施設等に係る課題は、全国の多くの地方公共団体に共通したものとなっています。そのような状況の中、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、平成26年（2014年）4月に、総務省から全国の地方公共団体に対して、「公共施設等総合管理計画」策定の要請がありました。

これにより本市では、公共建築物のほか、道路、橋梁、上水道、下水道等のインフラ施設の全ての「公共施設等」を対象として、中長期的な視点で財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設等の適正配置を目指していくための基本的な考え方や方向性を示す「尾張旭市公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

本市は、公共建築物（ハコモノ施設）を継続的に評価（コスト・品質・利用度）し、施設の有効活用と適正配置を目指すため、平成26年（2014年）2月に「尾張旭市ファシリティマネジメント導入基本方針」を策定し、その基盤づくりを進めてきました。そこで本計画では、これまでのファシリティマネジメント^①の取組を包括して継承することとします。

また、図1-1で示すように、本計画は、国が平成25年（2013年）11月に策定した「インフラ長寿命化基本計画」における地方公共団体の「行動計画」に位置づけされるものです。

なお、平成28年（2016年）3月には、本計画策定の前段作業として公共施設カルテを作成し「尾張旭市公共施設等現況調査業務 調査結果報告書」を取りまとめています。

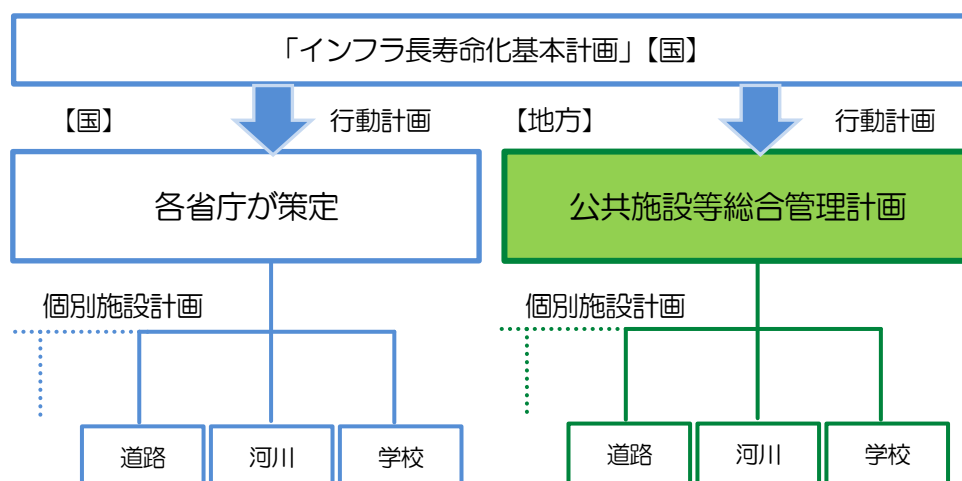


図1-1 インフラ長寿命化計画の体系

用語解説

①ファシリティマネジメント：建築物等の施設（ファシリティ）を経営資源として捉え、総合的な視点から施設の質と量を見直し、ムリ・ムラ・ムダを省き、効率的かつ効果的に活用していくための経営活動（マネジメント）。

出典：公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会編集「公共施設ファシリティマネジメント戦略」

1-2 計画の位置づけ

本計画は、図1-2で示すように「尾張旭市第五次総合計画」を上位計画として位置づけ、「尾張旭市ファシリティマネジメント導入基本方針」に従って基盤づくりを進めている本市のファシリティマネジメントの取組を包括するものとなり、「尾張旭市都市計画マスタープラン」や他の関連計画等は、本計画と整合を図っていきます。

また、既に策定されている「小中学校大規模改造等整備方針」、「橋梁長寿命化修繕計画」、「幹線道路補修計画」といった公共建築物やインフラ施設に係る個別施設計画についても、改訂時には、本計画に整合するよう見直しを図るとともに、今後、同様の個別計画を策定するときは、本計画に基づいて行っていくこととなります。

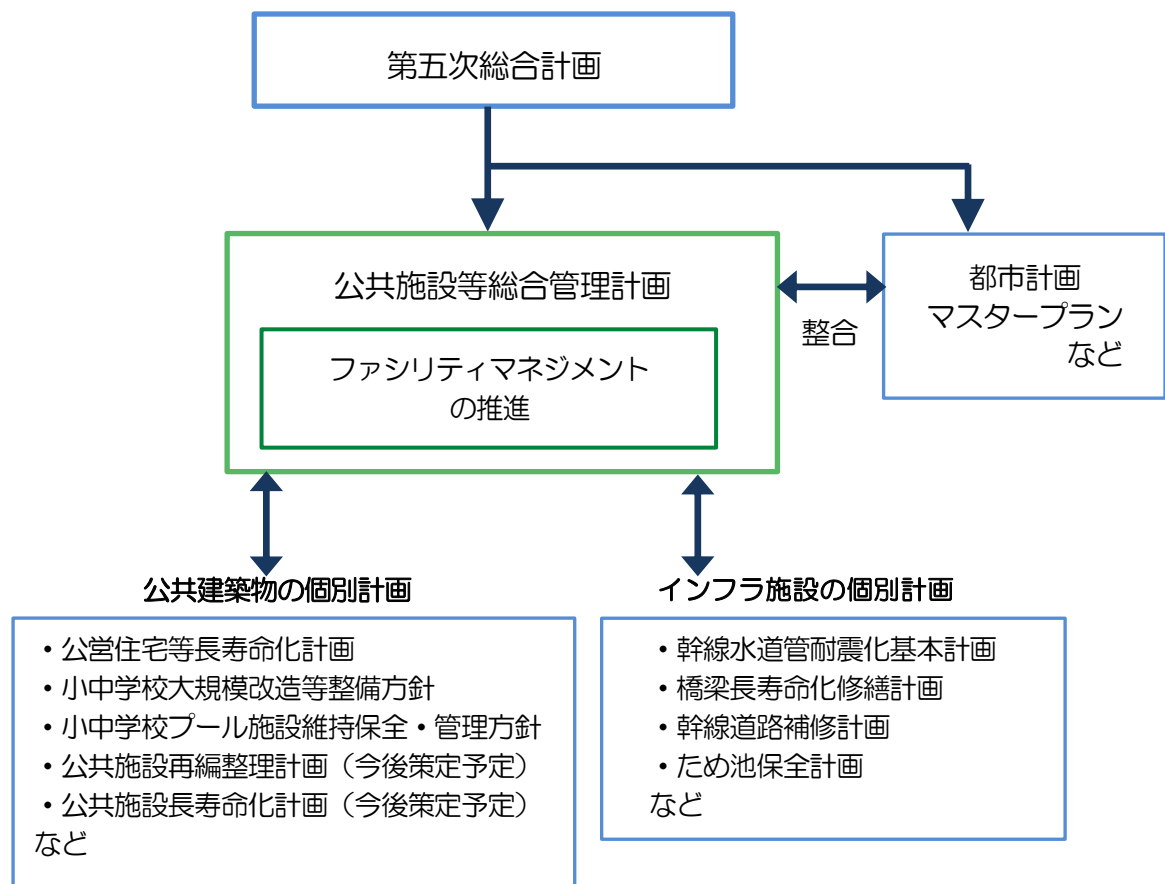
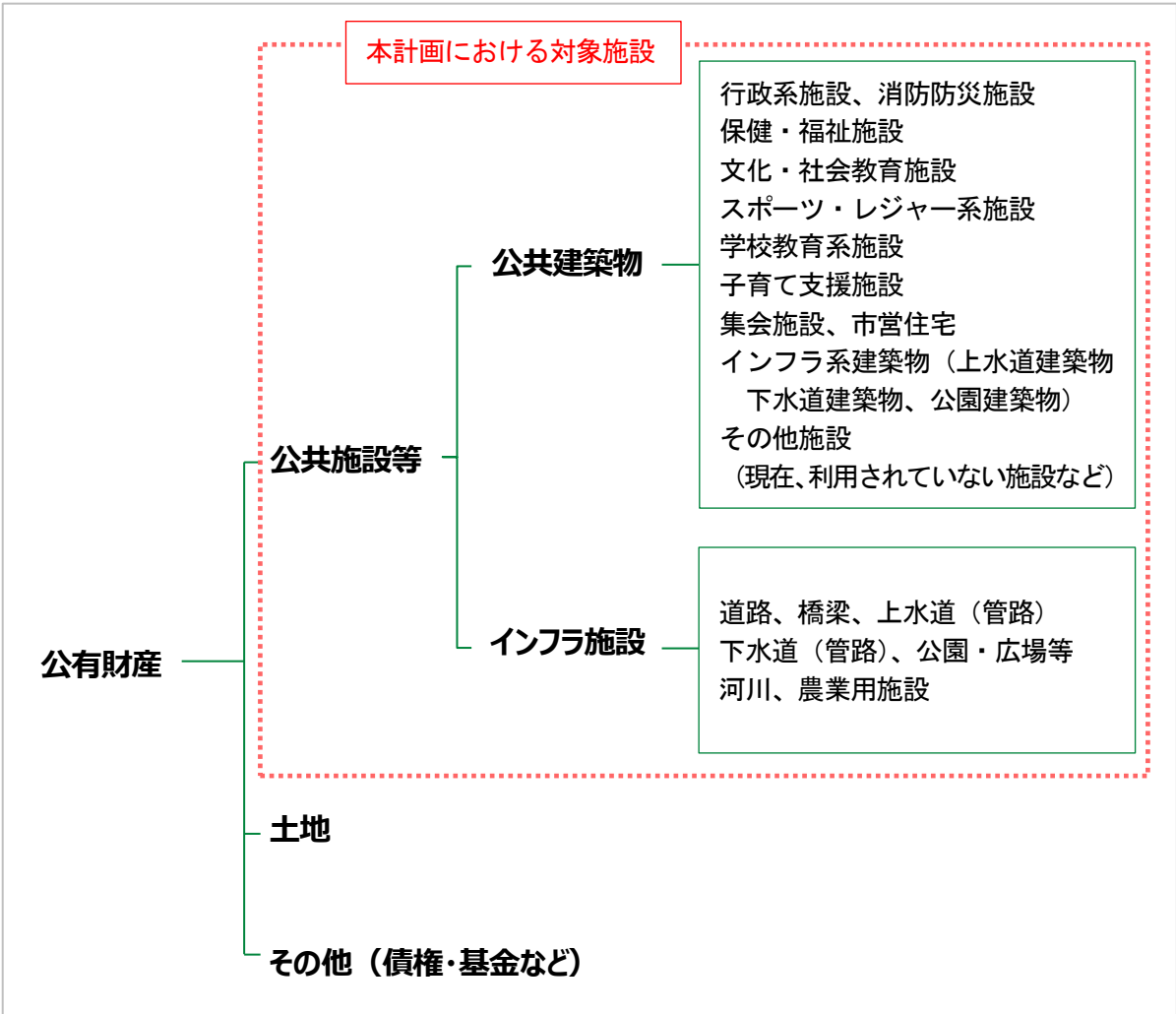


図1-2 計画の位置づけ

1－3 対象施設

本計画における対象施設は、図1-3で示すように、本市が所有する公有財産のうち、土地、債券、基金などを除いた公共施設等(公共建築物、インフラ施設)に関するものとします。

なお、公共建築物には、上水道建築物・下水道建築物などのインフラ系建築物や、旧名古屋市立保育短期大学などの現在利用されていない施設を含みます。



※インフラ系建築物は、第4章ではインフラ施設に含めています。

図1-3 対象施設

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

2-1 公共施設等の現況

(1) 公共建築物

ア 施設の概況

本市が所有する公共建築物（ハコモノ施設）は、表2-1に示すように251施設あり、棟数は507棟、延床面積は212,772㎡です。

これらの公共建築物を、施設の用途に応じて大分類と小分類に区分して整理し、用途分類ごとの施設数、棟数、延床面積を集計したものを表2-1に示します。この用途分類は、一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）が作成した公共施設等更新費用試算ソフトで用いている分類をもとに、集会所のような使用が中心である老人いこいの家、貸し館施設、公民館を集会施設として分類するなど、「尾張旭市ファシリティマネジメント導入基本方針」で定めた分類方法に一部合わせています。

表2-1 公共建築物総括表（その1）

用途分類		施設名称	施設数	棟数	延床面積		構成比	
大分類	小分類							
行政系施設	庁舎等	市役所、旧市民会館※1	2施設	13棟	14,240㎡	16,127㎡	6.7%	7.6%
	その他行政系施設	環境事業センター、土木機材倉庫（上の山）	2施設	4棟	1,887㎡		0.9%	
消防防災施設	消防署	消防本部・消防署	1施設	6棟	2,431㎡	3,308㎡	1.1%	1.6%
	消防団	第一～第六分団車庫	6施設	6棟	424㎡		0.2%	
	防災倉庫	防災倉庫（東部、西部、南部）	3施設	3棟	453㎡		0.2%	
保健・福祉施設	保健施設	保健福祉センター	1施設	1棟	4,239㎡	4,338㎡	2.0%	2.0%
	児童福祉施設	ピンポン教室	1施設	1棟	99㎡		0.0%	
文化・社会教育施設	図書館	図書館	1施設	2棟	1,393㎡	7,627㎡	0.7%	3.6%
	文化施設	文化会館	1施設	1棟	5,858㎡		2.8%	
	歴史文化施設	どうだん亭、狩宿郷倉、復元古民家	3施設	4棟	376㎡		0.2%	
スポーツ・レジャー系施設	スポーツ施設	総合体育館、弓道場、城山公園スポーツ施設、市民プール、旭ヶ丘運動広場、晴丘運動広場、井田テニスコート（2か所）、南グランド、中学校スポーツ開放施設（旭・東・西）	12施設	18棟	4,985㎡	7,606㎡	2.3%	3.6%
	観光レジャー施設	旭城、尾張あさひ苑	2施設	6棟	2,621㎡		1.2%	

※次頁へ続く

「第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し」については、平成27年度（2015年度）に実施した「尾張旭市公共施設等現況調査業務（調査結果報告書）」より転用しており、数値データについては、平成27年（2015年）4月1日時点を基準に取りまとめています。

表 2-1 公共建築物総括表（その2）

用途分類			施設名称	施設数	棟数	延床面積		構成比	
大分類	小分類								
学校教育系 施設	小学校	小学校（9校）	9 施設	70 棟	51,524 ㎡	84,155 ㎡	24.2%	39.6%	
	中学校	中学校（3校）	3 施設	38 棟	27,335 ㎡		12.8%		
	その他教育 施設	学校給食センター	1 施設	6 棟	5,296 ㎡		2.5%		
子育て支援 施設	保育園	保育園（12 園）	12 施設	29 棟	9,558 ㎡	13,298 ㎡	4.5%	6.2%	
	幼児・児童 施設	児童館（9 館） 児童クラブ（2 クラブ）	11 施設	11 棟	3,740 ㎡		1.8%		
集会施設	コミュニティ 拠点施設	東部市民センター 勤労福祉会館(渋川福祉センター) 新池交流館・ふらっと スカイワードあさひ	4 施設	7 棟	12,943 ㎡	32,511 ㎡	6.1%	15.3%	
	公民館	中央公民館、 地区公民館（8 館）、宮浦会館	10 施設	12 棟	9,706 ㎡		4.6%		
	ふれあい 会館	ふれあい会館（7 館）	7 施設	7 棟	1,661 ㎡		0.8%		
	老人 いこいの家	老人いこいの家（13 施設）	13 施設	13 棟	2,117 ㎡		1.0%		
	地域 集会所	地域集会所（70 施設）	70 施設 ※2	70 棟	5,228 ㎡		2.5%		
	その他 コミュニティ 施設	多世代交流館いきいき、 城山コミュニティセンター	2 施設	2 棟	856 ㎡		0.4%		
市営住宅	市営住宅	柏井住宅、旭ヶ丘住宅、 愛宕住宅	3 施設	18 棟	5,447 ㎡	5,447 ㎡	2.6%	2.6%	
インフラ系建築物	公園 建築物	公園 建築物	トイレ、東屋等	47 施設	74 棟	810 ㎡	810 ㎡	0.4%	0.4%
	上水道 建築物	上水道 建築物	上水道施設管理センター 水道資材倉庫 配水場（2 か所） 調整池（3 か所） 維摩池緊急水源	8 施設	15 棟	911 ㎡	911 ㎡	0.4%	0.4%
	下水道 建築物	下水道 建築物	東部浄化センター 西部浄化センター	2 施設	9 棟	17,441 ㎡	17,441 ㎡	8.2%	8.2%
その他施設	その他施設	旭平和墓園、城山ふれあい農園 駅前広場トイレ（尾張旭・印場） 市営バスロータリー待合室 平子線アンダーパス電気室 北原山南集会所代替倉庫 北山集会施設、旭前倉庫 旧第二学校給食共同調理場 旧名古屋市立保育短期大学 ほか 3 施設	14 施設	61 棟	19,194 ㎡	19,194 ㎡	9.0%	9.0%	
合計			251 施設	507 棟	212,772 ㎡	212,772 ㎡	100%	100%	

- ・延床面積と構成比は、小数点以下の端数処理により、合計値と合わない場合があります。
- ・スポーツ施設は、管理棟やトイレ等の建築物がある施設を公共建築物の対象として含めています。
- ・この表は平成27年（2015年）4月1日時点で作成した公共施設カルテを基に集計したものです。
- ・社会教育施設である公民館は、本市の場合、集会施設として用途分類しています。

※1 旧市民会館は、平成28年（2016年）3月31日に用途廃止し、行政系施設からその他施設へ用途分類を変更しています。

※2 地域集会所は、平成27年（2015年）12月1日に狩宿集会所を用途廃止し、代替倉庫を設置しています。

図2-1で示すように、用途分類別に見ると、施設数では集会施設が特に多く、全公共建築物の4割を超える106施設があります。集会施設は、コミュニティ拠点施設、公民館、ふれあい会館、老人いこいの家、地域集会所及びその他コミュニティ施設の6つの小分類に分けられますが、その中で施設数の多い地域集会所（70施設）は100㎡未満の小規模な施設が多いため、延床面積の構成比では15.3%とそれほど大きい割合にはなっていません。

一方、学校教育系施設は1校あたりの規模が大きく、小中学校合わせて12校の学校と学校給食センターの延床面積の合計は84,155㎡であり、公共建築物全体の約4割を占めています。



- ・小数点以下の端数処理により、延床面積の構成比の合計値が100%とならない場合があります。
- ・表中の「公園建築物」「上水道建築物」「下水道建築物」は用途分類(大分類)では、インフラ系建築物を示します。

図2-1 公共建築物の用途分類延床面積及び面積比率

イ 建築年度別の状況

建築年度別に公共建築物を見てみると、図2-2で示すように、建築基準法の耐震基準が改正された昭和56年度（1981年度）以前に建てられた建築物の延床面積が半分以上を占めています。

旧耐震基準の建築物についても、耐震診断と耐震補強工事が進められており、現在利用されている施設の大半は十分な耐震性能を有していますが、建築から長い年月が経過しており、今後は老朽化に対応するための大規模改修や建替えが増加すると予想されます。

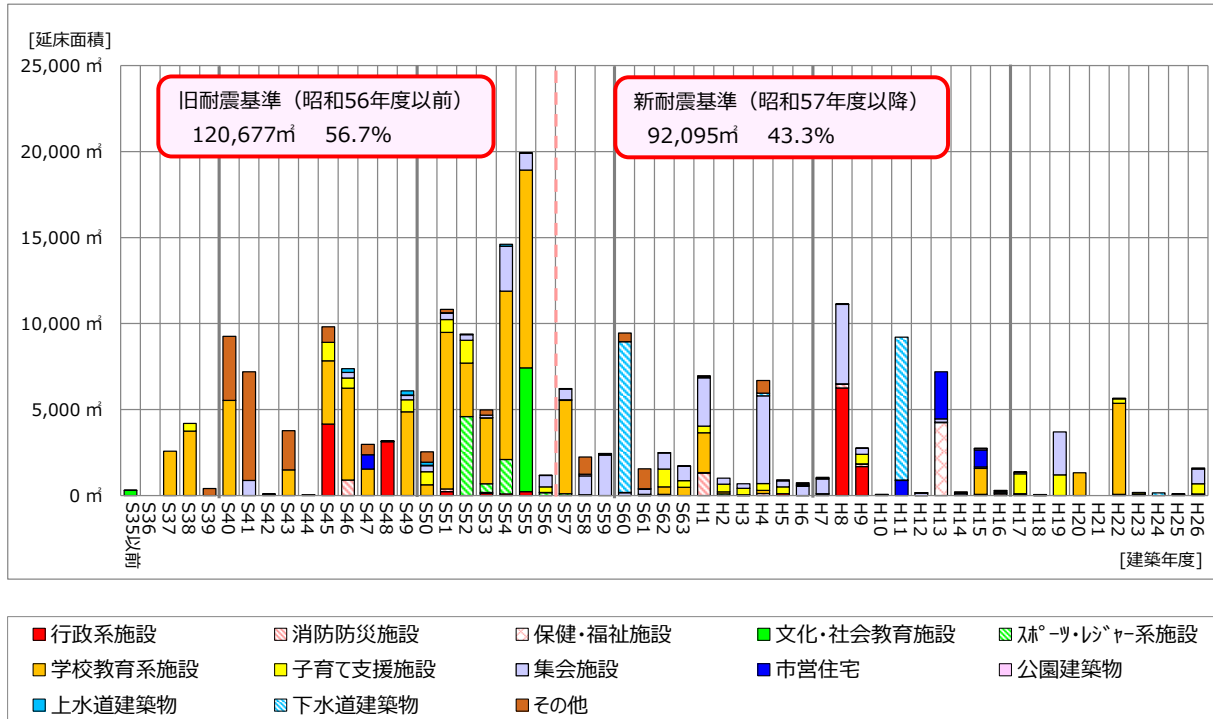


図2-2 公共建築物の建築年度別延床面積

(2) インフラ施設

ア 施設の概況

本市が所有するインフラ施設の総量は、表2-2で示すとおりです。

表2-2 インフラ施設総括表

施設種別			総量	
道路	1482 路線	総延長	332,755 m	
		面積	2,139,789 m ²	
橋梁	全 75 橋	総延長	1,191 m	
		面積	7,841 m ²	
上水道	管路	総延長	384,936 m	
下水道	管路（污水）	総延長	245,089 m	
	管路（雨水）	総延長	115,207 m	
公園・広場等	127 か所	面積	601,315 m ²	
河川	準用河川	総延長	2,850 m	
農業用施設	農業用水路	開水路	総延長	29,016 m
		管水路	総延長	18,921 m
	ため池	7 か所	面積	379,374 m ²

イ 整備年度別の状況

道路

市が管理する道路は、舗装修繕などによって部分的に更新しているため、路線ごとの経過年数を表すことはできませんが、その多くが、整備後 20 年以上経過しています。

橋梁

橋梁について架設年度別に見ると、図 2-3 に示すとおり、現時点では、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定められた法定耐用年数である 60 年を超える橋梁はありません。しかしながら、昭和 40 年代に面積比で半分以上を架設しています。

また、小規模な橋梁を中心に、架設年度不明の橋梁が 40 橋（合計面積 1,055 m²）あります。

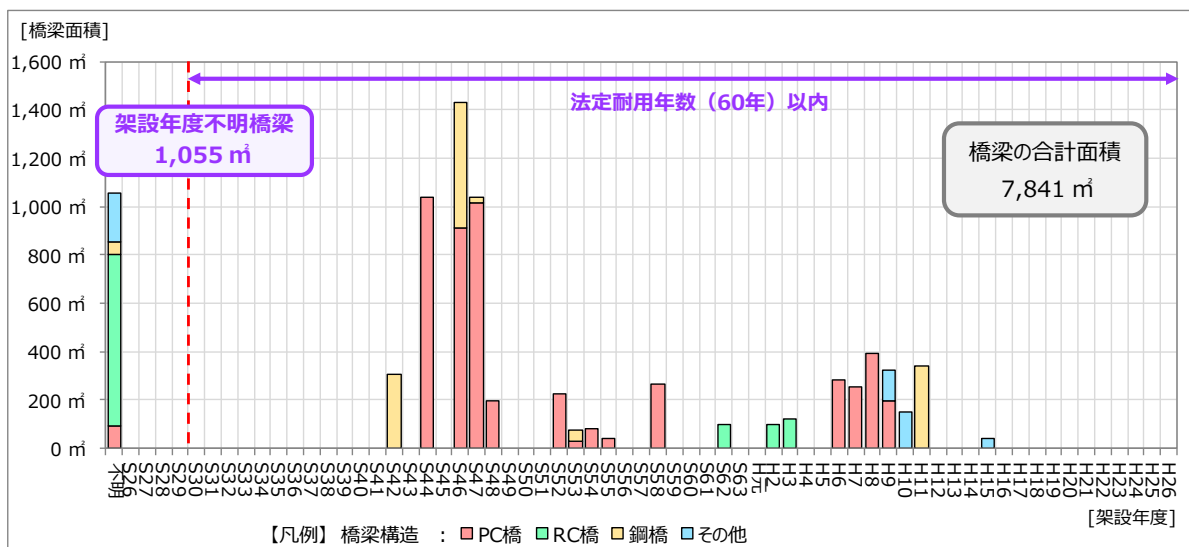


図 2-3 架設年度別の橋梁面積

上水道（管路）

上水道（管路）について布設年度別に見ると、図2-4で示すとおり、地方公営企業法施行規則で定められた配水管の法定耐用年数である40年を経過した管路が、59,175m（全体の15.4%）あります。

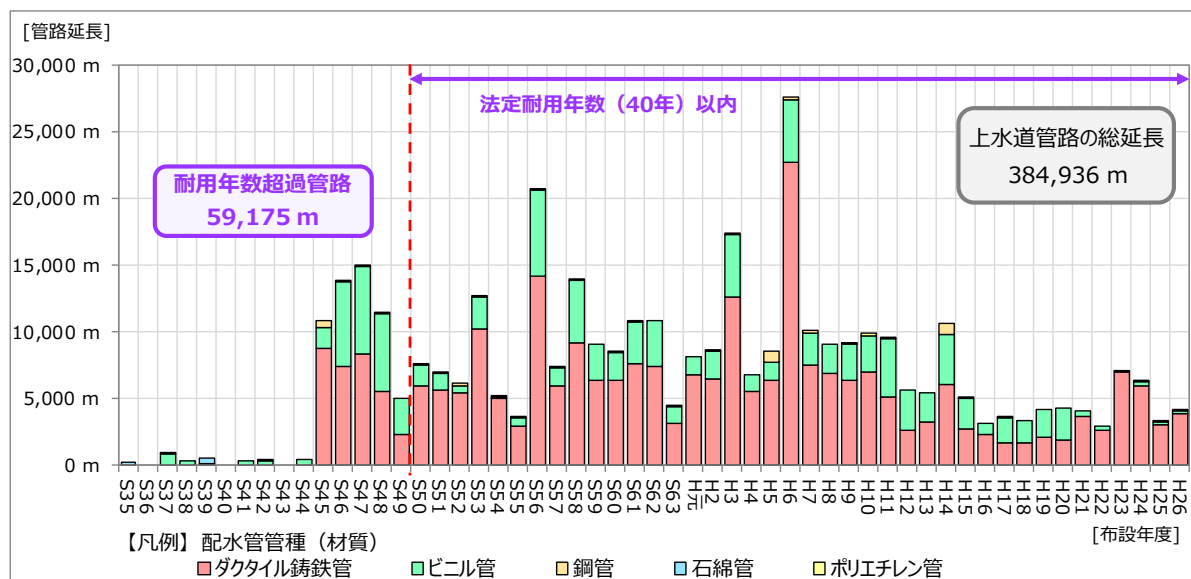


図2-4 布設年度別の上水道（管路）延長

下水道（污水管）

下水道（污水管）について布設年度別に見ると、図2-5で示すとおり、昭和63年度（1988年度）まではコンクリート管が大半を占めていましたが、平成元年度（1989年度）から陶管が多く使用されるようになり、更に平成10年度（1998年度）からは塩化ビニル管が主流になっています。

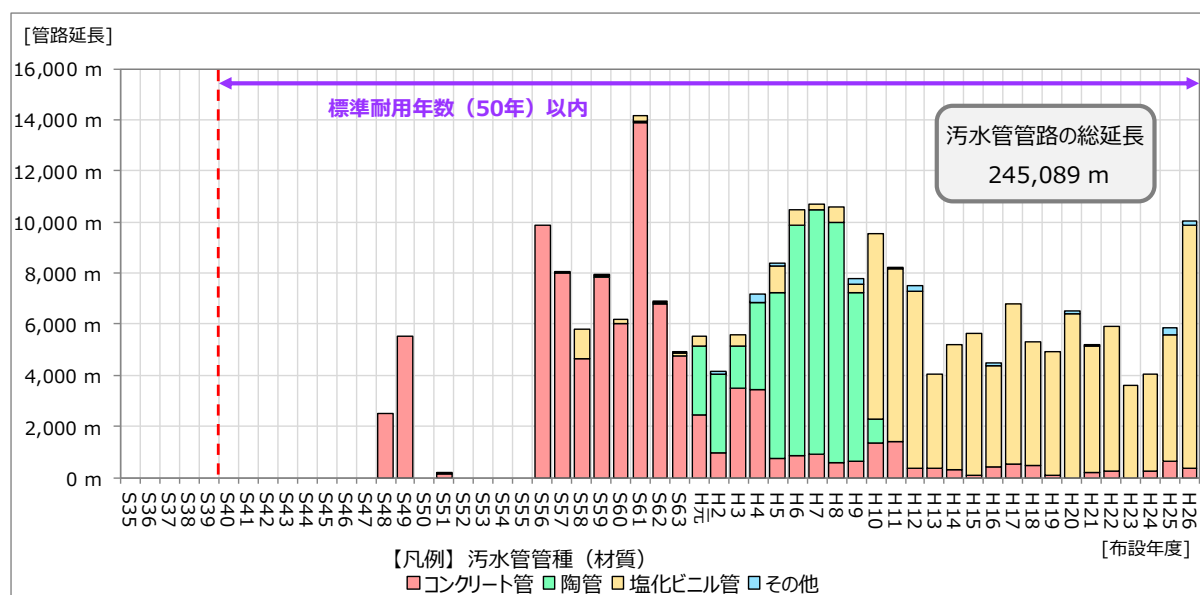


図2-5 布設年度別の污水管管路延長

下水道（雨水管）

下水道（雨水管）の管種は、全体の 96.0%をコンクリート管が占めています。また、図 2-6 で示すように、総延長の 6 割以上にあたる 74,048mの雨水管が、布設年度不明となっています。

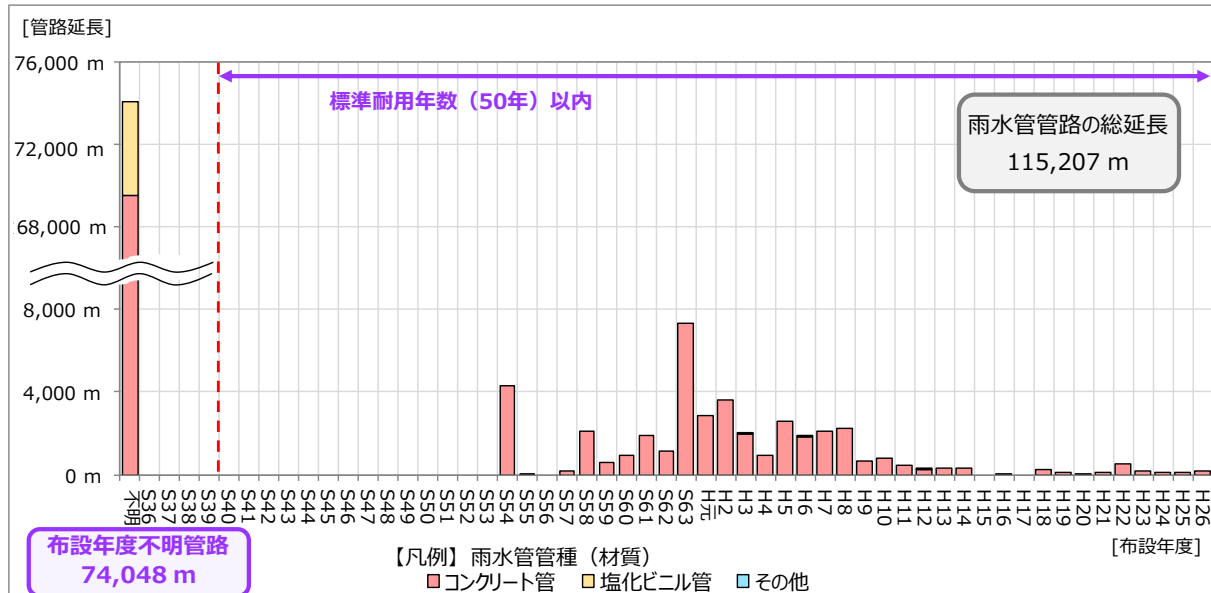


図 2-6 布設年度別の雨水管管路延長

公園・広場等

公園及び広場等は、老朽化した遊具などの設備の更新が必要になりますが、公園自体には耐用年数が無いことから、公園整備年度別状況の把握は対象外となります。

河川

本市で管理する準用河川は、郷倉川、二反田川、石原川の 3 河川です。そのうち、石原川は、護岸整備から 40 年以上経過しており、老朽化が進んでいます。

農業用施設

開水路については、稲葉・二反田地区において整備後 50 年近くが経過し、コンクリートの耐用年数を迎えようとしています。

管水路については、整備時期が不明なものもあります。

表 2-3 で示すように、ため池のうち、濁池は堤体の整備改修をしてから 48 年が経過しています。なお、平池の整備時期は不明です。

表 2-3 ため池の整備改修後経過年数

名称	整備改修後経過年数 (堤体)
維摩池	37 年
濁池	48 年
長池	31 年
大森池	25 年
雨池	30 年
新池	25 年
平池	不明

2-2 総人口や年代別人口についての今後の見通し

(1) 総人口の推移と将来推計

本市の人口の推移と将来推計を、図2-7に示します。

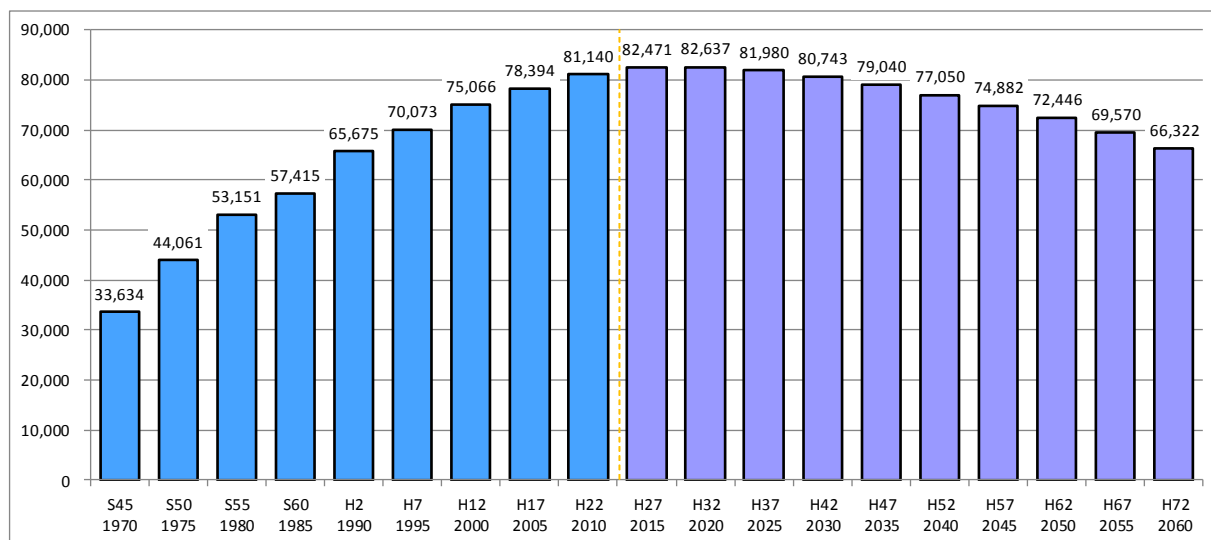
昭和45年（1970年）に東春日井郡旭町が市制を施行して尾張旭市が誕生しましたが、当時の人口は国勢調査で33,634人でした。

昭和45年（1970年）から昭和55年（1980年）にかけては、前回国勢調査比で2～3割の増加率を示す急激な人口増加があり、その後も順調に人口が増加し続けています。

平成22年（2010年）には総人口が81,140人になり、昭和45年（1970年）からの40年間で約2.4倍になっています。

現在、日本全体では人口減少の局面に入っていますが、尾張旭市人口ビジョンでは平成32年（2020年）までは微増傾向が継続し、その後減少傾向に転じると推計しています。

平成72年（2060年）の推計人口はおよそ66,300人で、平成32年（2020年）のピーク時と比較して2割弱の減少となります。



出典：国勢調査 昭和45年（1970年）～平成22年（2010年）

出典：尾張旭市人口ビジョン 平成27年（2015年）～平成72年（2060年）

図2-7 人口の推移と将来推計

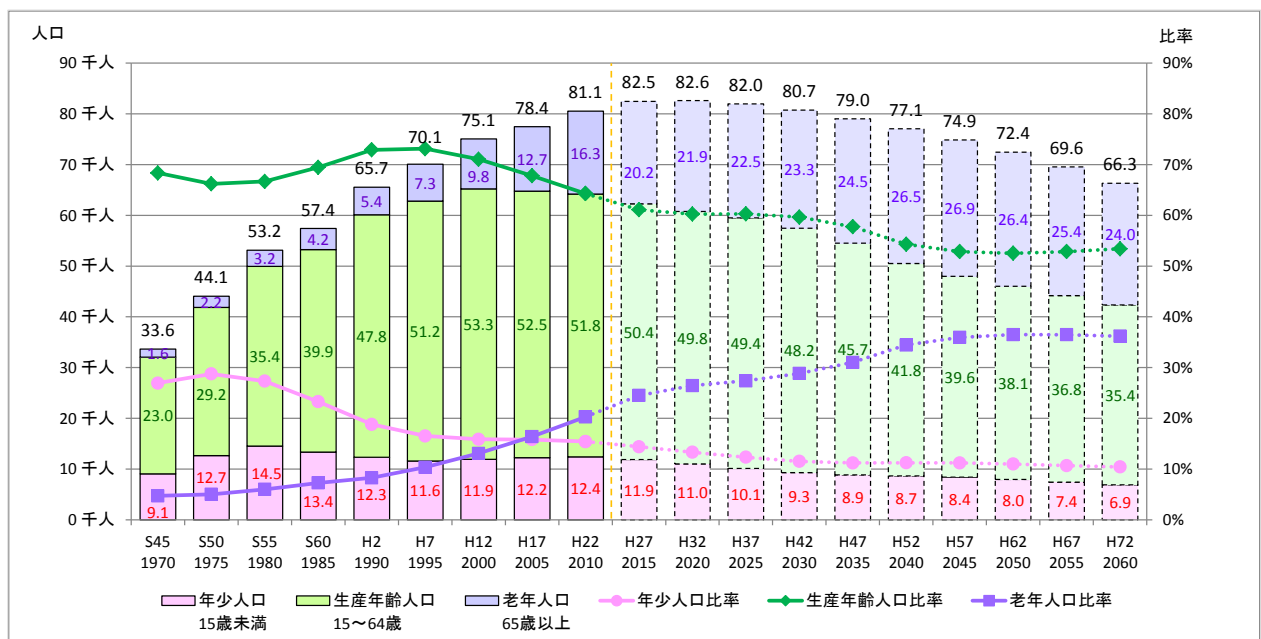
(2) 年齢3区分別人口の推移と将来推計

本市の人口を年齢別に「15歳未満の年少人口」、「15歳以上65歳未満の生産年齢人口」、「65歳以上の老年人口」の3つに区分して、その推移と将来推計を図2-8で示します。

昭和45年(1970年)から昭和55年(1980年)までは、年少人口が総人口の28%前後、老年人口が総人口の5%前後であり、子どもが多く高齢者が少ない人口構成になっていました。

その後、少子高齢化が進行し、平成7年(1995年)には総人口に対する老年人口の比率(高齢化率)が10%を超え、平成17年(2005年)には老年人口が年少人口を上回りました。平成22年(2010年)の高齢化率は、全国平均の23%を下回っていますが、20%にまで達しています。

経済と社会の主要な活力となる生産年齢人口は、人数では平成12年(2000年)、総人口との比率では平成7年(1995年)にピークを迎えており、それ以降は減少しています。



※小数点以下の端数処理により、年齢区分別人口の合計と総人口が一致しない場合があります。

出典：国勢調査 昭和45年(1970年)～平成22年(2010年)

出典：尾張旭市人口ビジョン 平成27年(2015年)～平成72年(2060年)

図2-8 年齢3区分別人口の推移と将来推計

公共施設等の主な利用者は市民であり、市の人口の変化は、公共施設等の需要に大きく影響します。これまでは人口が増加し続けたため、公共施設等への需要も高まり、それに応えるように公共施設等が整備されてきました。しかし、近い将来には人口減少期を迎え、年齢構成も少子高齢化が進行すると予測されており、今後は公共施設等に対する需要も変化すると思われます。

また、市民は公共施設等の利用者であると同時に、公共施設等の維持管理に必要な費用を負担する納税者でもあります。公共施設等の総量が変わらないまま人口が減少すると、1人あたりの負担は増大します。

そのため、将来の人口や年齢構成を考慮し、今後は公共施設等のあり方と適切な保有量を検討する必要があります。

2-3 中長期的な経費や充当可能な財源の見込み等

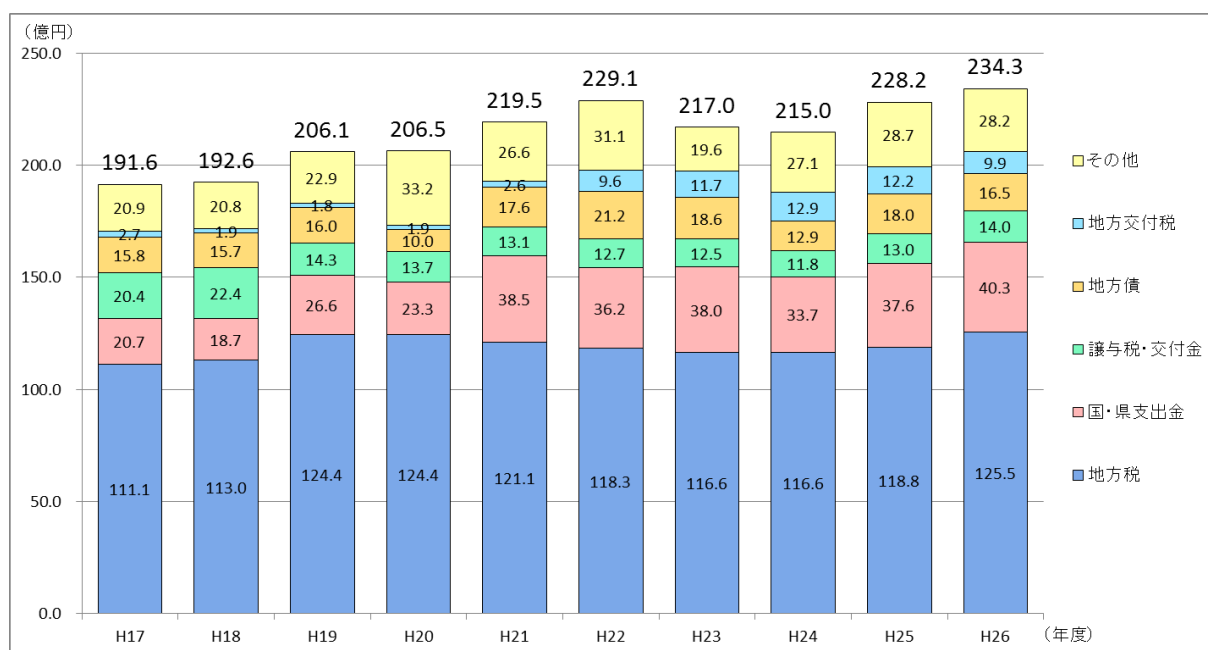
本市の財政状況について、平成17年度（2005年度）から平成26年度（2014年度）までの普通会計^②決算で歳入と歳出の推移を見るとともに、公共施設等の更新や維持管理にかかる費用を試算します。

（1）歳入

本市の歳入の推移を図2-9に示します。

本市の歳入は、平成17年度（2005年度）と平成18年度（2006年度）には約190億円でした。その後、平成23年度（2011年度）と平成24年度（2012年度）では前年度より減少しましたが、全体としては概ね増加傾向にあり、平成26年度（2014年度）には234.3億円になっています。

歳入の半分以上を地方税が占めていますが、国・県からの支出金が増加しており、相対的に地方税の割合は低下しています。



※小数点以下の端数処理により、各項目の合計と歳入総額が一致しない場合があります。

出典：平成17～26年度（2005～2014年度）普通会計決算

図2-9 歳入の推移

用語解説

②普通会計：地方公共団体の会計のうち、公営事業会計（上水道、下水道、国民健康保険など）を除く会計。会計間の重複額等を控除した純計額であり総務省の定める基準で各地方公共団体の会計を統一的に再構成したもの。

本市では、一般会計、土地取得特別会計、旭平和墓園事業特別会計が普通会計の対象となります。

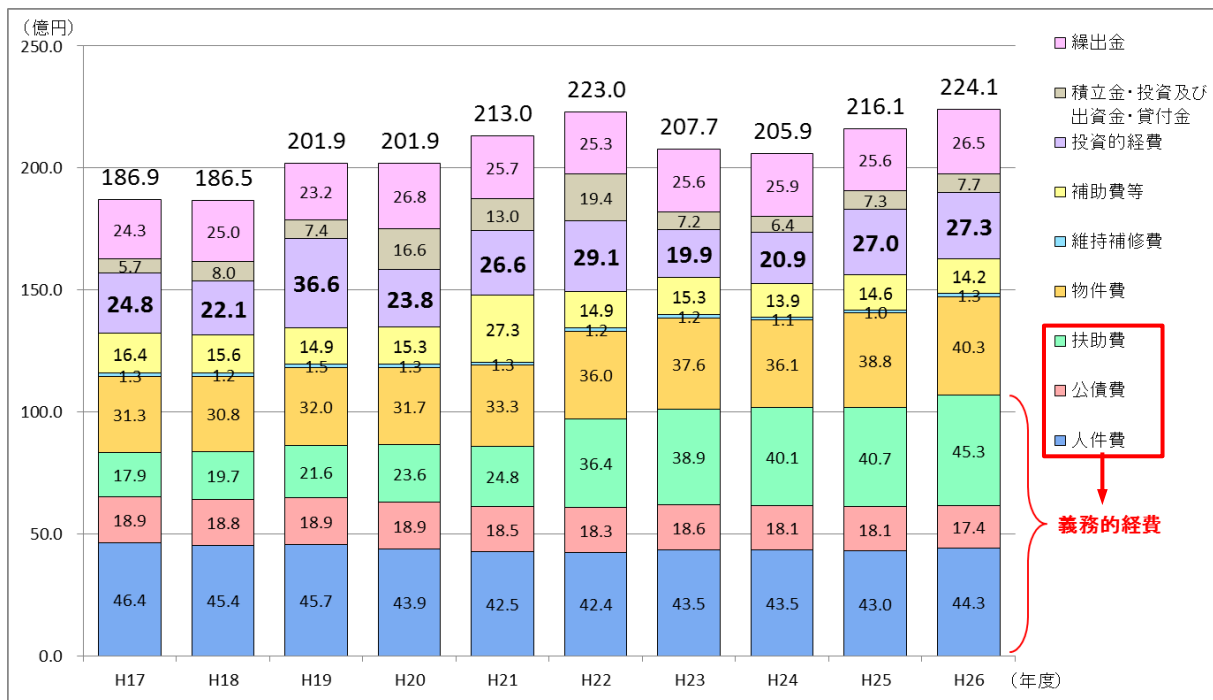
(2) 歳出

本市の歳出の推移を、図2-10に示します。

本市の歳出は、歳入と同じく平成23年度（2011年度）と平成24年度（2012年度）に前年度比で減少していますが、この10年間は概ね増加傾向であり、平成17年度（2005年度）に186.9億円だった歳出は、平成26年度（2014年度）には224.1億円まで増加しています。

歳出の内訳を性質別に見てみると、主に公共施設等の整備に充てられる投資的経費は、年度ごとに金額の上下があるものの、平均すると25.8億円になります。

一方、児童・高齢者・障がい者・生活困窮者などに対する社会保障として支出されている扶助費は、平成17年度（2005年度）の17.9億円から年々増加し、平成26年度（2014年度）には45.3億円と10年間で約2.5倍に増加しています。



※小数点以下の端数処理により、各項目の合計と歳出総額が一致しない場合があります。

出典：平成17～26年度（2005～2014年度）普通会計決算

図2-10 歳出の推移

(3) 更新費用の試算

今後、多くの公共施設等で老朽化が進行し、建替えや大規模改修が必要になると予想されます。建替えや大規模改修にかかる費用（更新費用）と時期を把握し、公共施設等の更新のあり方を検討する必要があります。

更新費用の試算は、一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）が作成した公共施設等更新費用試算ソフトの試算方法に準じて行います。公共施設等更新費用試算ソフトは、平成22年度（2010年度）に総務省が監修し、一般財団法人自治総合センターが行った「公共施設及びインフラ資産の更新に係る費用を簡便に推計する方法に関する調査研究」に基づき作成されたものです。

今回の更新費用の試算は、施設個々の老朽具合等の実態に基づいて詳細に行ったものではなく、あくまでも、おおよその更新時期と費用を把握するために、耐用年数を一律で設定し、公共施設等更新費用試算ソフトを活用して暫定的に試算したものです。

なお、インフラ施設のうち、耐用年数に関する基準のない、公園・広場等、河川、農業用施設については、公共施設等更新費用試算ソフトの対象外となっています。

ア 公共建築物

公共建築物の更新費用は、次の仮定した条件に従い試算します。

- 公共建築物は、耐用年数を60年に設定し、建築後60年を経過すると建替えるものとします。また、大規模改修は、建築後30年で実施します。
- 設計及び施工は複数年度にわたり費用がかかるため、建替え期間を3年、大規模改修の修繕期間を2年として、費用を分割します。
- 試算時点で既に建替え又は大規模改修の時期を迎えているものは、試算年度に費用が集中しないように、今後10年間で分散して行うものとします。
- 試算時点で建築後51年以上経過しているものは、建替え時期が近いとため、大規模改修を行わないものとします。
- どうだん亭、狩宿郷倉及び復元古民家の3施設は歴史文化施設であり、通常の公共建築物のように建替えるものではないため、試算の対象外とします。
- その他に分類されている公共建築物のうち、現在利用されていない旧第二学校給食共同調理場、旧名古屋市立保育短期大学、旧名古屋市立緑丘小・中学校、旧名古屋市立給食センター及び旧若松寮は、試算の対象外とします。
- 表2-4で示すように、用途分類（大分類）ごとに更新単価を設定し、延床面積を乗じて費用を算出します。なお、この更新単価には、機械・設備等の更新費用は含まれていません。

以上の条件で試算すると、図2-11で示すように、今後40年間で898.1億円、1年あたり22.5億円の更新費用が必要になると予測されます。

表2-4 公共建築物の更新単価

用途分類（大分類）		大規模改修	建替え
行政系施設		25 万円/㎡	40 万円/㎡
消防防災施設		25 万円/㎡	40 万円/㎡
保健・福祉施設		20 万円/㎡	36 万円/㎡
文化・社会教育施設		25 万円/㎡	40 万円/㎡
スポーツ・レジャー系施設		20 万円/㎡	36 万円/㎡
学校教育系施設		17 万円/㎡	33 万円/㎡
子育て支援施設		17 万円/㎡	33 万円/㎡
集会施設		25 万円/㎡	40 万円/㎡
市営住宅		17 万円/㎡	28 万円/㎡
インフラ系建築物	公園建築物	17 万円/㎡	33 万円/㎡
	上水道建築物	20 万円/㎡	36 万円/㎡
	下水道建築物	20 万円/㎡	36 万円/㎡
その他施設		20 万円/㎡	36 万円/㎡

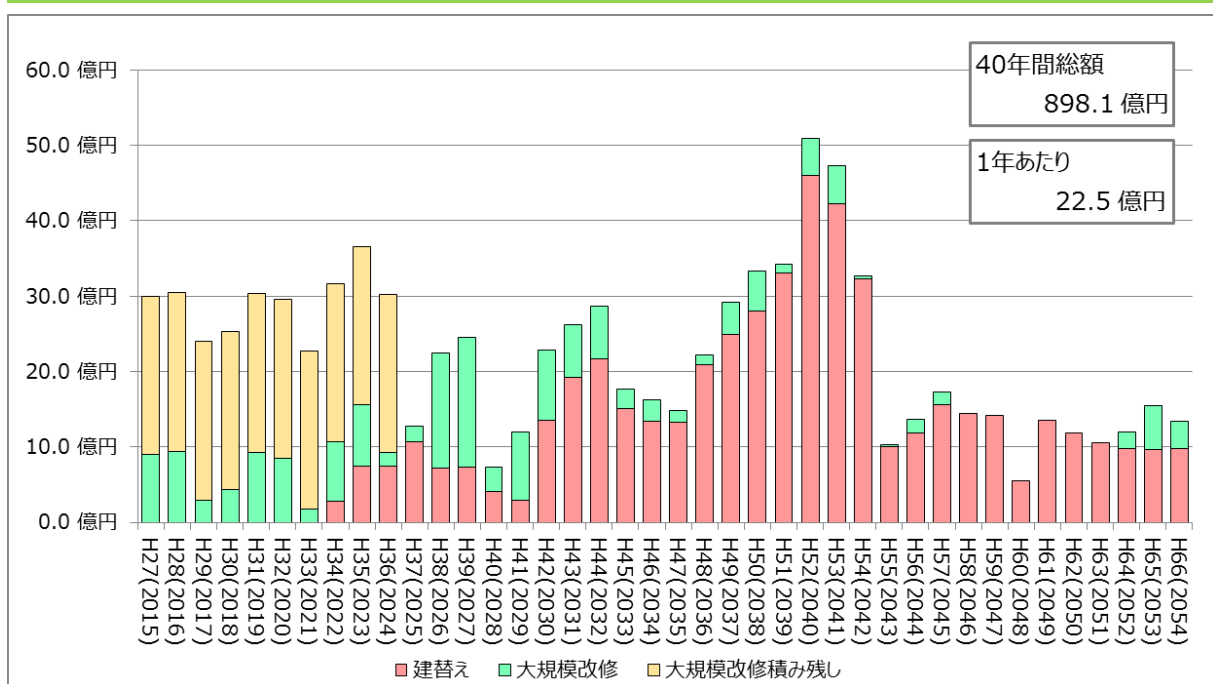


図2-11 公共建築物更新費用試算

イ 道路

道路の更新費用は、次の仮定した条件に従い試算します。

- 道路の更新は、舗装の打替えを行い、舗装の耐用年数は15年と設定します。
- 15年間で全舗装の打替えを行うものとし、1年あたり全道路面積の15分の1ずつ実施します。
- 更新単価は一律4,700円/㎡と設定し、道路面積を乗じて更新費用を算出します。

以上の条件で試算すると、図2-12で示すように、今後40年間で268.2億円、1年あたり6.7億円の更新費用が必要になると予測されます。

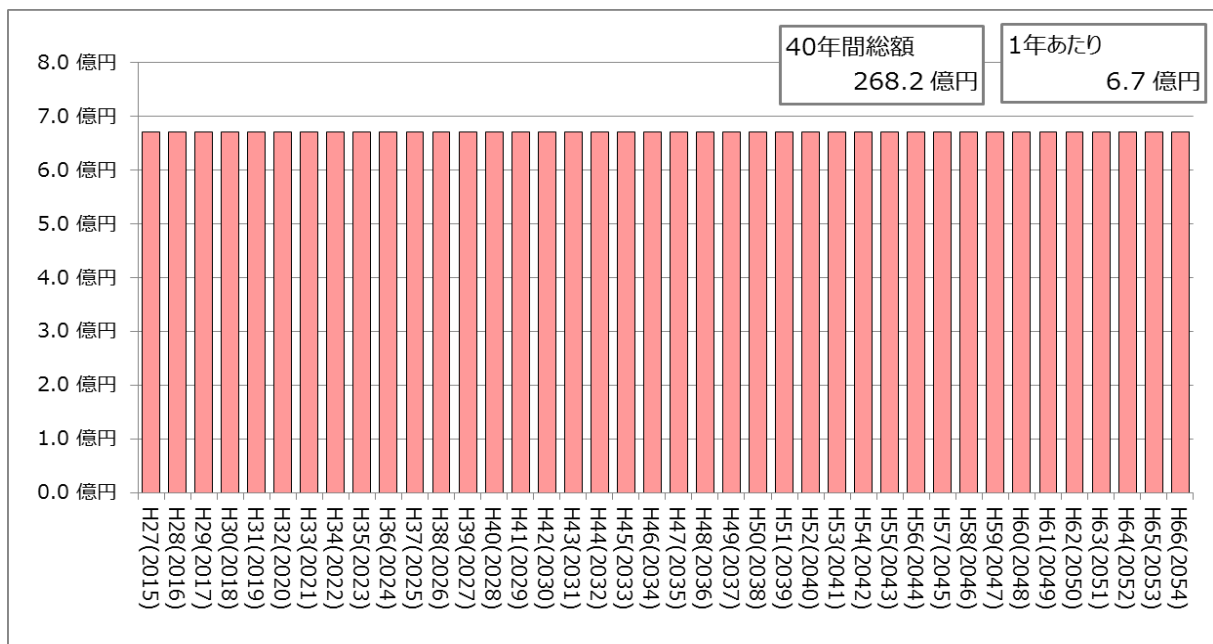


図2-12 道路更新費用試算

ウ 橋梁

橋梁の更新費用は、次の仮定した条件に従い試算します。

- 橋梁の耐用年数は60年とし、架設後60年を経た年度に更新します。
- 現在、構造が鋼橋であるものは鋼橋で更新し、それ以外の構造の場合は、元がプレストレストコンクリート^③橋（PC橋）でないものを含め、PC橋として更新します。
- 架設年度が不明な橋梁は、昭和25年度（1950年度）から平成26年度（2014年度）の65年間で均等に架設されたものと仮定し、1年あたり架設年度不明分の橋梁面積を65分の1ずつ更新することとして試算します。
- 更新単価は表2-5で示すように、構造別に設定し、橋梁面積を乗じて更新費用を算出します。

表2-5 橋梁更新単価

構造	更新単価
PC橋	425 千円/㎡
RC橋	425 千円/㎡
鋼橋	500 千円/㎡
その他	425 千円/㎡

以上の条件で試算すると、図2-13で示すように、今後40年間で25.9億円、1年あたり0.65億円の更新費用が必要になると予測されます。

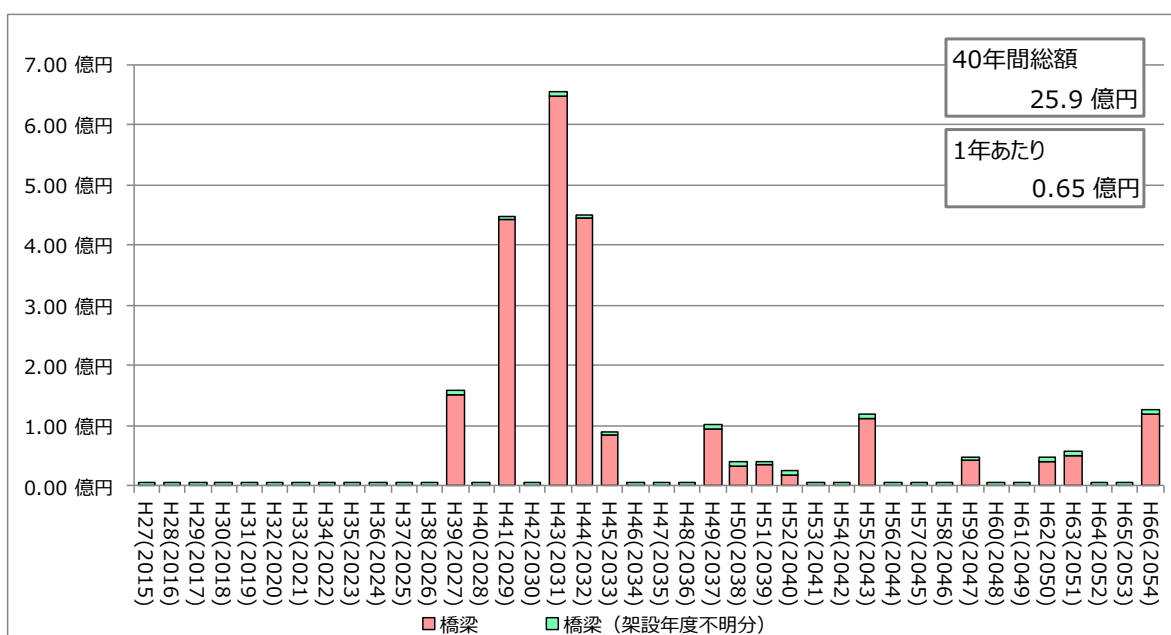


図2-13 橋梁更新費用試算

用語解説

- ③プレストレストコンクリート：あらかじめ圧縮応力「プレストレス（Prestress）」を与えることで、引張りに耐える範囲を大幅に拡大し、コンクリートの最大の弱点（圧縮には強いが引張には弱い）を改善したコンクリート部材のことをプレストレストコンクリート（略称PC）という。

エ 上水道（管路）

上水道（管路）の更新費用は、次の仮定した条件に従い試算します。

- 上水道（管路）の耐用年数は40年とし、布設後40年を経た年度に更新します。
- 試算時点で既に耐用年数を迎えている上水道管路は、試算年度に費用が集中しないように、今後5年間で分散して行うものとします。
- 更新単価は表2-6で示すように、管径別に設定し、管路延長を乗じて更新費用を算出します。

以上の条件で試算すると、図2-14で示すように、今後40年間で382.0億円、1年あたり9.6億円の更新費用が必要になると予測されます。

表2-6 上水道（管路）更新単価

管種	管径	更新単価
配水管	～150mm	97 千円/m
	151～200mm	100 千円/m
	201～250mm	103 千円/m
	251～300mm	106 千円/m
	301～350mm	111 千円/m
	351～400mm	116 千円/m
	401～450mm	121 千円/m
	451～550mm	128 千円/m
	551～600mm	142 千円/m
	601～700mm	158 千円/m

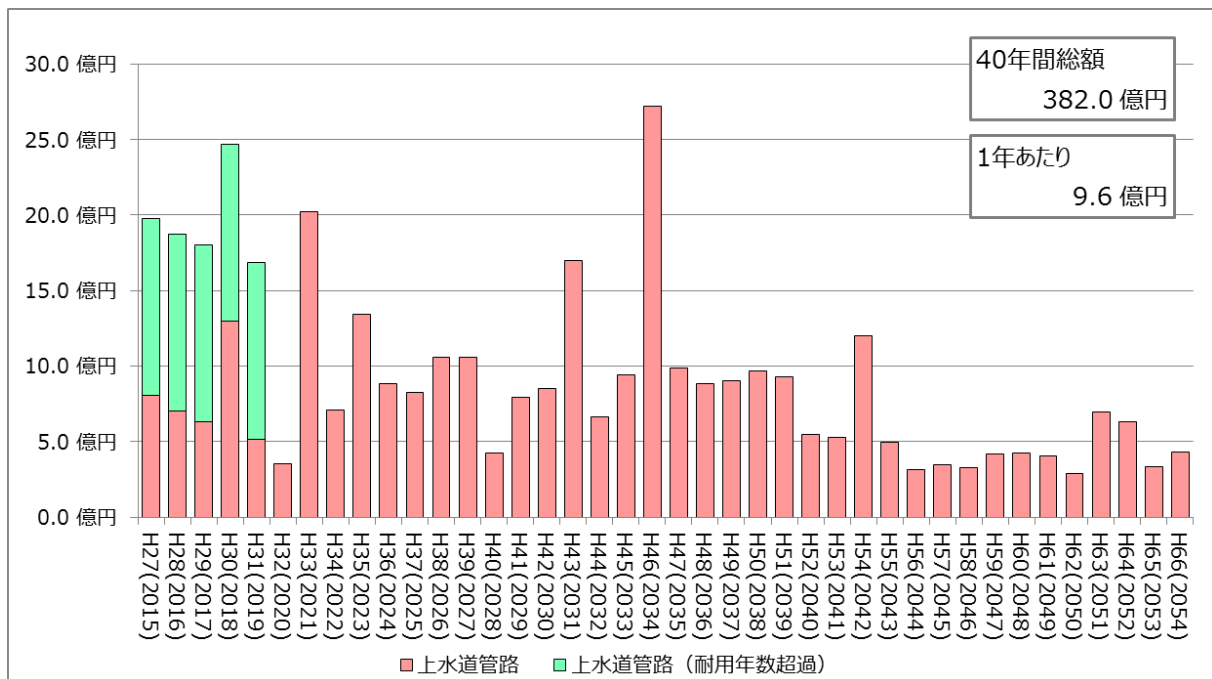


図2-14 上水道（管路）更新費用試算

オ 下水道（管路）

下水道（管路）の更新費用は、次の仮定した条件に従い試算します。

- 下水道（管路）の耐用年数は50年とし、布設後50年を経た年度に更新します。
- 布設年度が不明な管路は、昭和25年度（1950年度）から平成26年度（2014年度）の65年間で均等に布設されたものと仮定し、布設年度不明分の管路延長を65分の1ずつ毎年更新することとして試算します。
- 更新単価は、データの整備状況から、表2-7で示すように、污水管は管径別、雨水管は管種別に設定し、管路延長を乗じて更新費用を算出します。

表2-7 下水道（管路）更新単価

污水管		雨水管	
管径	更新単価	管種	更新単価
～250mm	61 千円/m	コンクリート管	124 千円/m
251～500mm	116 千円/m	塩化ビニル管	
501～1000mm	295 千円/m	その他	
1001～2000mm	749 千円/m		

以上の条件で試算すると、図2-15で示すように、今後40年間で255.3億円、1年あたり6.4億円の更新費用が必要になると予測されます。

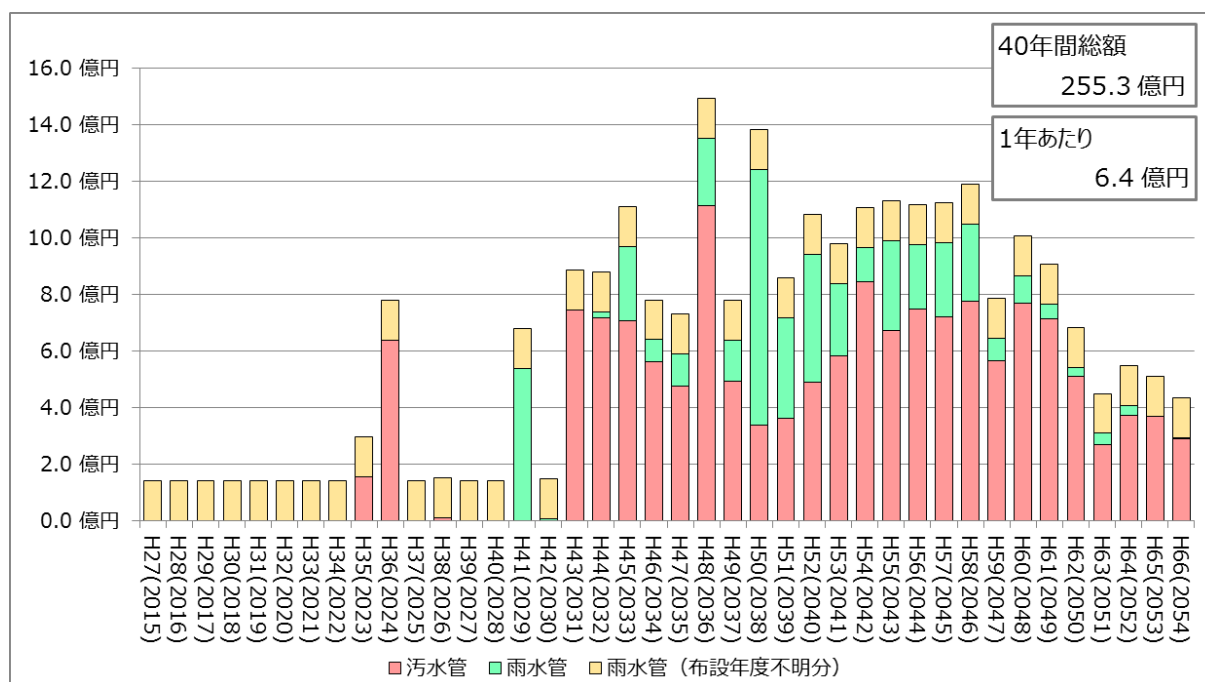


図2-15 下水道（管路）更新費用試算

カ 公共施設等全体

公共建築物、道路、橋梁、上水道（管路）及び下水道（管路）を合わせた公共施設等全体の更新費用の試算結果を、図2-16に示します。

現在保有する公共施設等を削減せず、全て保有し続ける場合、今後40年間で1,829.6億円、1年あたり45.7億円の更新費用が必要になると予測されます。

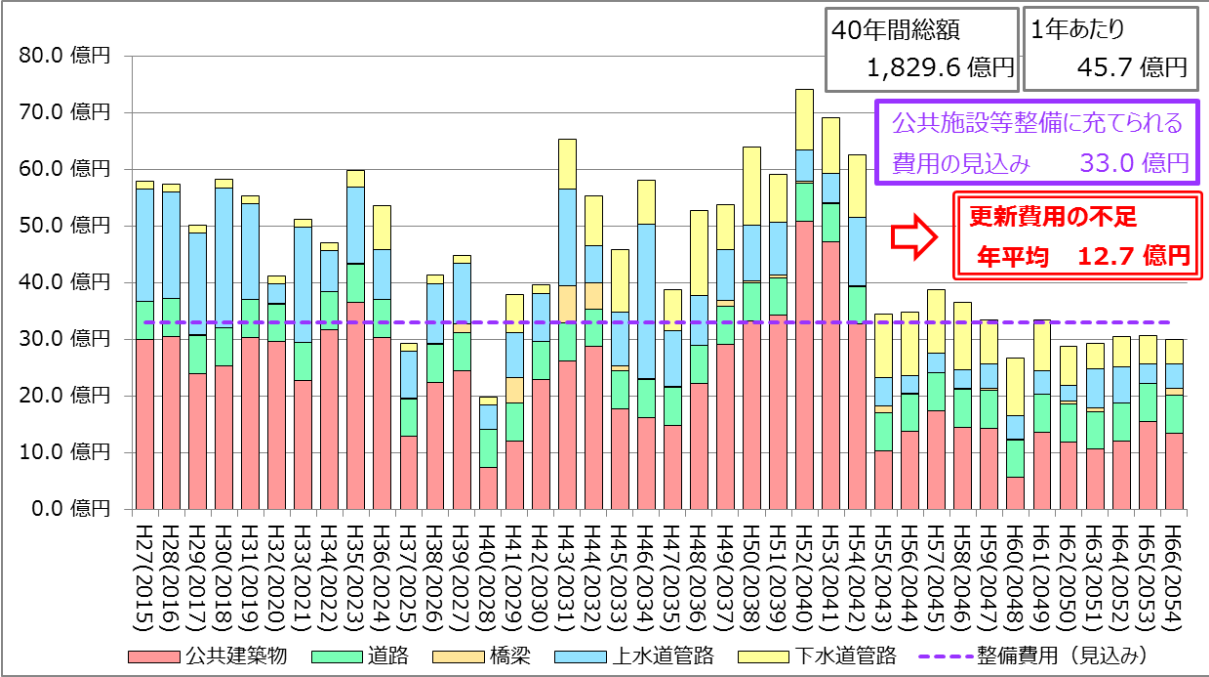


図2-16 公共施設等全体更新費用試算

公共施設等の整備に充てられる費用について、過去の実績をもとに将来の費用を見込みます。平成22年度（2010年度）から平成26年度（2014年度）までの5年間に、普通会計、公共下水道事業特別会計及び水道事業会計で施設整備に充てられた費用は、表2-8で示すように、1年あたり平均で33.0億円になります。

今後も財政状況に大きな変化が無く、毎年33.0億円が公共施設等の整備に充てられるとすると、更新に必要な45.7億円に対して、12.7億円不足することになります。

表2-8 公共施設等の整備に充てられた費用

会計区分	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平均
普通会計 投資的経費	29.1 億円	19.9 億円	20.9 億円	27.0 億円	27.3 億円	24.8 億円
公共下水道事業特別会計 管渠（既存）補修工事、 管渠（新設）測量・設計、布設工事、付帯工事	3.6 億円	2.5 億円	3.5 億円	4.8 億円	8.8 億円	4.6 億円
水道事業会計 建設改良工事費	3.2 億円	3.4 億円	4.0 億円	3.8 億円	3.2 億円	3.5 億円
合計						33.0 億円

※小数点以下の端数処理により、平均値・合計値が一致しない場合があります。

今回行った更新費用の試算は、一律的な整備方針のもとに、実際の劣化状況にかかわら

ず、設定された耐用年数を迎えた公共施設等は、全て更新するものとして計算しています。

また、公共施設等の更新を中長期的に把握するために行った、簡便な推計手法に基づく試算結果であり、公共施設等の整備方針によって必要な更新費用は大きく変化します。

なお、今回試算した更新費用のほかに、施設を維持していくための費用として、更新費用の対象から除外したプラント設備等の更新費用、経常的に発生する各種保守業務や施設運営に係る費用等も必要になります。さらに、本市単独で所有する施設ではありませんが、近隣自治体との一部事務組合（公立陶生病院、公立瀬戸旭看護専門学校、尾張東部衛生組合、尾張旭市長久手市衛生組合）の施設についても、今後の著しい老朽化等により、大規模改修や建替え等を行う場合には、大幅な組合負担金の増額が見込まれることも忘れてはなりません。

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

3-1 計画期間

第2章（P. 7）図2-2で示したように、本市の公共建築物は昭和45年（1970年）から昭和55年（1980年）にかけて、集中的に建築されています。耐用年数を仮に60年とすると、第2章（P. 17）図2-11で示すように、平成34年（2022年）あたりから更新（建替え）が始まり、平成42年（2030年）から平成54年（2042年）にかけて、更新の最盛期を迎えることとなります。

本計画においては、公共施設等の計画的な管理運営において中長期的な視点が不可欠なことから、図3-1で示すように、更新の最盛期を含むことに加え、施設の計画的な長寿命化等による更新費用の平準化を見据え、40年間（平成29年度（2017年度）から平成68年度（2056年度）まで）を計画期間とします。

なお、本計画については、上位計画である尾張旭市総合計画や関連計画、また社会情勢の変化などを踏まえて、今後も5年を目安に見直すこととします。

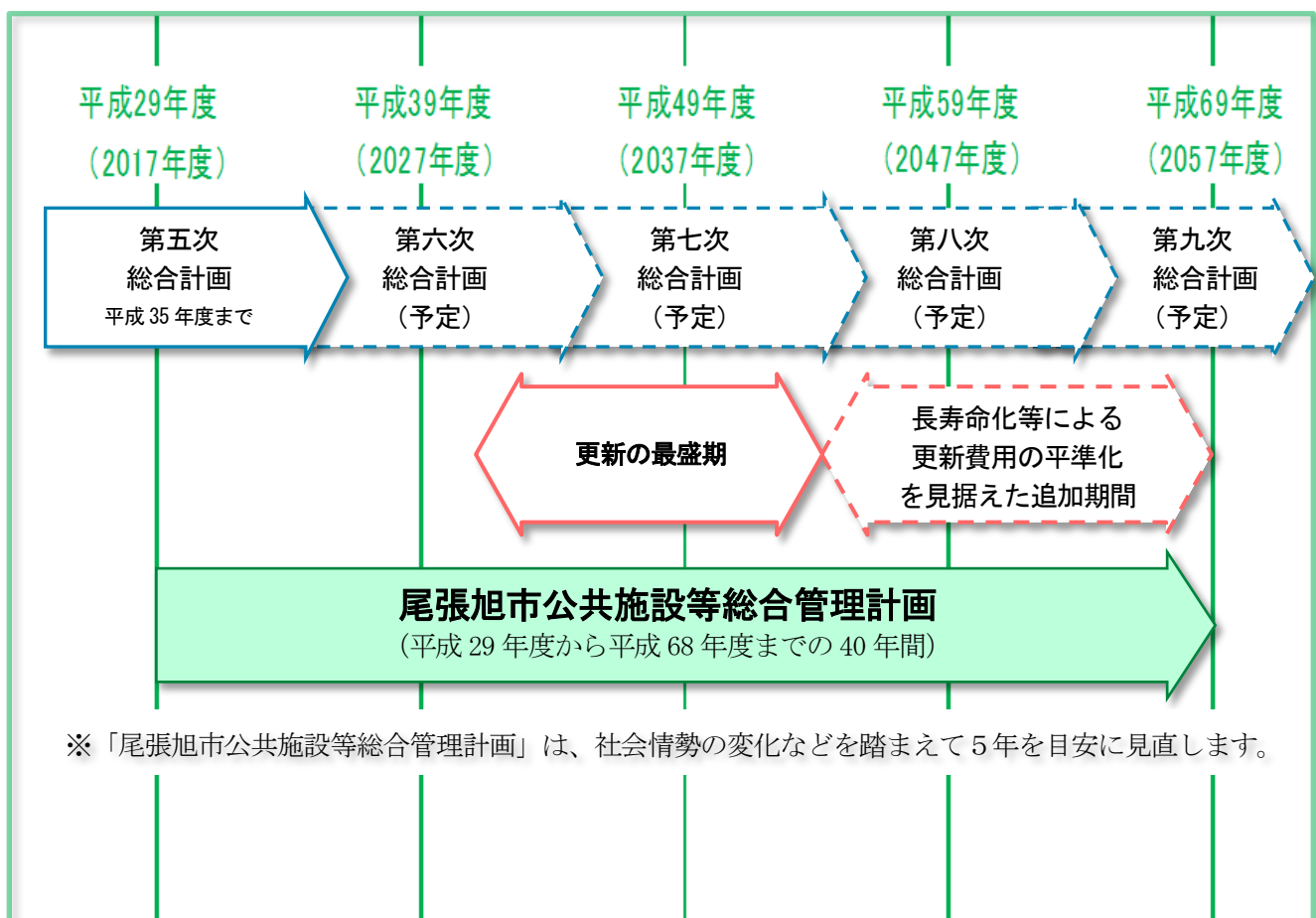


図 3-1 公共施設等総合管理計画の計画期間

3-2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

(1) 取組体制

本市では、ファシリティマネジメントの本格導入に向け、全庁的に推進していくための先導役となる組織として、平成28年（2016年）4月に「財産経営課」を設置しました。

ファシリティマネジメントの推進と併せて、本計画の総合的かつ計画的な管理を実現していくために、必要に応じて、当該業務に特化した新たな専門部署を設置することも検討し、更に、図3-2で示すように、市長をトップとした「（仮称）尾張旭市ファシリティマネジメント推進本部」を組織して、全庁的な推進体制の構築を図っていきます。

また、全庁的な推進体制の中で、市議会や市民に対しても、積極的かつ定期的に取り組状況などの情報提供を図っていきます。

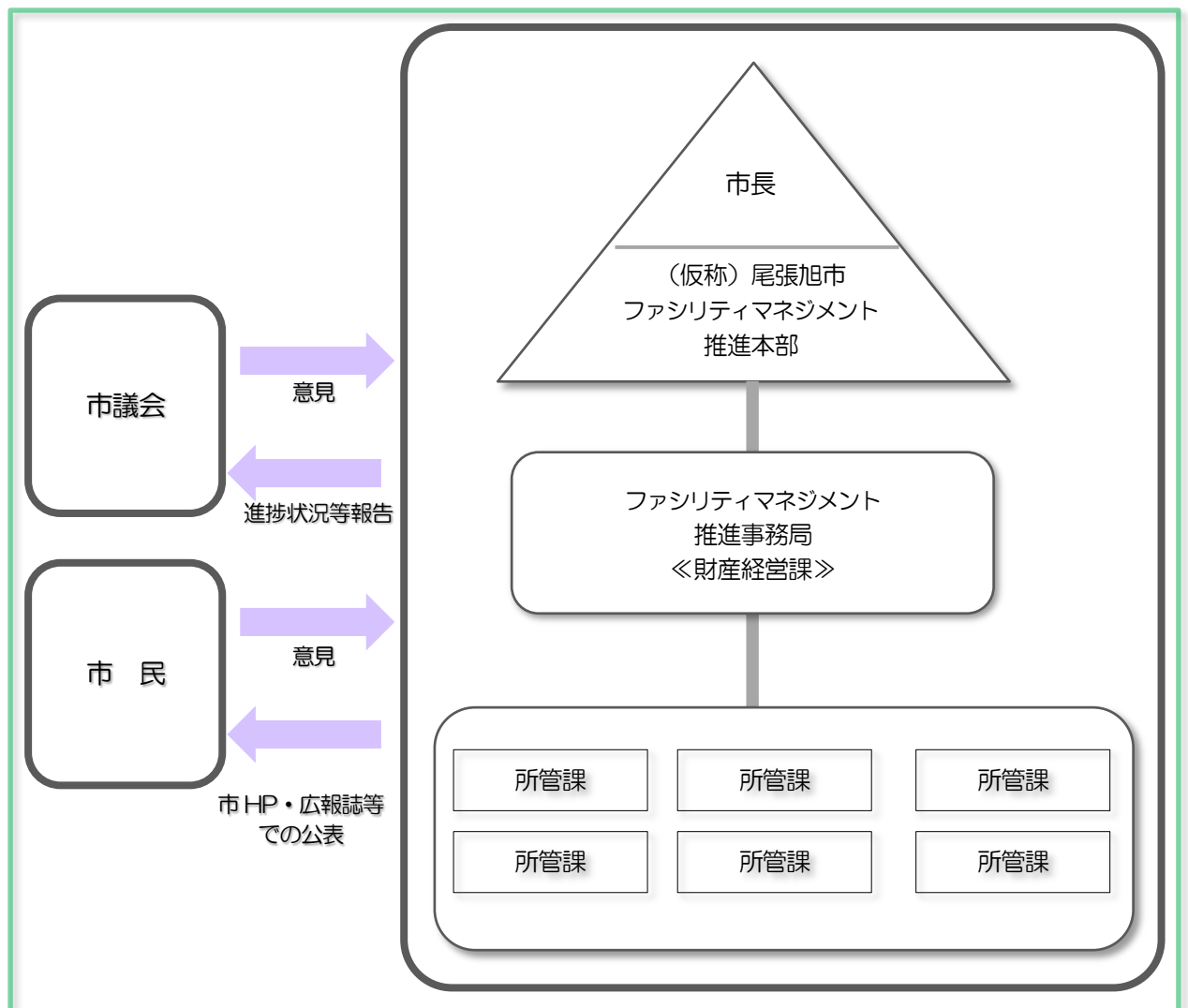


図3-2 取組体制

3-3 現状や課題に関する基本認識

(1) 公共施設等の老朽化への対応

- 更新費用の試算結果から、現在本市が保有する公共施設等を全て更新するには、費用が年平均12.7億円不足する見込みとなっています。このため、限られた財源の中で公共施設等の更新を滞りなく行うためには、更新単価の削減、更新対象の精査、不要な公共施設等の廃止など、更新費用を抑制するための新たな取組が必要になります。
- 老朽化の進んだ施設は、危険回避のための点検を重点的に実施するなど、安全・安心の確保に努める必要があります。
- 計画的な維持管理と長寿命化を推進するとともに、中長期的なコストの縮減・財政負担の平準化が必要となります。

ポイント ① 公共施設等の老朽化への対応

- ⇒更新費用の抑制
- ⇒安全・安心の確保
- ⇒中長期的なコストの縮減と財政負担の平準化

(2) 人口減少・少子高齢化への対応

- 本市では、近い将来に人口減少期を迎え、同時に少子高齢化が一層進行すると予測されます。公共施設等を取り巻くこうした変化に対応し、利用者のニーズに合わせた転用による現有施設の有効活用を図るとともに、施設の適正な保有量について検討していく必要があります。
- 人口減少に伴う市税等の減少や高齢化に伴う扶助費の増加などにより、市の財政はさらに厳しさを増すと予想されることから、公共施設等の維持管理においても、限られた財源の中で適切に行っていく必要があります。

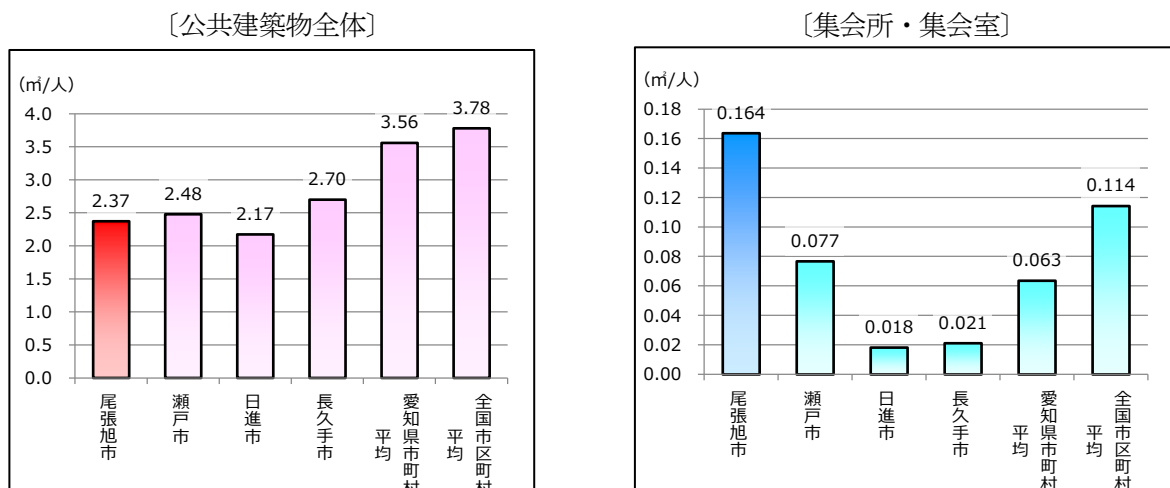
ポイント ② 人口減少・少子高齢化への対応

- ⇒変化に対応した施設の適切な転用や保有量の見直し
- ⇒厳しい財政状況における施設の適切な維持管理の検討

（３）公共建築物の総量と配置状況への対応

- 本市における公共建築物の全体保有量は、図3-4で示すように、人口1人当たりの延床面積換算で、近隣自治体や愛知県平均などと比較して決して多くはありませんが、集会施設に限って見ると、他自治体を大きく上回っています。
- 集会施設が多い要因として、単純に地域集会所の数が多いということもありますが、コミュニティ拠点施設や公民館、老人いこいの家などの多様な集会施設が数多くあることも影響しているとみられます。
- 集会施設は一つひとつの規模が小さく、その見直しだけで更新費用の不足を補うことは現実的に困難なため、集会施設以外の施設も含めて幅広く検討する必要があります。
- 必ずしも、全ての施設分類が効率的かつ無駄なく配置されているとは言えないため、公共建築物の総量の見直しや適正な配置の検討を行っていく必要があります。

ポイント ③ 公共建築物の総量と配置状況への対応
⇒総量の見直し（縮減）と適正配置の検討



※総務省 公共施設状況調（平成25年度（2013年度）） 公有財産建物延床面積、集会施設延床面積

※愛知県 月報あいちの人口（平成26年（2014年）4月1日時点）

※総務省統計局 人口推計（平成26年（2014年）4月1日確定値）

注）公共施設状況調の「集会施設・集会所」には、集会を目的として設置している施設のほか、その他の施設においても集会等に供している集会室部分があれば、その部分の床面積も合算しています。

図3-4 人口1人あたりの公共建築物延床面積

3－4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

（１）基本的な方向性と数値目標

現状や課題に関する基本認識で示した３つのポイントを踏まえ、本市が公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、今後目指すべき「３つの基本的な方向性」と「数値目標」を定めました。

ア ３つの基本的な方向性

1. 本市の将来に見合った施設の量と配置を目指します 【総量と配置の適正化】

今後、人口が減少し、少子高齢化が進むと、公共施設等に対する需要が大きく変化すると予測されています。一方では、地方税を始めとした歳入の落ち込みや、扶助費の増大による投資的経費の縮減が予測されます。

本市が所有する公共建築物の総量は、近隣市などと比較した場合、決して多すぎることはありませんが、今後の施設の需要や財源の見通しを踏まえて考慮すると、施設全体の総量縮減の検討が必要です。

その際、現状で提供しているサービスをできる限り維持することが肝要であり、必要に応じて施設の利用基準等の見直しを含め、既存施設の有効活用を優先的に進めるとともに、将来、本市が目指すまちづくりの方向性とも整合させつつ、再編整理計画を策定し、公共施設の総量と配置の適正化を進めます。

2. 施設を大切に長く使います 【長寿命化の推進】

公共建築物については、６割以上が建築後３０年以上を経過し、老朽化が進んでいます。昭和５６年度（１９８１年度）以前に旧耐震基準で建築された建築物の大半は、耐震改修が行われています。また、インフラ施設についても耐震改修を進めています。

しかし、建設時期の古い施設では、仕様や設備などの面で、現在のニーズにそぐわないことなどから、どうしても更新が必要な施設もあります。

そのため、こうした施設については更新を進めますが、公共施設に係る財政負担の軽減を図るため、既存の施設で引き続き使用が可能なものについては、できる限り大切に長く使っていくことが重要であり、中長期的な観点からの長寿命化を計画的に推進します。

3. 安全で安心な施設を目指します 【予防保全の推進】

公共施設等の維持・管理にあたって最優先に求められることは、市民及び利用者の安全・安心を確保していくことです。

このため、不具合などが発生した後に修繕を行う「事後保全型」から、計画的に保全等を行う「予防保全型」へと転換し、それに必要な点検及び診断を計画的に実施することにより、安全で安心な施設として適切に維持していきます。

イ 数値目標

1. 基本的な考え方

数値目標の対象は「公共建築物のみ」とします。

数値目標については、公共建築物のみを対象として設定することとします。インフラ施設については、本市においては量の削減が現実的ではないため、数値目標を設定しませんが、当面は、長寿命化等の対策により維持管理費用等の縮減に努めます。

2. 前提条件の整理

- ・総務省ソフトによる更新費用試算結果＝22.5 億円／年
- ・更新に充当可能な財源＝15.9 億円／年 $\Rightarrow$ 6.6 億円／年の不足

■公共建築物に係る更新費用の試算

公共建築物に係る更新費用は、第2章(P.17)図2-11で示したように、現在保有する公共建築物を削減せず全て保有し続けるものとして試算すると、今後40年間で898.1億円、1年あたり22.5億円の更新費用が必要になると予測されます。

■充当可能な財源の見込み（過去5年間の本市の投資的経費の平均）

表3-1に示すとおり、過去5年間の公共建築物に係る投資的経費の平均額が今後も維持できるとした場合、公共建築物の整備に充てることができる金額（投資可能額）は1年あたり15.9億円です。

表3-1 公共建築物にかかる投資可能額

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平均
普通会計 投資的経費	29.1 億円	19.9 億円	20.9 億円	27.0 億円	27.3 億円	24.8 億円
うち 公共建築物	19.9 億円	12.6 億円	13.9 億円	15.9 億円	17.2 億円	15.9 億円

■今後不足する更新費用の見込み

この結果から、今ある公共建築物を全て更新したとすると1年あたり6.6億円の不足となり、不足額の割合としては約29%となります。

表3-2 今後不足する更新費

	更新費用	投資可能額	不足額	更新費用に対する 不足額の割合
公共建築物	22.5 億円/年	15.9 億円/年	▲6.6 億円/年	29.3%

3. 数値目標の設定

公共建築物について、更新費用の不足を解消するために必要な延床面積の削減率を求め、数値目標とします。算定の際は、前頁（2. 前提条件の整理）で試算した更新費用などの見込み額をベースとし、「延床面積の削減に伴う管理運営費の減少分を、施設更新費用に充当できる」と仮定します。

■目標値の算定方法

まず、試算した更新費用などの見込み額を踏まえて、延床面積の削減率と更新費用（年平均）との関係をグラフに表すと、図3-5の青線のように、延床面積削減率0%のとき（＝全て更新の場合）の更新費用22.5億円/年と、延床面積削減率100%のとき（＝全て廃止の場合）の更新費用0億円/年を結ぶ直線となります。

なお、この直線と投資可能額15.9億円/年（赤線）との交点が、先述の不足額割合の約29%となります。（床面積を29%削減した段階で、投資可能額と均衡するため）

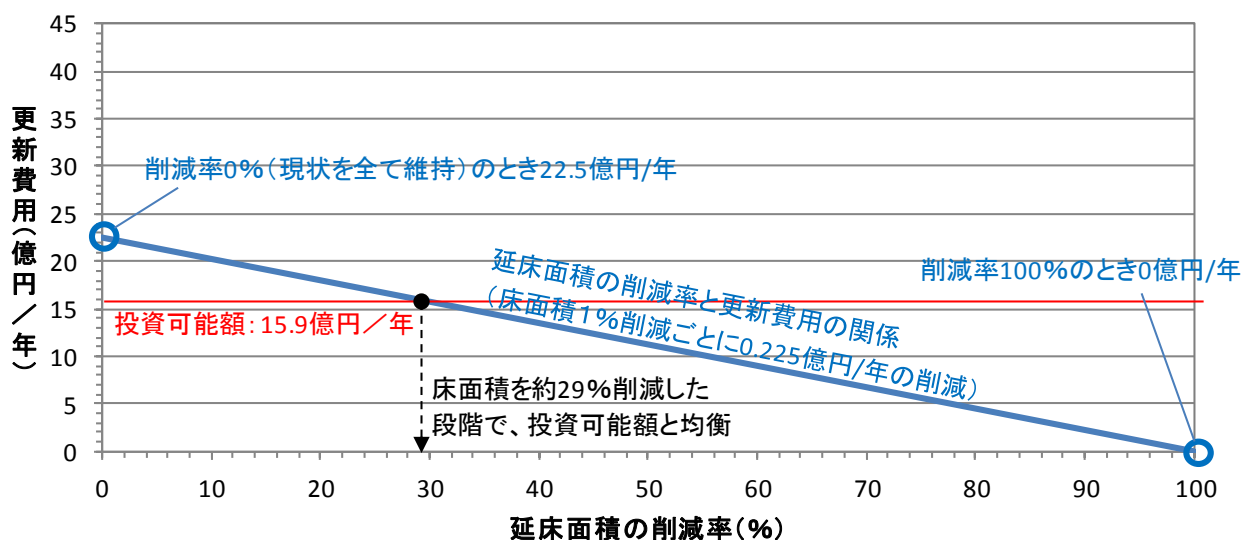


図3-5 延床面積の削減率と更新費用（年平均）との関係

このグラフをベースに、延床面積削減率に応じて、その分で削減可能な管理運営費が投資可能額に上乗せされるという考え方にに基づき、図3-5にこの関係の直線（緑線）を加えると、図3-6のとおりとなります。

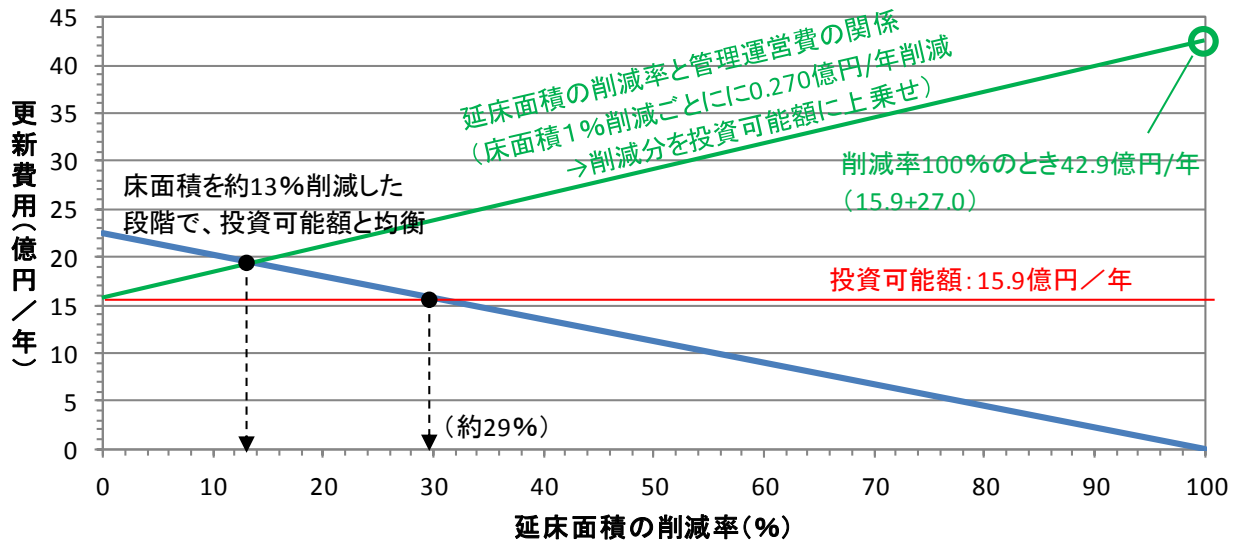


図3-6 延床面積の削減率と管理運営費との関係（図3-5に追加）

ここで、削減可能な管理運営費は、表3-3に示す平成26年度（2014年度）の公共建築物に係る支出額の総額から、工事請負費と人件費（正職員及び消防団員）を除外した金額（＝2,697.3百万円≒27.0億円）としています。

この削減可能な管理運営費は、延床面積削減率が0%のとき0億円/年、100%のとき27.0億円/年となり、これをもとの投資可能額15.9億円/年に上乗せしたものが緑線となります。

延床面積削減により、削減可能な管理運営費は、右の表のうち、**赤枠**を除いた金額と設定。

表3-3 公共建築物の管理運営費（平成26年度）

燃料費	1.4 百万円
光熱水費	247.3 百万円
修繕料	144.7 百万円
建物保険料	2.8 百万円
施設等保守管理委託	488.2 百万円
建設設計等委託	71.3 百万円
使用料・賃借料	19.5 百万円
工事請負費	1,237.1 百万円
その他経費	693.8 百万円
人件費（正職員）	1,966.7 百万円
人件費（消防団員）	8.4 百万円
人件費（嘱託職員）	109.0 百万円
人件費（臨時職員）	226.9 百万円
人件費（委託職員）	51.1 百万円
指定管理料	641.3 百万円
合 計	5,909.6 百万円

※小数点以下の端数処理により、合計金額が一致しない場合があります。

図3-6より、廃止していく公共建築物の管理運営費を施設更新費用に上乗せした場合、グラフの読みから、必要となる削減率は、青線と緑線の交点より約13%と求められます。（※1）

数値目標	公共建築物の保有量（面積）を今後40年間で約13%削減。
------	-------------------------------------

なお、この数値目標は、前述のとおり、過去5年間の投資的経費の平均が今後もそのまま維持されることや、延床面積の削減により削減可能な管理運営費のすべてが投

資可能額に上乗せできることを前提としています。しかし、この前提に対し、今後の人口減少等に伴う財政縮減による投資的経費の減少や、管理運営費の削減分の補助費等への振替なども考えられ、その動向によっては目標数値以上の削減が必要になると想定されます。このような場合には、不足する更新費用の財源を捻出するため、既存の施設の有効活用を図り、目的外使用料や貸付収入、広告収入などの新たな財源を確保することや、施設を廃止した場合には、その敷地等の売却収入を充てることを検討する必要があります。

また、インフラ施設については、実情を考慮して数値目標を設定していませんが、今後、施設ごとの個別計画を策定する際には、維持管理費用等の更なる縮減を前提に進めていく必要があります。

※1【補足説明】延床面積の削減率を x （％）、更新費用を y （億円/年）とすると

・青線の直線式 … $y = -0.225x + 22.5$

・緑線の直線式 … $y = 0.270x + 15.9$

青線と緑線の各式から連立方程式の解として求めると $x = 13.3\%$ となる。

【公共建築物 13%削減 ⇒ 旧市民会館だと『5年に1個』】

- ・本市の公共建築物の総延床面積 212,772 m^2 のうち、更新対象外の建築物（※2）を除く 194,758 m^2 が更新の対象となります。
- ・そのうちの 13%を削減する場合、面積としては 25,319 m^2 （ $= 194,758 \text{ m}^2 \times 0.13$ ）を削減することになります。
- ・この面積は、旧市民会館（延床面積 3,174 m^2 ）で換算すると約 8 個分に相当し、今後 40 年間で徐々に削減したとすると、単純計算で概ね「5年に1個」となります。



旧市民会館

※2 どうだん亭、狩宿郷倉、復元古民家、旧第二学校給食共同調理場、旧名古屋市立保育短期大学、旧名古屋市立緑丘小・中学校、旧名古屋市立給食センター及び旧若松寮の計 18,014 m^2

（２）公共施設等の管理に関する基本的な取組方針

3つの基本的な方向性を踏まえ、数値目標を達成するために、次の基本的な取組方針を定めます。

1. 点検・診断等の実施方針

◆継続的な点検・診断の実施

建築基準法の法定点検対象となる建物及び建築設備は、定期点検を確実に実施することはもとより、その他、施設管理者による自主的な日常点検・定期点検の実施、施設の劣化状況の把握のために行う診断の実施など、インフラも含めた施設の特性に合わせた継続的な点検・診断を実施します。点検・診断結果は、記録として蓄積することで、その後の維持管理、修繕及び更新時にも活用します。

◆点検マニュアルの整備と対応状況の共有化

効率的かつ確実な点検・診断を行うため、必要に応じて点検マニュアルを整備するとともに、対応状況を全庁的に共有することにより、適正な維持管理を図ります。

2. 維持管理・修繕・更新等の実施方針

◆「事後保全型」から「予防保全型」への転換

不具合等が発生した後に修繕などを行う「事後保全型」から、計画的に保全等を行う「予防保全型」へと転換するため、適切な日常点検・定期点検によって常に状態を把握します。

◆市民ニーズを考慮した機能性や安全性の向上

修繕・更新時には、長期にわたって維持管理しやすい施設への改善を図るとともに、ユニバーサルデザイン^⑥に配慮するなど、市民ニーズを考慮して、機能性や安全性の向上に努めます。

◆PPP^⑦/PFI^⑧に基づく新たな手法の検討

更新時は、従来の更新方法と併せて民間事業者の技術ノウハウ、資金を活用するPPP/PFIに基づく新たな手法の検討など、最も効率的・効果的な運営手法の検討を行います。

◆公共施設カルテによる施設評価

施設カルテを活用した継続的な施設評価（図3-7及び表3-4参照）により、計画的に維持管理・修繕・更新等を進めます。

用語解説

⑥ユニバーサルデザイン：障がいのある人や高齢者のために特別にデザインするのではなく、最初から全ての人に使いやすく計画する考え方。

⑦PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）：公民が連携して公共サービスの事業を行うこと。

⑧PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）：公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

3. 安全確保の実施方針

◆安全確保に係る点検・評価の実施

各施設において安全確保に係る項目のチェックシートを作成して点検評価し、点検時に問題がないことを確認します。危険が認められた場合は、評価内容に沿って、安全性を確保するための改修または修繕を実施します。

◆劣化状況の把握

日常点検や定期点検により、施設の劣化状況の把握に努め、劣化・異常の初期段階、若しくは顕在化する前に、適切に対応するよう努めます。また、不具合等を発見した場合は速やかに対策を講じます。

◆取り壊し施設と継続保有施設の検討

老朽化等により危険度が高く、かつ利用率の低い施設で、今後も利用率の向上が見込めない場合は、原則として取り壊しの対象として検討します。

今後も継続して保有する施設については、速やかに安全確保及び長寿命化対策の実施を検討します。

◆同種・類似リスクへの対応

点検等により施設の危険箇所が発見された場合は、同種の施設についても早急に点検を実施し、事故の未然防止に努めます。

4. 耐震化の実施方針

◆耐震化の継続

今後も継続して保有する施設のうち、改めて耐震化が必要なものは、適宜耐震化を推進していきます。また、国の耐震基準の見直し等により更なる耐震性の強化が必要となった場合には、対処します。

◆非構造部材の安全対策

災害時に、非構造部材（外壁、ガラス、天井など）の損傷や落下等による被害を未然に防ぐために、非構造部材の安全対策を進めます。

◆災害時拠点施設及び避難所の機能確保

災害時の拠点施設や避難所施設は、耐震化のみではなく、平常時の安全も含め、その機能を確保するとともに、必要に応じて機能を強化します。

5. 長寿命化の実施方針

◆長寿命化計画の推進

既存の長寿命化計画等については、本計画に準じて継続的に見直しを行うとともに、今後新たに策定する個別の長寿命化計画については、本計画における方向性との整合性を図ります。

◆計画的な大規模改修

今後も継続して保有する施設については、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。

施設寿命の中間年を経過した施設については、優先的に大規模改修を行うことで耐久性の向上を図り、ライフサイクルコスト^⑨の縮減を図ります。

6. 統合や廃止の推進方針

◆市民との情報共有と合意形成

市民生活に身近な公共施設等は、市民との貴重な共有財産であることから、再編整理計画の策定や施設の統廃合の取組にあたっては、市民へ積極的に情報提供を行うとともに、市民参加の手法を取り入れるなどして、市民との合意形成を図りながら、慎重に進めます。

◆施設評価による優先順位等の選定

現状維持、改善、見直し（統廃合・複合化・転用等）、又は廃止などの検討を進める場合には、施設評価の手法や優先順位等の選定方法を検討し、計画的に施設保有総量の最適化を図っていきます。

施設評価に基づく優先順位等の選定の考え方として、例えば、建設年度が比較的新しく設備状況が良好な施設や、市民の利用度・満足度が高い施設などについては、長寿命化を図りながら計画的に修繕を行い、原則として「維持」とします。

そのほか、施設の立地条件、利用状況、運営状況、維持コストの状況等を踏まえ、図3-7及び表3-4に示すように、「転用」、「廃止・売却」、「更新・再生（リノベーション）」「継続・維持」に選定評価します。

また、著しく老朽化した施設が更新時期を迎えたときに、当該施設の近隣に類似施設や同時期に更新時期を迎える施設がある場合には、それらの施設との統合も視野に入れて、総量縮減を目指します。

更に、更新時には、運営方法等も含め、PPP/PFI など民間活力の活用等も検討します。

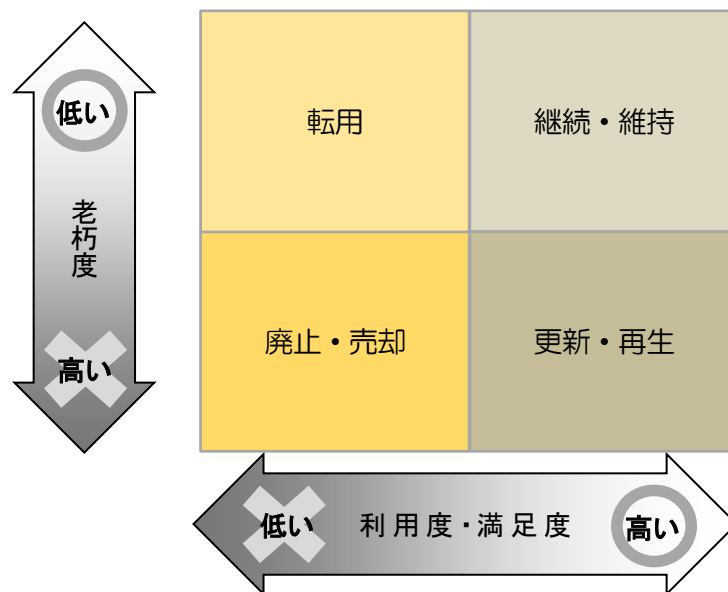


図3-7 施設評価による優先順位の判定の例

用語解説

⑨ライフサイクルコスト：設計から建築、維持管理、解体までの建物の生涯に要する総費用。

表 3-4 統合や廃止等の基準の考え方

基準	統合や廃止等の考え方
転用	・未利用の建物・用地・スペースに施設を移転することが合理的である。（更新・整備費等を縮減） ・施設が老朽化していないため、他の目的施設へ転用が可能で、かつ、他の目的施設の需要がある。
廃止・売却	・同種の施設が近接している。 ・施設の利用率が低い。 ・施設が老朽化している。
更新・再生	・施設の利用率が高い。 ・施設が老朽化している。
統廃合	・複数の同種施設があり、利用について集約できる可能性がある。
複合化	・機能の異なる複数の施設を集約することが合理的である。（維持管理費用等を縮減）
民間活力導入	・行政が事業主体として運営に関与する必要がない。 ・行政と同様のサービスの量や質が確保でき、かつ、民間の方が効率的、効果的に運営できる。

7. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

本計画を着実に推進し、全庁が一丸となって、公共施設等の適正な管理・運営を実現するため、全職員を対象とした研修会を実施し、意識啓発を図るとともに、担当職員の技術研修等を行い、人材育成に努めます。

また、更なる推進体制の拡充を図るために、民間や各種団体等を含めた外部委員会などの組織も検討します。

8. 広域的な連携の方針

効率的かつ効果的な公共サービスを提供するため、本市単独で全ての施設を整備・運営するのではなく、近隣自治体との広域連携で整備・運営する手法を検討します。

9. 建築デザインへの配慮

公共建築物を更新・再編する際は、施設の魅力や市民満足度の向上、シティセールスの観点なども視野に入れ、外観や質感、内装などの建築デザインにも配慮して検討します。

3-5 フォローアップの実施方針

ファシリティマネジメントでは、PDCAサイクル《Plan（戦略・計画）-Do（実行・運営）-Check（点検・評価）-Action（改善・見直し）》によって、継続的に取り組むことが大切です。このため、本計画は図3-8に示すように、PDCAサイクルの運用による進捗管理を行いながらフォローアップを実施します。

また、本計画の進捗状況は、(P.24) 3-2(1)「取組体制」で示した全庁的な取組体制の中で、定期的に市民及び議会へ報告していきます。

なお、今後の財政収支や社会経済情勢の変化、施設の管理状況等を踏まえ、5年を目安に本計画を見直します。

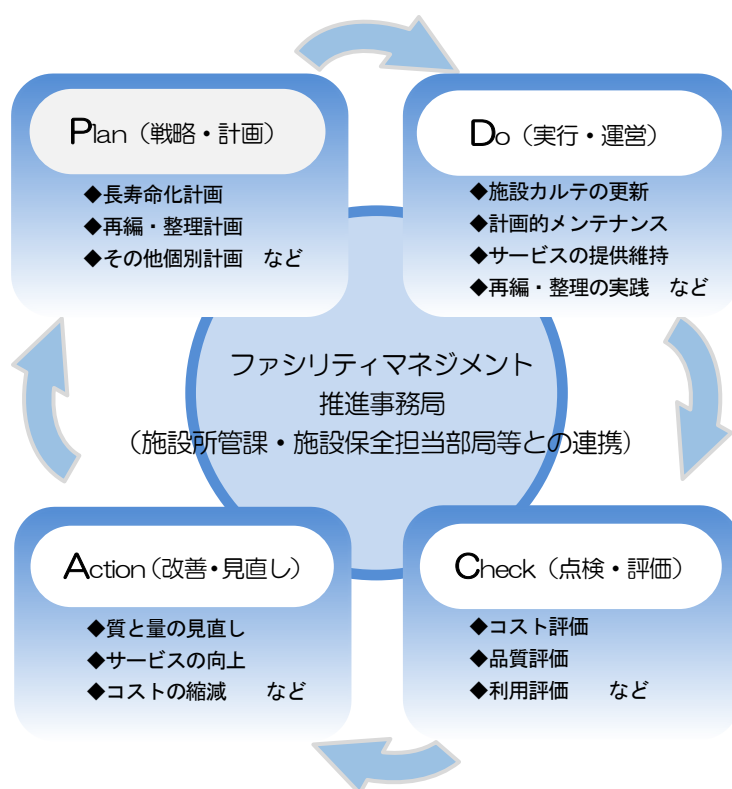


図3-8 PDCAサイクルのイメージ

Plan（戦略・計画）

本計画に定めた方針に基づき、より具体的に推進・実践していくための個別計画として、長寿命化計画及び再編・整理計画を策定します。長寿命化計画は、各施設の所管課が中心となって、策定や改訂を行います。再編・整理計画は、各施設の機能や性格を踏まえつつ、複合化等により必要な機能が維持されるよう、ファシリティマネジメント推進事務局が中心となって全庁的な取組体制の中で策定します。

また、これら個別の取組を総括し、進捗管理などを全庁横断的に推進していくため、ファシリティマネジメント推進事務局が先導しながら、庁内での取組体制の強化を図っていきます。

本計画策定後の主な取組スケジュールは図3-9のとおりです。

	H29	H30	H31	H32	H33以降
長寿命化計画					
再編・整理計画					
庁内取組体制の強化					

図3-9 本計画策定後の主な取組スケジュール

Do(実行・運営)

計画に基づき実行・運営していく上では、施設の情報を常に最新の状態で共有できるようにすることが望めます。このため、固定資産台帳（新公会計制度）との連携を図りつつ、施設カルテの更新を行います。また、個別計画に基づき、計画的なメンテナンスやサービスの提供といった施設の適切な運営を行うとともに、施設の再編・整理を実践します。

Check(点検・評価)

計画の実践による効果や影響等について、「コスト」、「品質」、「利用」等の観点から点検・評価を行います。

Action(改善・見直し)

点検・評価結果をもとに、施設の質や量が適切か、必要なサービスが維持されているか、コストは見込みどおり縮減されているかといった観点から、対応が必要となる課題を洗い出し、個別計画の見直しが必要と判断された場合には、適宜、計画の改訂を行います。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

4-1 公共建築物

(1) 行政系施設

ア 現状と課題

【現状】

市役所は、本市の中心部に位置しており、市役所庁舎の中で最も古い南庁舎は、昭和45年（1970年）に建築され、老朽化が進んでいます。

旧市民会館は用途廃止し、平成28年（2016年）4月より行政系施設からその他施設へ用途分類を変更しています。その他の行政系施設としては、ごみの収集等を行う環境事業センターと、土木機材倉庫があります。

【課題】

主な課題として、旧市民会館は、駅前という好立地条件にあるうえ、市役所や総合体育館と隣接しており、これらの特性を生かした跡地の有効活用が求められます。

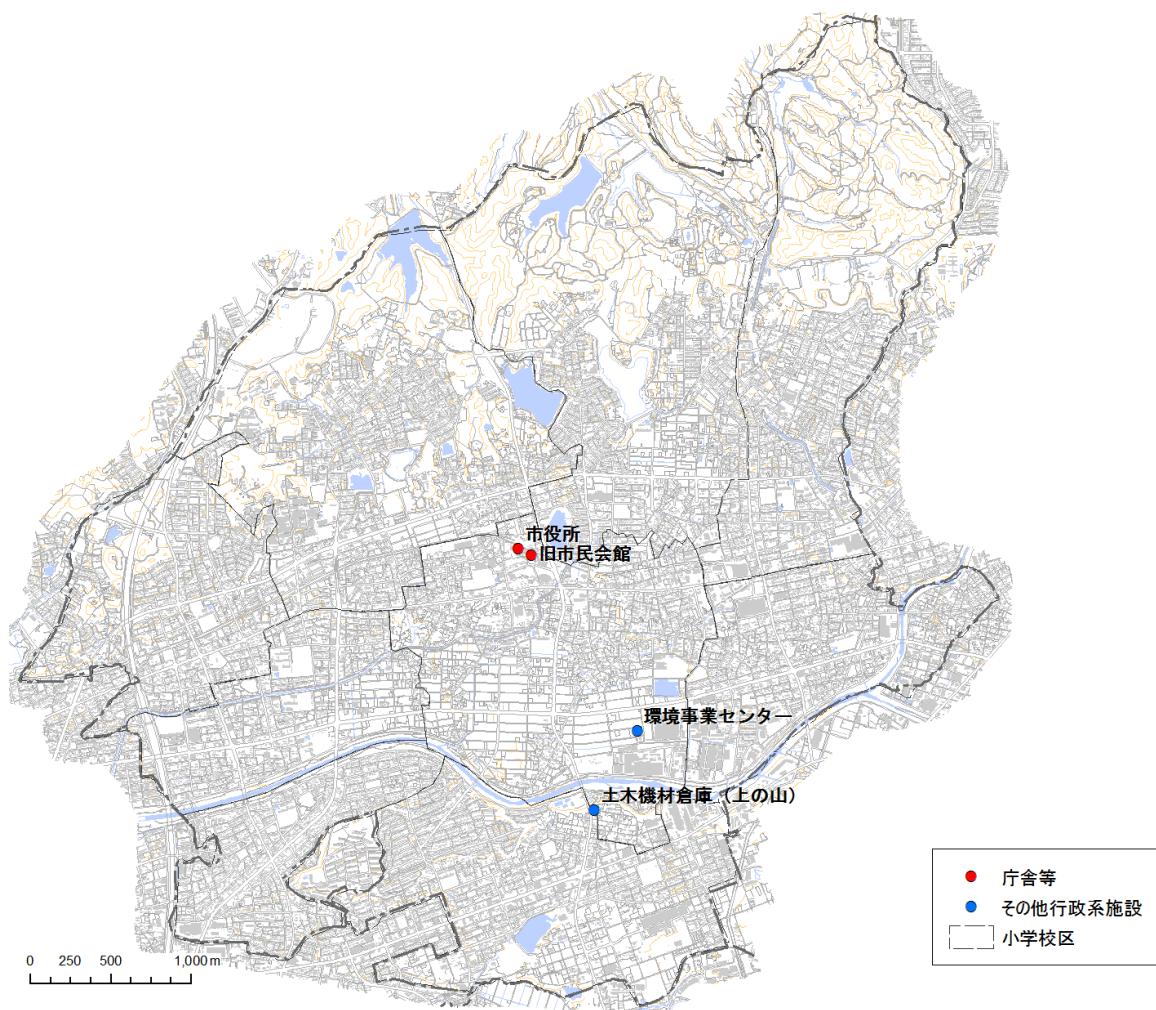


図4-1 行政系施設位置図

表 4-1 行政系施設集計

用途分類		施設数	棟数	延床面積	運営形態別施設数		
大分類	小分類				直営	包括委託	指定管理
行政系施設	庁舎等	2 施設	13 棟	14,240 ㎡	2	—	—
	その他行政系施設	2 施設	4 棟	1,887 ㎡	2	—	—

※対象となる施設名称などの内訳は、第5章 資料編を参照してください。

イ 管理方針

	行政系施設管理方針
基本方針	行政系施設は、市の行政の重要な拠点であり、多くの市民が利用する施設でもあるため、より安全安心かつ利用しやすい施設として、引き続き維持管理し計画的に更新を図ります。
① 点検・診断等の実施方針	建物などの法定点検を実施するとともに、施設管理者による自主点検を随時実施します。
② 維持管理・修繕・更新等の実施方針	定期点検などにより、施設に不具合の発生が予見された場合には、改修計画を作成し、適正に予防する等の維持管理を行います。
③ 安全確保の実施方針	点検及び診断により安全が損なわれると判断された場合には、緊急の修繕を実施するなどの必要な措置を講じます。
④ 耐震化の実施方針	行政系施設については、耐震化が完了しているため、今後、耐震基準が見直された場合には、その基準に適合させていきます。（旧市民会館を除く）
⑤ 長寿命化の実施方針	点検、診断及び修繕の履歴を蓄積し、破損箇所の早期発見や中長期的な修繕計画の立案など、可能な限り予防保全を実施し、老朽化している施設や設備機器等の計画的な改修を実施することで、施設の長寿命化を図ります。
⑥ 統合や廃止の推進方針	旧市民会館跡地は、駅前の好立地条件を生かしつつ、隣接する市役所等との一体的な整備も視野に入れ、市民にとって有益な施設用地として活用を図っていきます。
計画名等	≪既存の計画≫ ・該当なし ≪今後策定する計画≫ ・（仮）旧市民会館跡地利用計画 ・（仮）長期修繕計画

(2) 消防防災施設

ア 現状と課題

【現状】

消防本部、消防署及び6つの消防分団は、連携して本市の消防防災業務を担っています。消防分団車庫は詰所も兼ねており、市内各地の火災やその他の災害に対応できるように配置されています。

地域防災倉庫は東部、西部、南部の計3か所に整備されており、災害発生に備えて備蓄品を保管しています。この3施設のほか、指定避難所となる市内12の小中学校には、簡易な校区防災倉庫が設置されており、避難所を運営するための備蓄物資が保管されています。

【課題】

主な課題として、消防本部・消防署の東庁舎など、建築後相当の年数が経過し老朽化している施設があるほか、昭和51年（1976年）に建築され築40年近くになる東部防災倉庫は、耐震診断、耐震補強が未実施であるため早期の対応が必要です。

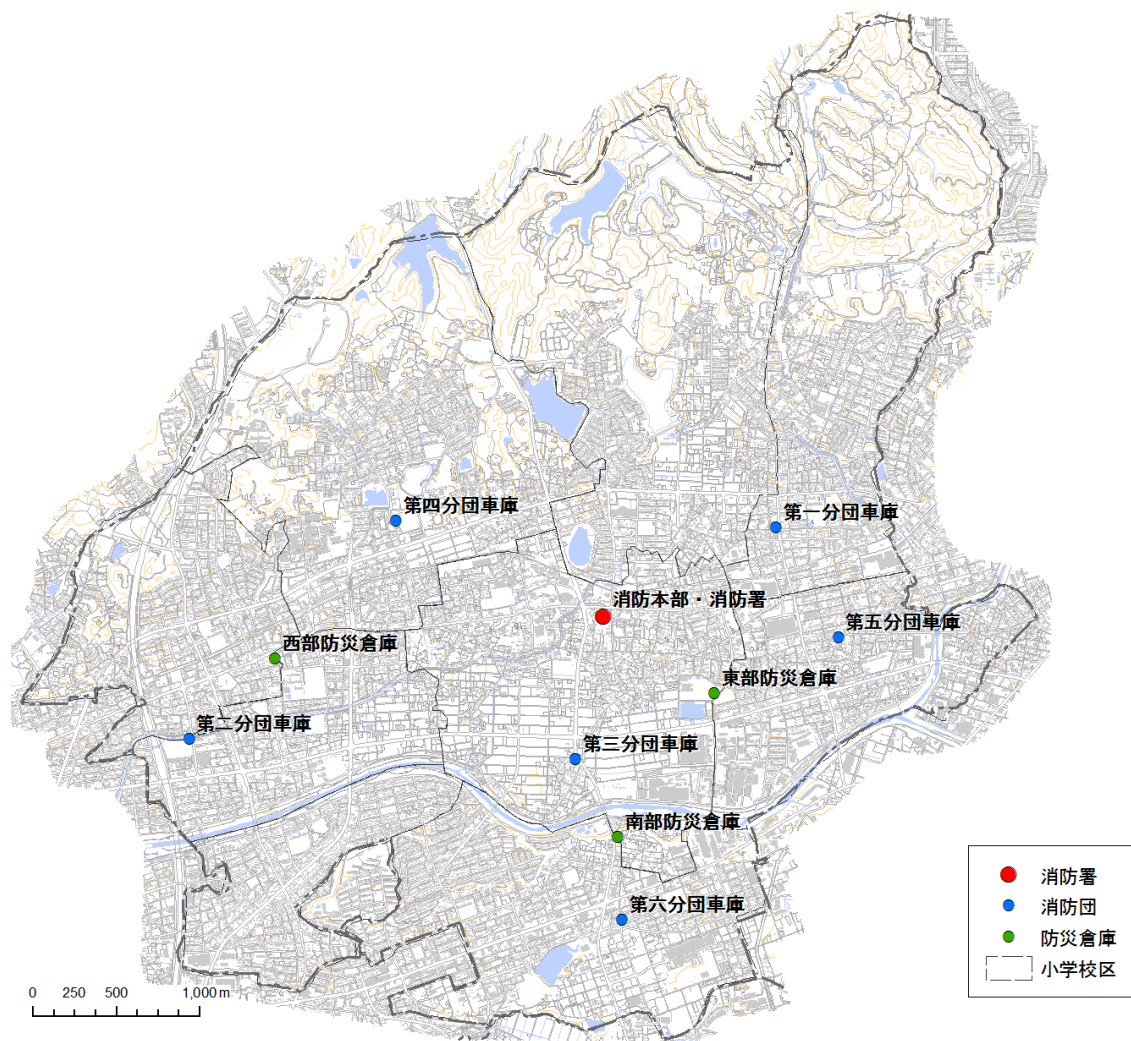


図4-2 消防防災施設位置図

表4-2 消防防災施設集計

用途分類		施設数	棟数	延床面積	運営形態別施設数		
大分類	小分類				直営	包括委託	指定管理
消防防災施設	消防署	1 施設	6 棟	2,431 m ²	1	－	－
	消防団	6 施設	6 棟	424 m ²	6	－	－
	防災倉庫	3 施設	3 棟	453 m ²	3	－	－

※対象となる施設名称などの内訳は、第5章 資料編を参照してください。

イ 管理方針

	消防防災施設管理方針
基本方針	消防防災施設は、市民生活の安全・安心の確保のため、必要に応じた更新と適切な維持管理を図ります。
① 点検・診断等の実施方針	建物などの法定点検を実施するとともに、施設管理者による自主点検を随時実施します。 消防防災施設は、震災等の災害時において特に重要な施設であることから、専門業者による定期的な点検実施を検討します。
② 維持管理・修繕・更新等の実施方針	消防本部・消防署については、消防本部内で作成した消防庁舎修繕計画に基づき、修繕を実施します。 消防団車庫については、地域の実情を勘案しながら、計画的に修繕・更新を実施します。 防災倉庫については、備蓄物資や資機材等を円滑に搬出するための設備など、災害時や緊急時における迅速な対応のため必要となる設備の導入を検討します。 定期点検などにより、施設に不具合の発生が予見された場合には、改修計画を作成し、適正に予防する等の維持管理を行います。
③ 安全確保の実施方針	点検及び診断により安全が損なわれると判断された場合には、緊急の修繕を実施するなどの必要な措置を講じます。
④ 耐震化の実施方針	東部防災倉庫は、早期に耐震診断を実施するとともに、早期に耐震補強を実施します。
⑤ 長寿命化の実施方針	点検、診断及び修繕の履歴を蓄積し、破損箇所の早期発見や中長期的な修繕計画の立案など、可能な限り予防保全を実施し、建物の長寿命化に努めます。消防本部・消防署の東庁舎側は、経年劣化が進んでいるため、そのあり方及び構想等について検討します。
⑥ 統合や廃止の推進方針	防災倉庫については、災害発生時における、各避難所への迅速な物資配送を目指し、災害対策本部が設置される市役所敷地内への設置を含めて検討します。
計画名等	《既存の計画》 ・消防庁舎修繕計画 《今後策定する計画》 ・(仮)消防本部及び消防署の再整備構想

(3) 保健・福祉施設

ア 現状と課題

【現状】

保健福祉センターは、本市の保健及び福祉の拠点施設であり、健康相談・保健指導や健康診査の実施、子育て支援や障がい者を対象としたデイサービスを提供しています。

発達に心配がある乳幼児と保護者が一緒に通うピンポンパン教室は、稲葉保育園に併設されています。

【課題】

主な課題として、保健福祉センターは、災害時の福祉避難所として位置付けられているため、福祉避難所としての設備の充実が必要です。

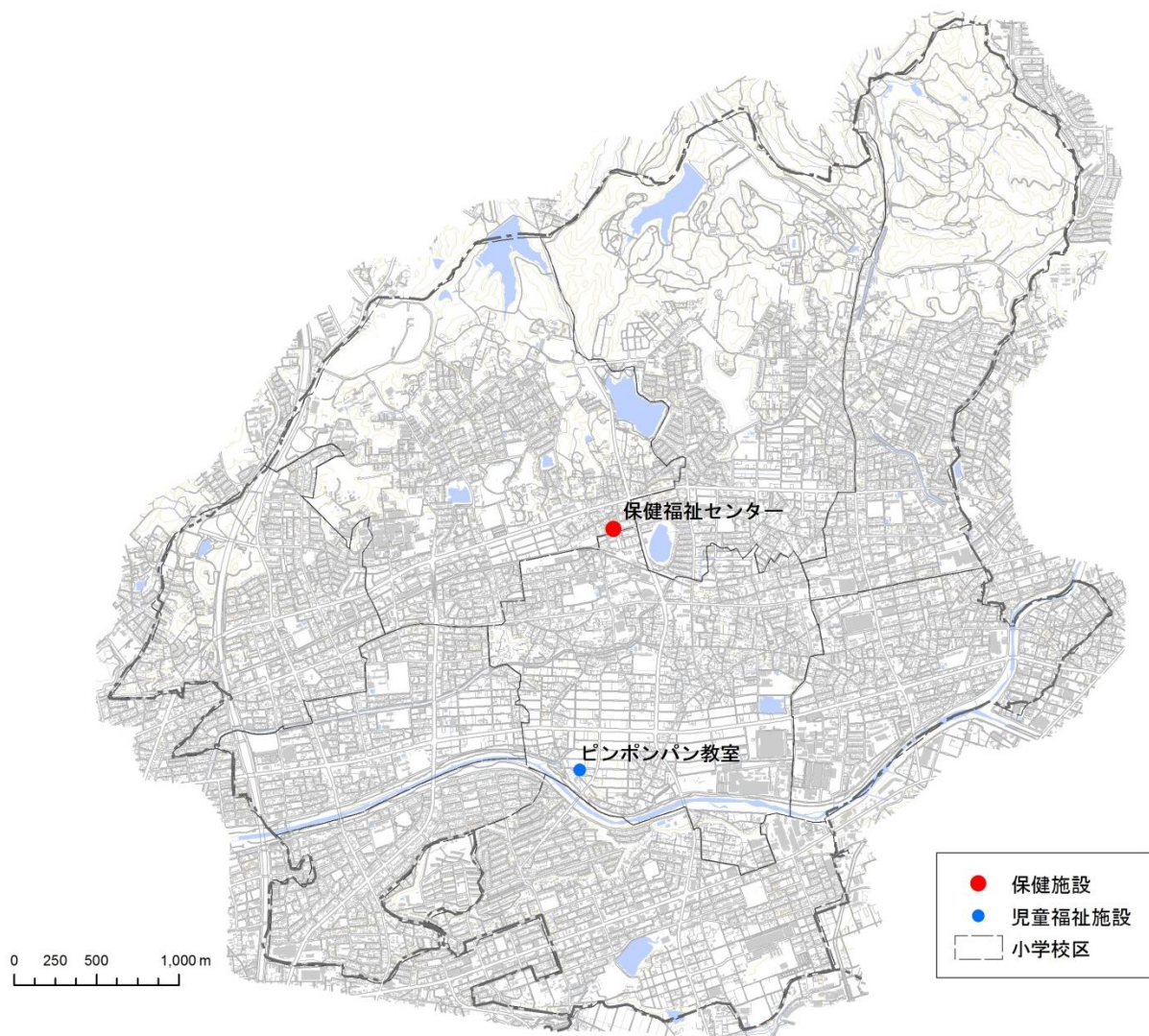


図4-3 保健・福祉施設位置図

表 4-3 保健・福祉施設集計

用途分類		施設数	棟数	延床面積	運営形態別施設数		
大分類	小分類				直営	包括委託	指定管理
保健・福祉施設	保健施設	1 施設	1 棟	4,239 m ²	1	—	—
	児童福祉施設	1 施設	1 棟	99 m ²	1	—	—

※対象となる施設名称などの内訳は、第5章 資料編を参照してください。

イ 管理方針

	保健・福祉施設管理方針
基本方針	保健・福祉施設は、超高齢化社会を迎えるにあたり今後も保健・福祉体制の需要拡大が見込まれることから、施設の維持・機能の充実に努めます。
① 点検・診断等の実施方針	建物などの法定点検を実施するとともに、施設管理者による自主点検を随時実施します。
② 維持管理・修繕・更新等の実施方針	定期点検などにより、施設に不具合の発生が予見された場合には、改修計画を作成し、適正に予防する等の維持管理を行います。 老朽化により不具合が発生している設備については適宜修繕し、また、新たに必要となる設備については追加で配備します。
③ 安全確保の実施方針	定期点検などにより、施設に不具合の発生が予見された場合には、改修計画を作成し、適正に予防する等の維持管理を行います。
④ 耐震化の実施方針	保健・福祉施設については、耐震化が完了しているため、今後、耐震基準が見直された場合には、その基準に適合させていきます。
⑤ 長寿命化の実施方針	点検、診断及び修繕の履歴を蓄積し、破損箇所の早期発見や中長期的な修繕計画の立案など、可能な限り予防保全を実施し、建物の長寿命化に努めます。
⑥ 統合や廃止の推進方針	保健福祉センターは、本市の保健・福祉の包括的サービス拠点としての機能を今後も維持する必要がありますが、現在の施設は飽和状態であるため、施設の整理・拡充等の検討を進めます。
計画名等	《既存の計画》 ・該当なし 《今後策定する計画》 ・該当なし

(4) 文化・社会教育施設

ア 現状と課題

【現状】

本市の中心部には、文化活動の拠点である文化会館、図書館及び集会施設として区分する中央公民館が隣接して配置されています。

文化会館は、席数 1,000 席のホールと席数 293 席のあさひのホールの大小 2 つのホールを備えており、展示ギャラリーや展示室もあります。なお、管理運営は、指定管理者が行っています。

また、本市には国登録有形文化財のどうだん亭、市指定有形民俗文化財の狩宿郷倉など、歴史的価値のある施設もあります。

図書館は築 35 年以上が経過し、耐震化は実施されているものの、老朽化が進むとともに、手狭になっています。更に、利用者の高齢化に施設の整備が対応できていません。

【課題】

主な課題として、図書館や文化会館は、老朽化への対策とともに、ユニバーサルデザイン面からも利用者が使いやすい施設への改善が求められます。

また、歴史文化施設については、安全・安心な施設利用のため、必要に応じて耐震化するなどの措置が必要です。

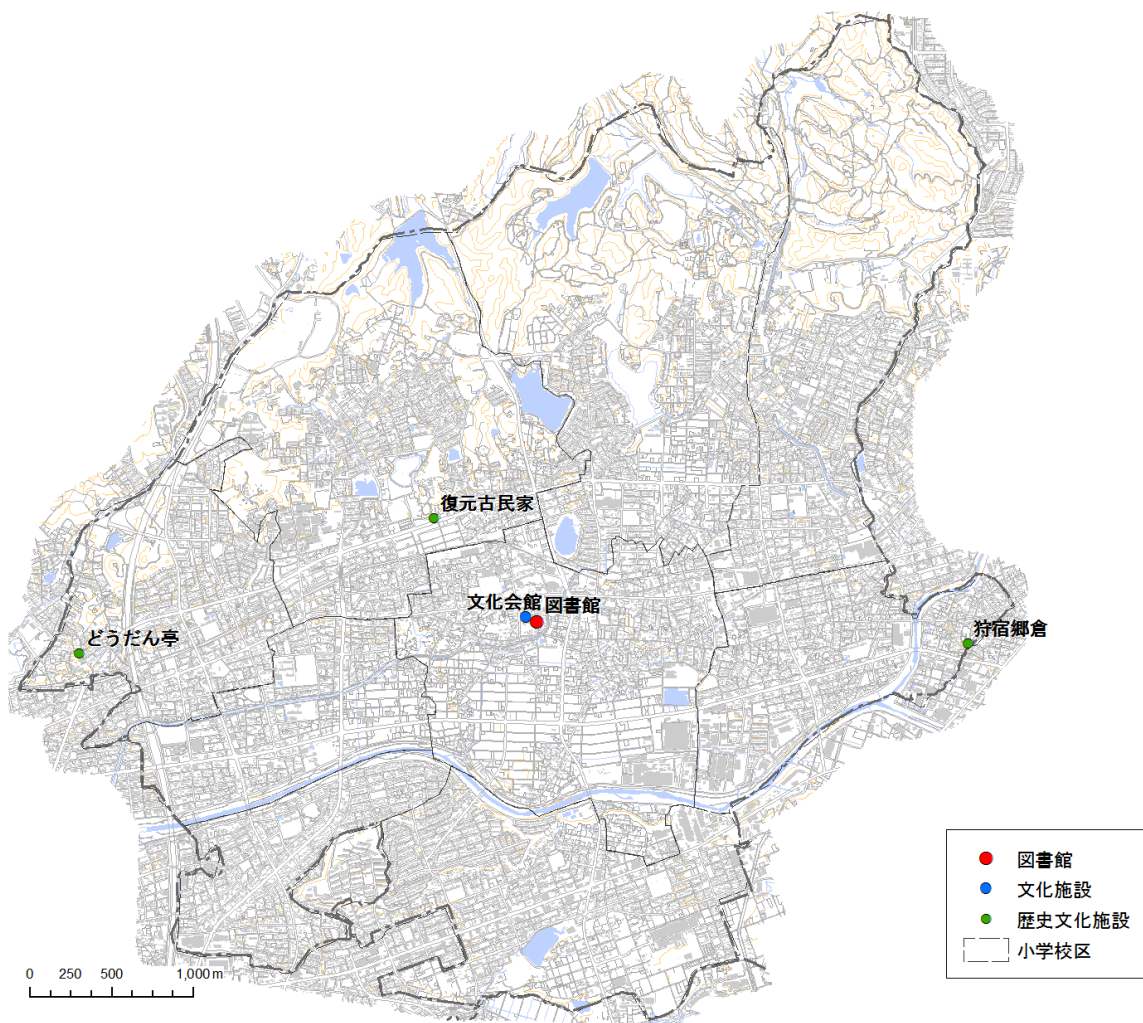


図 4-4 文化・社会教育施設位置図

表 4-4 文化・社会教育施設集計

用途分類		施設数	棟数	延床面積	運営形態別施設数		
大分類	小分類				直営	包括委託	指定管理
文化・社会教育施設	図書館	1施設	2棟	1,393㎡	1	－	－
	文化施設	1施設	1棟	5,858㎡	－	－	1
	歴史文化施設	3施設	4棟	376㎡	3	－	－

※対象となる施設名称などの内訳は、第5章 資料編を参照してください。

イ 管理方針

	文化・社会教育施設管理方針
基本方針	文化・社会教育施設は、住民ニーズ等を踏まえ、適切な維持管理・改修を行い、施設の長寿命化を図ります。
① 点検・診断等の実施方針	建物や設備などの法定点検を実施するとともに、施設管理者による自主点検を随時実施します。
② 維持管理・修繕・更新等の実施方針	定期点検などにより、施設に不具合の発生が予見された場合には、改修計画を作成し、適正に予防する等の維持管理を行います。 図書館の今後の方針については、建替えを含めて検討することとしますが、その際には、市民の意見を交えながら、十分な時間をかけて慎重に行います。
③ 安全確保の実施方針	点検及び診断により安全が損なわれると判断された場合には、緊急の修繕を実施するなどの必要な措置を講じます。
④ 耐震化の実施方針	歴史文化施設については、必要に応じ、適切に耐震化を図ります。
⑤ 長寿命化の実施方針	点検、診断及び修繕の履歴を蓄積し、破損箇所の早期発見や中長期的な修繕計画の立案など、可能な限り予防保全を実施し、建物の長寿命化に努めます。 文化会館については、長期修繕・耐震化計画に基づき、天井改修工事等の必要な修繕を効率的に実施し、当面建替えなどは視野にいれず活用していきます。
⑥ 統合や廃止の推進方針	該当の方針なし
計画名等	≪既存の計画≫ ・文化会館長期修繕・耐震化計画(平成 28 年度(2016 年度)策定予定) ≪今後策定する計画≫ ・(仮)図書館のあり方構想

(5) スポーツ・レジャー系施設

ア 現状と課題

【現状】

スポーツ施設の建築物のうち、総合体育館以外のほとんどが、管理棟等の比較的小規模な建築物で構成されており、スポーツ施設全体の総延床面積の約8割を総合体育館が占めています。

運動広場、テニスコート、市民プールなどのスポーツ施設は、市内各地に点在しています。

小中学校体育施設は、学校教育に支障のない範囲で一般市民に開放されており、各中学校には、開放のための施設として管理棟が整備されています。

観光レジャー施設には、市内に旭城、長野県阿智村に温泉保養施設の尾張あさひ苑があります。また、全ての施設が、指定管理又は包括委託によって、外部団体により運営されています。

【課題】

主な課題として、総合体育館、市民プールなどは老朽化が進んでおり、設備も現在の利用ニーズに沿わない部分が多くなってきています。

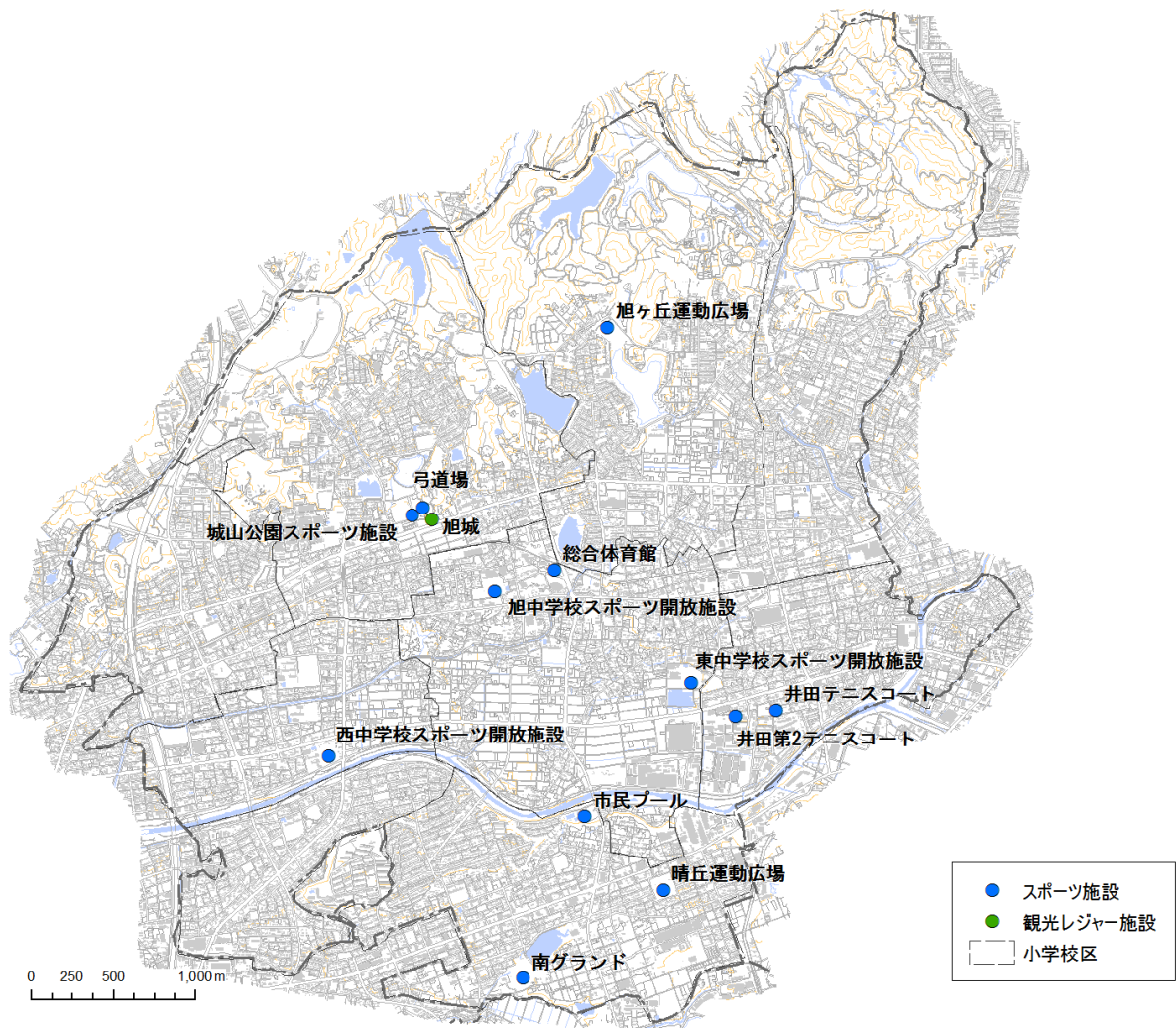


図4-5 スポーツ・レジャー系施設位置図

表 4-5 スポーツ・レジャー系施設集計

用途分類		施設数	棟数	延床面積	運営形態別施設数		
大分類	小分類				直営	包括委託	指定管理
スポーツ・レジャー系施設	スポーツ施設	12 施設	18 棟	4,985 ㎡	－	3	9
	観光レジャー施設	2 施設	6 棟	2,621 ㎡	－	－	2

※対象となる施設名称などの内訳は、第5章 資料編を参照してください。

イ 管理方針

	スポーツ・レジャー系施設管理方針
基本方針	スポーツ・レジャー系施設は、指定管理 ^⑩ 又は包括委託 ^⑪ の外部団体による維持管理によって適切な運営を継続していきます。また、利用ニーズに合わせた施設の特徴を活かし、利用率の向上を図りつつ、運営維持に努めます。
① 点検・診断等の実施方針	建物や施設などの法定点検を実施するとともに、施設管理者による自主点検を随時実施します。
② 維持管理・修繕・更新等の実施方針	定期点検などにより、施設に不具合の発生が予見された場合には、改修計画を作成し、適正に予防する等の維持管理を行います。 指定管理施設については、本市または、指定管理者が定期的に巡視し、危険な箇所での修繕が必要な場所があれば、適切に修繕を行います。 また指定管理者が対応した際には、本市が報告を受け確認を行います。
③ 安全確保の実施方針	点検及び診断により安全が損なわれると判断された場合には、緊急の修繕を実施するなどの必要な措置を講じます。
④ 耐震化の実施方針	旧耐震施設で耐震化が未実施のもので存続が必要とされる施設は、適切に耐震化を図ります。
⑤ 長寿命化の実施方針	点検、診断及び修繕の履歴を蓄積し、破損箇所の早期発見や中長期的な修繕計画の立案など、可能な限り予防保全を実施し建物の長寿命化に努めます。
⑥ 統合や廃止の推進方針	施設の利用状況や運営状況に応じて、統合や廃止の推進を検討します。
計画名等	《既存の計画》 ・晴丘テニスコート基本構想(平成26年(2014年)12月) 《今後策定する計画》 ・該当なし

用語解説

⑩指定管理：市議会の議決を経て指定された民間事業者等の管理者が、施設の使用許可や利用料金の設定などの権限を与えられて運営する方法です。

⑪包括委託：契約等に基づき施設の維持管理業務等の全てを包括的に民間（地域）に委託する運営方法です。

(6) 学校教育系施設

ア 現状と課題

【現状】

本市には、9校の小学校と3校の中学校があります。学校は、校舎や体育館など建築物の規模が大きく、棟数も多いため、本市の公共建築物全体の総延床面積の約4割を学校教育系施設が占めています。

学校給食センターは、平成22年度（2010年度）に2つの学校給食共同調理場を統合して新たに設置され、本市の全小中学校の給食の調理及び配食をしています。

【課題】

主な課題として、建築年が古くて老朽化が進んでいる建築物が多くあり、現在小中学校大規模改造等整備方針に基づき、大規模改造工事実施していますが、より長期的な視点から施設の長寿命化を図るための検討が必要です。

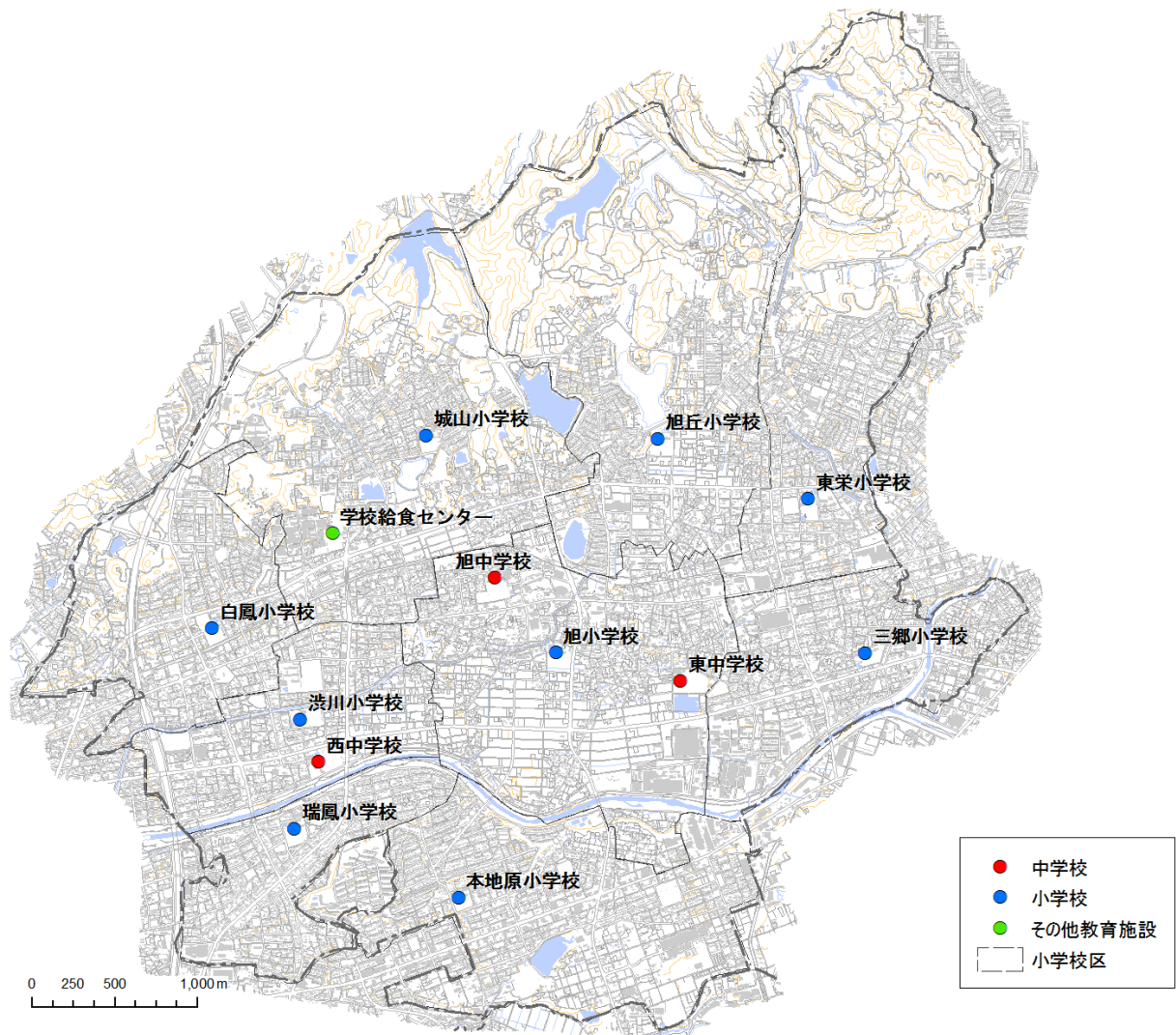


図4-6 学校教育系施設位置図

表 4-6 学校教育系施設集計

用途分類		施設数	棟数	延床面積	運営形態別施設数		
大分類	小分類				直営	包括委託	指定管理
学校教育系施設	小学校	9施設	70棟	51,524㎡	9	—	—
	中学校	3施設	38棟	27,335㎡	3	—	—
	その他教育施設	1施設	6棟	5,297㎡	1	—	—

※対象となる施設名称などの内訳は、第5章 資料編を参照してください。

イ 管理方針

	学校教育系施設管理方針
基本方針	学校教育系施設は、今後とも児童生徒の安全・安心な学習環境の確保を目指した適正な維持・管理に努めるとともに、将来的な児童・生徒数を勘案しながら、施設のあり方を検討していきます。
① 点検・診断等の実施方針	建物や設備などの定期的な点検を実施するとともに、施設管理者による自主点検を随時実施します。
② 維持管理・修繕・更新等の実施方針	定期点検などにより、施設に不具合の発生が予見された場合には、改修計画を作成し、適正に予防する等の維持管理を行います。 また、小中学校については引き続き「小中学校大規模改造等整備方針」に基づき、大規模改造工事を実施していきます。
③ 安全確保の実施方針	点検により安全が損なわれると判断された場合には、緊急の修繕を実施するなどの必要な措置を講じます。
④ 耐震化の実施方針	学校教育系施設については、耐震化は完了していますが、今後、耐震基準が見直された場合には、その基準に適合させていきます。
⑤ 長寿命化の実施方針	点検及び修繕の履歴を蓄積し、破損箇所の早期発見や中長期的な修繕計画の立案など、可能な限り予防保全を実施するとともに、建物の長寿命化に努めます。
⑥ 統合や廃止の推進方針	今後の児童・生徒数の推移に大きな変化が生じた場合は、施設のあり方を検討します。
計画名等	《既存の計画》 ・小中学校大規模改造等整備方針（平成24年（2012年）1月） ・小中学校プール施設維持保全・管理方針（平成25年（2013年）3月） 《今後策定する計画》 ・該当なし

(7) 子育て支援施設

ア 現状と課題

【現状】

子育て支援施設として、市内には12園の公立保育園があります。このうち4園は、指定管理者によって運営されています。

そのほか、私立保育園が3園（あさひおっかい保育園、保育所てんとう虫、レイモンド庄中保育園）と私立幼稚園が4園（東春暁幼稚園、旭富士幼稚園、しらぎく幼稚園、愛英本地幼稚園）あり、それぞれの施設で、本市の未就学児の保育や幼児教育を担っています。

また、児童館は、各小学校区に1館ずつ配置されています。公立の児童クラブも各小学校区に1施設ずつあり、児童館や小学校の一部を利用し、放課後の児童の健全な育成及び生活の支援をしています。なお、児童館のうち2館は、指定管理者により運営されています。

公立保育園の多くは、昭和40年代から昭和50年代前半に建築されているため、全体的に老朽化が進んでいます。

【課題】

主な課題として、保育園の利用を希望しても入園できない待機児童が発生しています。また、保育園の老朽化と併せて、送迎駐車場問題等を抱える保育園もあることから、敷地条件等も考慮しながら適切に機能更新を図っていくことが重要です。

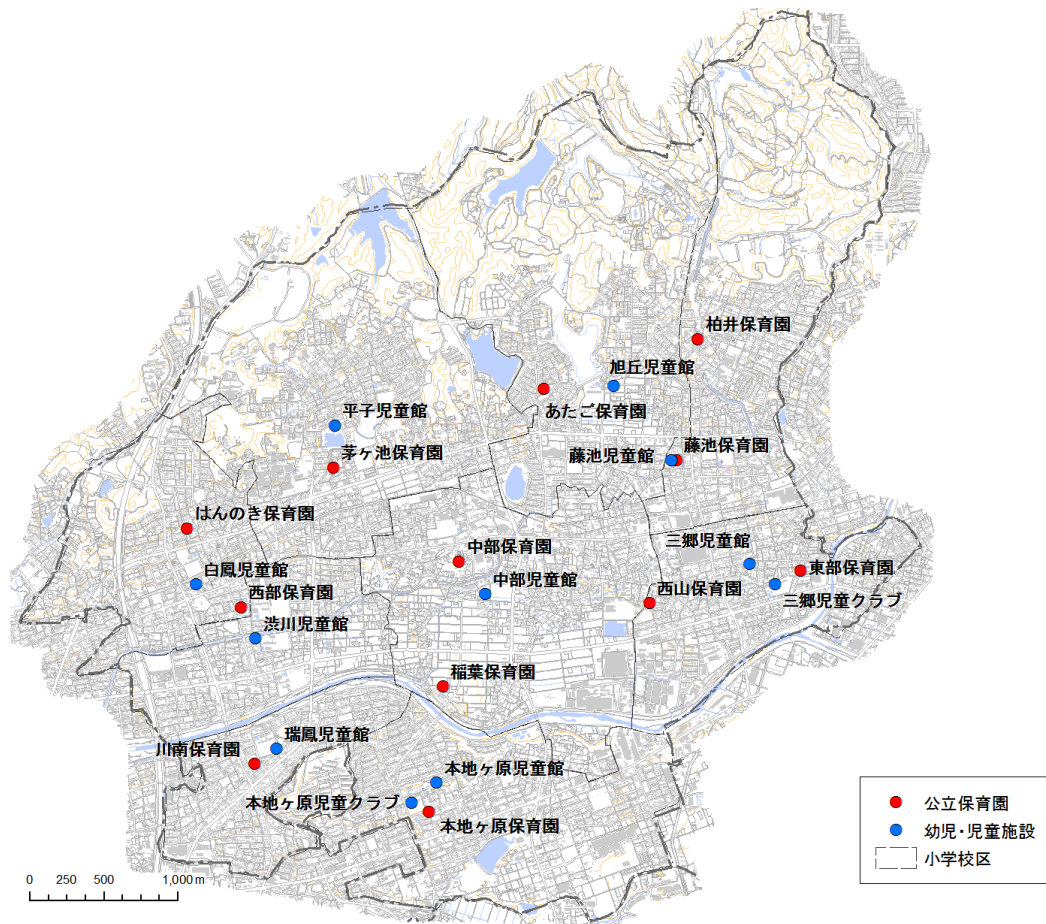


図4-7 子育て支援施設位置図

表 4-7 子育て支援施設集計

用途分類		施設数	棟数	延床面積	運営形態別施設数		
大分類	小分類				直営	包括委託	指定管理
子育て支援施設	保育園	12 施設	29 棟	9,558 ㎡	8	—	4
	幼児・児童施設	11 施設	11 棟	3,740 ㎡	9	—	2

※対象となる施設名称などの内訳は、第5章 資料編を参照してください。

イ 管理方針

	子育て支援施設管理方針
基本方針	子育て支援施設は、将来的な保育ニーズを勘案しながら整理統合など検討していきます。また、児童館は全小学校区に設置されており、地域の子育て支援の拠点となっていることが本市の強みでもあることから、今後もその機能の維持に努めます。
① 点検・診断等の実施方針	建物などの法定点検を実施するとともに、施設管理者による自主点検を随時実施します。
② 維持管理・修繕・更新等の実施方針	定期点検などにより、施設に不具合の発生が予見された場合には、改修計画を作成し、適正に予防する等の維持管理を行います。 保育園は、待機児童の問題や施設の老朽化等への対応のため、更新を図ります。
③ 安全確保の実施方針	点検及び診断により安全が損なわれると判断された場合には、緊急の修繕を実施するなどの必要な措置を講じます。
④ 耐震化の実施方針	子育て支援施設については、耐震化は完了していますが、今後、耐震基準が見直された場合には、その基準に適合させていきます。
⑤ 長寿命化の実施方針	点検、診断及び修繕の履歴を蓄積し、破損箇所の早期発見や中長期的な修繕計画の立案など、可能な限り予防保全を実施し建物の長寿命化に努めます。
⑥ 統合や廃止の推進方針	保育園については、将来的な保育ニーズを勘案しながら、更新時に併せて、整理統合を検討していきます。
計画名等	≪既存の計画≫ ・該当なし ≪今後策定する計画≫ ・(仮)保育園の更新計画

(8) 集会施設

ア 現状と課題

【現状】

本市を大きく東西南北の4つのエリアに分けると、各エリアのコミュニティ拠点施設として、東には東部市民センター、西には勤労福祉会館（渋川福祉センター）、南には新池交流館・ふらっと、北にはスカイワードあさひが整備されています。これら4つの拠点施設は、指定管理者により運営されています。

市民が集会や文化活動のために利用できる集会施設は、コミュニティ拠点施設のほか、公民館、ふれあい会館、老人いこいの家、地域集会所、多世代交流館いきいき、城山コミュニティセンターを合わせて、合計106施設あります。

中でも、中央公民館をはじめとする各公民館は、社会教育施設として講座等を開催するなど、市民の生涯学習の拠点施設としての役割を担っており、一概に集会施設と言っても、市民生活における位置付けは様々です。

地域集会所は、ほとんどが100㎡程度又は未満の小規模な施設で、地元自治会等により管理運営がされています。また、集会施設は、建築から20年以上経過した施設が多く、建物や設備の老朽化が進んでいます。施設の長寿命化を図るため、全面的な改修も含めた中長期的な修繕計画を検討する必要があります。

【課題】

主な課題として、集会施設の保有量が他の自治体を大きく上回るため、市民ニーズや小学校区間のバランスに配慮しながら、再編整理を行う必要があります。

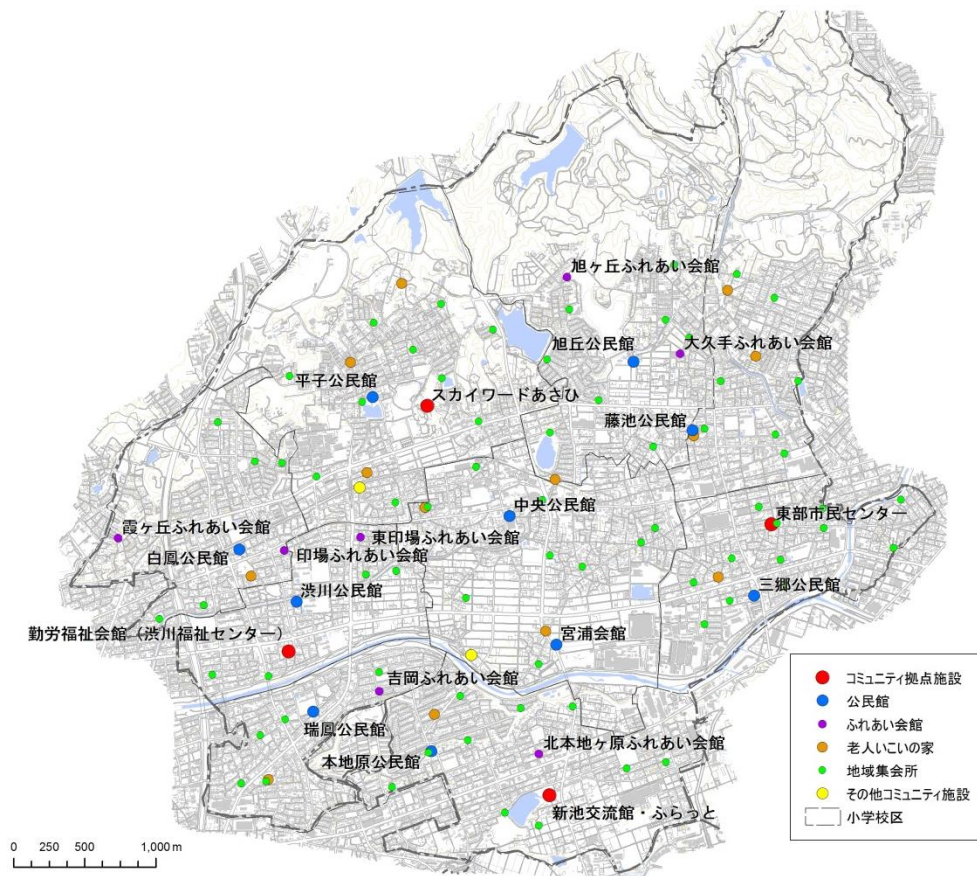


図4-8 集会施設位置図

表4-8 集会施設集計

用途分類		施設数	棟数	延床面積	運営形態別施設数		
大分類	小分類				直営	包括委託	指定管理
集会施設	コミュニティ拠点施設	4 施設	7 棟	12,943 m ²	－	－	4
	公民館	10 施設	12 棟	9,706 m ²	10	－	－
	ふれあい会館	7 施設	7 棟	1,661 m ²	7	－	－
	老人いこいの家	13 施設	13 棟	2,117 m ²	13	－	－
	地域集会所	70 施設	70 棟	5,228 m ²	－	70	－
	その他コミュニティ施設	2 施設	2 棟	856 m ²	1	－	1

※対象となる施設名称などの内訳は、第5章 資料編を参照してください。

イ 管理方針

	集会施設管理方針
基本方針	集会施設は、地域コミュニティの拠点施設として、重要な役割を担う施設であり、指定管理者制度の適用が可能な施設については積極的にその活用を図るとともに、中長期的な修繕計画による維持管理・修繕を行っていきます。また、地域集会所については、引き続き地元住民主体による維持管理を基本に、必要に応じた支援を行っていきます。 一方、今後の人口動向による利用状況の変化に対応するため、地域性、施設の必要性を十分に検討し、市全体での保有施設の再編整理計画の策定を行い、周辺施設との複合化等により、機能を維持しながら、適正規模の施設量への再編整理を図ります。
① 点検・診断等の実施方針	建物などの法定点検を実施するとともに、施設管理者による自主点検を随時実施します。
② 維持管理・修繕・更新等の実施方針	定期点検などにより、施設に不具合の発生が予見された場合には、改修計画を作成し、適正に予防する等の維持管理を行います。
③ 安全確保の実施方針	点検及び診断により、安全が損なわれると判断された場合には、緊急の修繕を実施するなどの必要な措置を講じます。
④ 耐震化の実施方針	旧耐震施設で耐震化が未実施のもので、存続が必要とされる施設は、適切に耐震化を図ります。
⑤ 長寿命化の実施方針	点検、診断及び修繕の履歴を蓄積し、破損箇所の早期発見や中長期的な修繕計画の立案など、可能な限り予防保全を実施し、建物の長寿命化に努めます。
⑥ 統合や廃止の推進方針	市内4か所の拠点施設と9か所の小学校区に配置した公民館を本市の集会施設の中心とします。ふれあい会館、老人いこいの家、地域集会所については、老朽化等により建替えが必要な場合、原則として、近隣の施設との複合化や統合を検討します。また、再編整理計画の策定にあたっては、これまで小学校区で各施設の配置を行ってきた経緯があることから、地域住民と合意形成を図りながら、小学校区単位を基本として行います。
計画名等	《既存の計画》 ・コミュニティ施設の整備方針（平成18年（2006年）4月） 《今後策定する計画》 ・該当なし

(9) 市営住宅

ア 現状と課題

【現状】

本市には3か所の市営住宅があり、合わせて71戸の住宅を提供しています。

柏井住宅2号棟、旭ヶ丘住宅及び愛宕住宅は、平成11年(1999年)から平成15年(2003年)までに建てられた比較的新しい建築物ですが、柏井住宅1号棟は昭和47年(1972年)に建築されているため、老朽化が進んでいます。

【課題】

主な課題として、本市の人口は将来的に減少が見込まれることから、市営住宅の適正な供給戸数を検討していく必要があります。

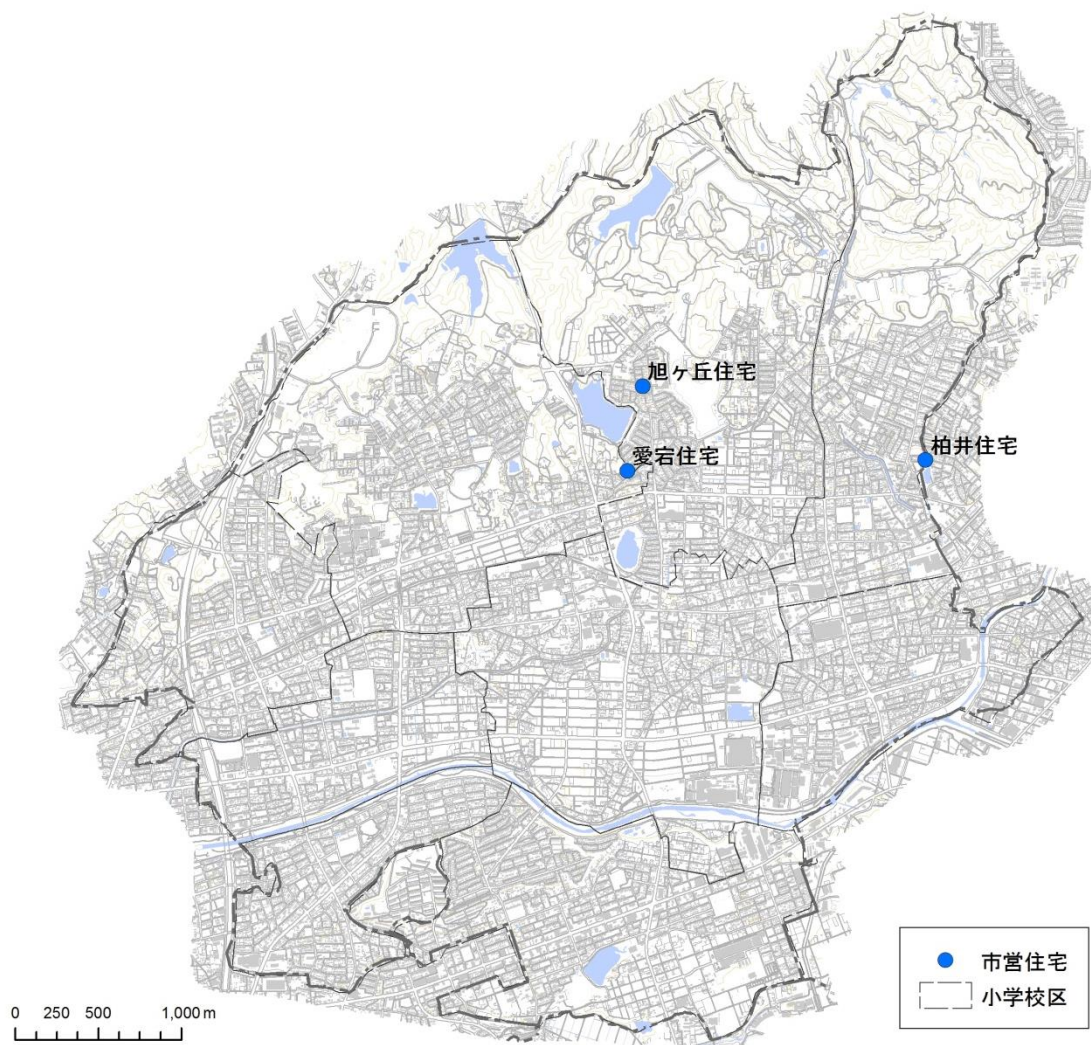


図4-9 市営住宅位置図

表4-9 市営住宅集計

用途分類		施設数	棟数	延床面積	運営形態別施設数		
大分類	小分類				直営	包括委託	指定管理
市営住宅	市営住宅	3施設	18棟	5,447㎡	3	－	－

※対象となる施設名称などの内訳は、第5章 資料編を参照してください。

イ 管理方針

	市営住宅管理方針
基本方針	市営住宅は、「尾張旭市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、適切な維持・修繕を行うとともに、今後の人口推移等を踏まえつつ、適切な供給戸数について検討します。
① 点検・診断等の実施方針	「尾張旭市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、日常的な保守点検、受水槽設備や消防設備など定期点検と法定点検を行います。
② 維持管理・修繕・更新等の実施方針	「尾張旭市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、適切な時期に予防保全的な修繕を行うことにより、居住性等の維持・向上を図り、長期的に活用します。
③ 安全確保の実施方針	「尾張旭市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、予防保全的な修繕・改善を行うことで建物の安全性の向上を図ります。
④ 耐震化の実施方針	市営住宅については、耐震性が確保されています。
⑤ 長寿命化の実施方針	「尾張旭市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、適正な管理に努めるとともに、建物の長寿命化を図ります。
⑥ 統合や廃止の推進方針	市営住宅については、適切な供給戸数とするため、今後の人口推移や県営旭住宅の管理戸数などを考慮しながら、建替え、若しくは用途廃止を検討します。
計画名等	≪既存の計画≫ ・尾張旭市公営住宅等長寿命化計画（平成22年（2010年）3月） ≪今後策定する計画≫ ・（仮）市営住宅ストック総合活用計画

(10) その他施設

ア 現状と課題

【現状】

その他施設として、駅前トイレや市営バスロータリー待合室のような交通関連施設、旭平和墓園のトイレがあります。また、市北西部の平子町北地内市有地には、約 15.2ha の敷地に、現在は使われていない旧名古屋市立保育短期大学、旧名古屋市立緑丘小・中学校、旧名古屋市立給食センター及び旧若松寮の4施設があり、延床面積は、約 17,000 m²になります。

平子町北地内市有地の活用については、土地も含めて、現在まで利活用の検討が進められており、平成 27 年（2015 年）4 月からは、旧名古屋市立緑丘小・中学校の運動場を「平子町仮設広場」として一時利用を開始しました。その一方で、既存の建物は、旧耐震基準で建てられたものが多い状況です。

【課題】

主な課題として、平子町北地内市有地の施設は、残存維持する施設と、廃止撤去する施設を区別して、効率的な配置を検討する必要があります。

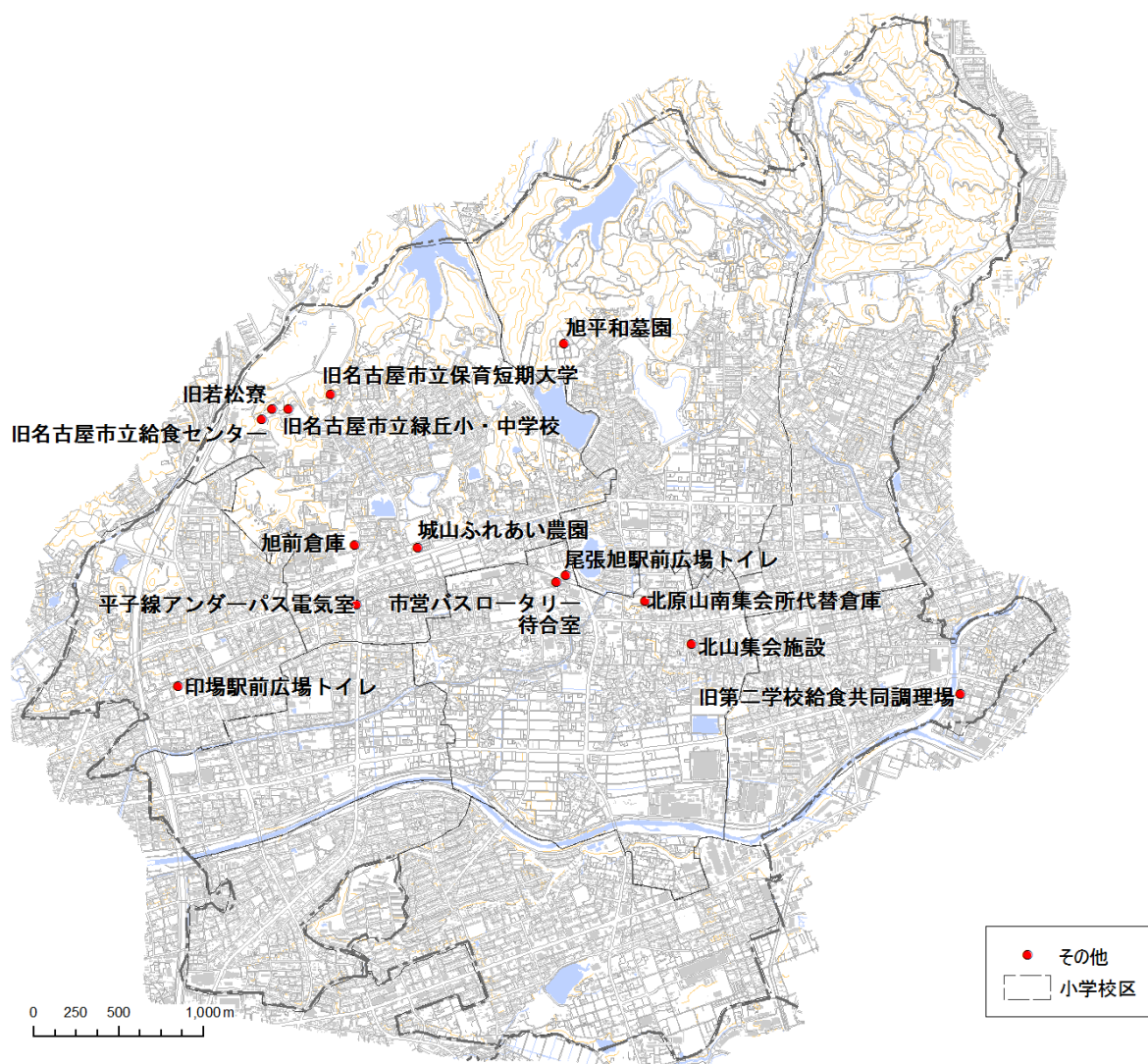


図 4-10 その他施設位置図

表 4-10 その他施設集計

用途分類		施設数	棟数	延床面積	運営形態別施設数		
大分類	小分類				直営	包括委託	指定管理
その他施設	その他施設	14 施設	61 棟	19,194 m ²	13	1	—

※対象となる施設名称などの内訳は、第5章 資料編を参照してください。

イ 管理方針

	その他施設管理方針
基本方針	その他施設については、原則として現状を維持保全することとしますが、平子町北地内市有地の旧名古屋市立保育短期大学などについては、利活用の検討を進めます。
① 点検・診断等の実施方針	建物などの法定点検を実施するとともに、施設管理者による自主点検を随時実施します。
② 維持管理・修繕・更新等の実施方針	定期点検などにより、施設に不具合の発生が予見された場合には、改修計画を作成し、適正に予防する等の維持管理を行います。
③ 安全確保の実施方針	点検及び診断により、安全が損なわれると判断された場合には、緊急の修繕を実施するなどの必要な措置を講じます。
④ 耐震化の実施方針	旧耐震施設で耐震化が未実施のもので、存続が必要とされる施設は、適切に耐震化を図ります。
⑤ 長寿命化の実施方針	点検、診断及び修繕の履歴を蓄積し、破損箇所の早期発見や中長期的な修繕計画の立案など、可能な限り予防保全を実施し、建物の長寿命化に努めます。
⑥ 統合や廃止の推進方針	長期的な利活用方法の検討と並行して、利用可能な建物の暫定利用及び売却可能資産の処分について検討を進めます。
計画名等	≪既存の計画≫ ・該当なし ≪今後策定する計画≫ ・該当なし

4-2 インフラ施設

(1) 道路

ア 現状と課題

【現状】

本市が管理する認定道路は、総延長が332,755m、面積が2,139,789㎡となっています。

幹線道路である1級・2級市道の延長合計は61,302mあり、その他市道に優先して整備が行われています。

【課題】

主な課題として、道路付帯施設のうち、尾張旭駅のエスカレータ等の老朽化が進んでおり、その対応が求められます。

表4-11 道路総量内訳

		道路延長		面積	
道路		332,755 m		2,139,789 ㎡	
内 訳	1級市道	23,958 m	7.2%	360,514 ㎡	16.8%
	2級市道	37,344 m	11.2%	323,835 ㎡	15.1%
	その他市道	271,453 m	81.6%	1,455,439 ㎡	68.0%

※道路面積とその割合は、端数処理により、合計値と合わない場合があります。

イ 管理方針

	道路管理方針
基本方針	道路については、「幹線道路補修計画」に基づき、計画的かつ効率的に適切な維持・修繕を図り、安全な道路施設を維持します。また、国土交通省が定めた「総点検要領（案）〔舗装編〕」と同様に、5年ごとに計画を見直します。
① 点検・診断等の実施方針	適切な定期点検、職員による日常パトロール点検を実施します。 また、エスカレータ、昇降機については専門業者による点検を実施します。
② 維持管理・修繕・更新等の実施方針	「幹線道路補修計画」に基づく計画的な修繕のほか、市の道路パトロールや市民等からの情報提供により、確認された道路損傷について、速やかに修繕対応を行います。 道路付帯施設のエスカレータ等について、安全性等の確保の観点から必要な更新を行います。 なお、道路照明灯の更新に際しては、LED化の推進を図ります。
③ 安全確保の実施方針	利用者の安全が損なわれると判断される場合には、緊急の修繕を行い、安全を確保します。
④ 耐震化の実施方針	道路構造物の耐震性を維持するため、必要に応じて耐震診断を実施する等の対策を検討します。
⑤ 長寿命化の実施方針	点検、診断、路面性状調査及び修繕の履歴を蓄積し、破損個所の早期発見、中長期的な修繕計画の立案など、可能な限り予防保全により長寿命化に努めます。
⑥ 統合や廃止の推進方針	該当の方針なし
計画名等	《既存の計画》 ・ 幹線道路補修計画（平成28年（2016年）2月） ・ 横断歩道橋補修計画 《今後策定する計画》 ・ 該当なし

(2) 橋梁

ア 現状と課題

【現状】

本市が所有する橋梁は、75 橋あり、総延長は 1,191m、面積は 7,841 m²となっています。

構造別では、鉄筋コンクリート橋（RC 橋）が 33 橋と最も多いですが、小規模な橋が多いため、橋長・面積で見ると全体の 13.0%となっています。

プレストレストコンクリート橋（PC 橋）は、RC 橋よりも少ない 23 橋ですが、橋長は全体の 49.0%、面積は 64.0%を占めています。

【課題】

主な課題として、小規模な橋梁を中心に、架設年度不明のものが多く存在しており、これらについて老朽度の調査と安全対策が必要になります。（第2章(P. 9)図2-3 参照）

表 4-12 橋梁総量内訳

		橋数		橋長		面積	
橋梁		75 橋		1,191 m		7,841 m ²	
内 訳	PC橋	23 橋	30.7%	584 m	49.0%	5,014 m ²	64.0%
	RC橋	33 橋	44.0%	155 m	13.0%	1,021 m ²	13.0%
	鋼橋	7 橋	9.3%	382 m	32.1%	1,287 m ²	16.4%
	その他構造	12 橋	16.0%	71 m	5.9%	519 m ²	6.6%

イ 管理方針

	橋梁管理方針
基本方針	橋梁については、「尾張旭市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、定期的な点検と健全度の診断を実施し、事後的な修繕・架け替えから予防保全型の対応に転換し、長寿命化によるコスト削減を図り、橋梁の維持管理に取り組みます。
① 点検・診断等の実施方針	橋梁の健全度を把握するため、愛知県の「橋梁点検要領（案）」に基づき定期的に点検を実施し、橋梁の損傷やその原因を早期に把握します。 日常的な維持管理においては、橋梁の保全を図るため、日常的な点検として、パトロールを実施します。
② 維持管理・修繕・更新等の実施方針	「尾張旭市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に修繕を実施します。
③ 安全確保の実施方針	「尾張旭市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、点検・診断結果等から安全が損なわれると判断された場合には、早期に適切な修繕を行い、地域の道路網の安全性・信頼性を確保します。
④ 耐震化の実施方針	橋梁の耐震性を維持するため、必要に応じて耐震診断を実施する等の対策を検討します。
⑤ 長寿命化の実施方針	「尾張旭市橋梁長寿命化修繕計画」に基づいて実施した点検、診断及び修繕の履歴を蓄積し、破損個所の早期発見や予防保全により長寿命化に努めます。 「尾張旭市橋梁長寿命化修繕計画」は、橋梁点検実施年度（5年に1度の頻度で実施）の翌年度に見直します。
⑥ 統合や廃止の推進方針	該当の方針なし
計画名等	《既存の計画》 ・尾張旭市橋梁長寿命化修繕計画(平成28年(2016年)12月) 《今後策定する計画》 ・該当なし

(3) 上水道（管路）及び上水道建築物

ア 現状と課題

【現状】

本市の上水道は、愛知県高蔵寺浄水場から浄水処理された水の供給を受けており、浄水場から配水場までの送水管は愛知県が管理しています。

本市が管理する上水道（管路）は、配水場から市内の各家庭や事業所等に水道水を送る配水管です。

上水道建築物としては、上水道施設管理センターのほか配水場や調整池等があり、上水道施設管理センターでは、配水場や調整池等の各施設や配水状況等を管理しています。

【課題】

主な課題として、今後、上水道（管路）、上水道建築物ともに老朽化が進行することから、安全で安心な水の供給や、健全な経営を持続するために、計画的な維持管理や更新等について検討する必要があります。

表 4-13 上水道（管路）総量内訳

		管路延長	
配水管		384,936 m	
内 訳	ダクタイル鋳鉄管	271,793 m	70.6%
	ビニル管	108,308 m	28.1%
	鋼管	3,666 m	1.0%
	石綿管	748 m	0.2%
	ポリエチレン管	419 m	0.1%

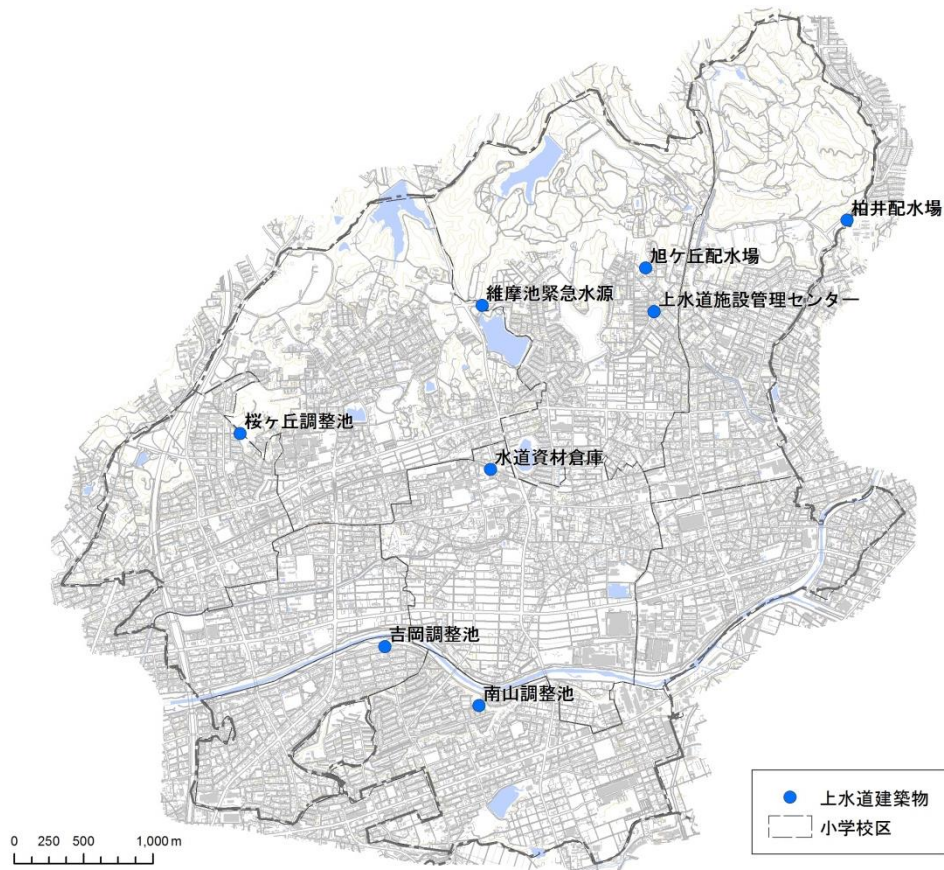


図 4-11 上水道建築物位置図

表 4-14 上水道建築物集計

用途分類		施設数	棟数	延床面積	運営形態別施設数		
大分類	小分類				直営	包括委託	指定管理
上水道建築物	上水道建築物	8施設	15棟	911㎡	8	－	－

※対象となる施設名称などの内訳は、第5章 資料編を参照してください。

イ 管理方針

	上水道（管路）及び上水道建築物の管理方針
基本方針	上水道（管路）及び上水道建築物について、施設・設備の適正な維持・管理を進めるとともに、今後、老朽化施設が急増する中、安全・安心な水の供給と健全経営を持続するため、中長期的な維持管理・更新と経営に関する計画の策定を進めます。
① 点検・診断等の実施方針	上水道（管路）及び水道資材倉庫以外の上水道建築物について、保守管理業務委託による週1回の見回り点検と、電気機械設備保守点検委託による年1回の点検を実施しており、こうした定期的な点検を継続します。
② 維持管理・修繕・更新等の実施方針	定期点検などにより、施設に不具合の発生が予見された場合には、改修計画を作成し、適正に不具合を予防する等の維持管理を行います。 上水道（管路）のうち、老朽化した塩化ビニル管については、「老朽管更新事業計画」に基づき、更新を実施します。
③ 安全確保の実施方針	点検及び診断により安全が損なわれると判断された場合には、緊急の修繕を実施するなどの必要な措置を講じます。
④ 耐震化の実施方針	上水道（管路）については、「幹線水道管耐震化基本計画」に基づき、幹線水道管の適切な耐震化を実施します。 上水道建築物のうち、耐震化が未実施の施設については、適切に耐震化を図ります。
⑤ 長寿命化の実施方針	点検、診断及び修繕の履歴を蓄積し、破損箇所の早期発見や中長期的な修繕計画の立案など、可能な限り予防保全を実施し、施設の長寿命化に努めます。
⑥ 統合や廃止の推進方針	中長期的な維持管理・更新と経営に関する計画を策定する中で、施設規模の見直しや統廃合等についても検討します。
計画名等	《既存の計画》 ・老朽管更新事業計画 ・幹線水道管耐震化基本計画 《今後策定する計画》 ・水道施設長寿命化計画

(4) 下水道（管路）及び下水道建築物

ア 現状と課題

【現状】

本市の公共下水道は、東部処理区と西部処理区の2つの区域で整備が進められ、東部処理区は昭和61年（1986年）1月に、西部処理区は平成12年（2000年）6月に供用を開始しました。また、排除方式としては、汚水と雨水を別々に排除する「分流式」を採用しています。

このうち、汚水に関して、管路（污水管）の総延長は、表4-15で示すように245,089mあり、下水道建築物として、両処理区それぞれに終末処理場である東部浄化センターと西部浄化センターの2施設が稼働しています。

一方、雨水に関して、雨水排水区域面積は1,879.2haで、一級河川矢田川、天神川に流入するもの、準用河川石原川などに流入するもの及び、区画整理事業等で整備済の雨水管渠に流入するものに区分された排水区域があります。また、管路（雨水管）の総延長は、表4-16で示すように115,207mあります。

【課題】

污水管については、第2章（P.10）図2-5で示したように、昭和50年代後半以降に本格的に下水道整備が進められました。国土交通省通知「下水道施設の改築について」で定められた標準耐用年数である50年を経過した管渠はまだないものの、今後、標準耐用年数に近づく管路が急増するため、補修・更新の早期対応が必要となります。

雨水管は、延長の6割以上が布設年度が不明となっており、老朽度の確認が必要です。

本市では、東海豪雨以降、道路冠水か所の雨水管整備など雨水対策に取り組んできていますが、全ての解消には至らず、大雨時には道路冠水が発生することがあるため、今後も雨水対策への取組が市民の安全・安心のために重要となります。

東部浄化センターは、今後、受変電設備の更新、水処理設備の改築・更新が必要となります。また、西部浄化センターについても、水処理設備の増設、改築・更新が必要となります。

表4-15 污水管総量内訳

		管路延長	
污水管		245,089 m	
内 訳	塩化ビニル管	99,221 m	40.5%
	コンクリート管	91,270 m	37.2%
	陶管	52,927 m	21.6%
	その他	1,671 m	0.7%

表4-16 雨水管総量内訳

		管路延長	
雨水管		115,207 m	
内 訳	コンクリート管	110,512 m	96.0%
	塩化ビニル管	4,660 m	4.0%
	その他	35 m	0.0%

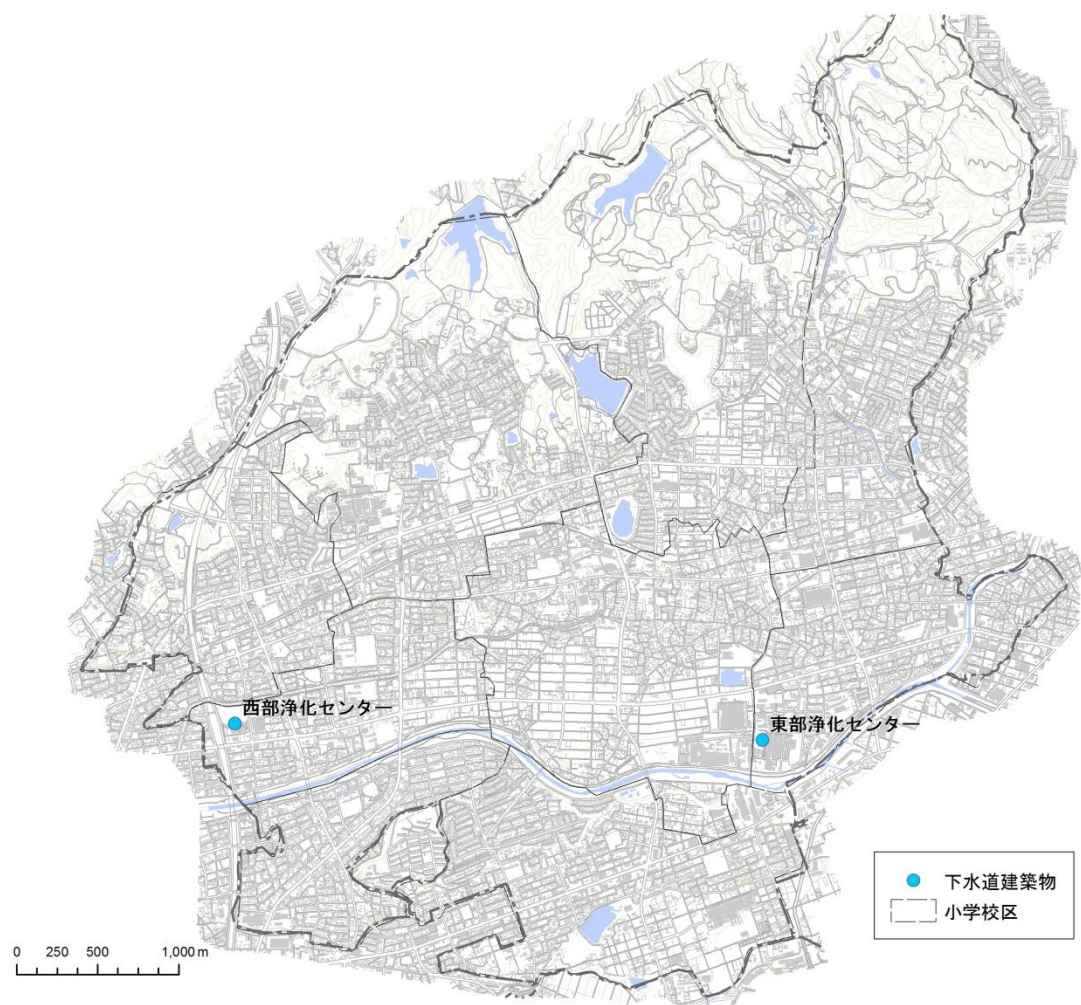


図 4-12 下水道建築物位置図

表 4-17 下水道建築物集計

用途分類		施設数	棟数	延床面積	運営形態別施設数		
大分類	小分類				直営	包括委託	指定管理
下水道建築物	下水道建築物	2 施設	9 棟	17,441 m ²	2	—	—

※対象となる施設名称などの内訳は、第5章 資料編を参照してください。

イ 管理方針

	下水道（管路）及び下水道建築物の管理方針
基本方針	下水道（管路）及び下水道建築物については、施設・設備の適正な維持管理を進めるとともに、処理区域の改変や統合、施設の老朽化対策等の検討を進めます。 特に汚水管は、今後、標準的に示される耐用年数を迎えるものが増加するため、点検・調査により、損傷等を早期に発見し、修繕を行うことで、将来予想される膨大な更新費の平準化に努めます。 下水道建築物（浄化センター）は、設備の改築・更新に合わせて、より効率的な運営の検討を進めます。
① 点検・診断等の実施方針	汚水管は、定期的にマンホール点検を行い、必要に応じて浚渫^{しゅんせつ}などの維持管理、カメラ調査を行います。幹線管路については、年間約700mの管内カメラ調査を行い、必要に応じて補修をします。
② 維持管理・修繕・更新等の実施方針	汚水管の新設については、「公共下水道事業基本計画」に基づき実施します。施設の改築更新・修繕については、「下水道ストックマネジメント計画」を策定し、計画的に実施します。雨水管は、昭和60年（1985年）3月に策定された「雨水排水施設総合計画」に準拠し、計画的に整備を進めます。
③ 安全確保の実施方針	点検・調査の頻度を増やし、損傷等の早期発見と修繕に対応し、管路上部の通行者の安全性を確保します。浸水することが想定される区域は、効率的に浸水対策を図っていきます。
④ 耐震化の実施方針	「下水道総合地震対策計画」を策定し、重要管路の耐震化を実施し、適切な耐震性能を確保します。
⑤ 長寿命化の実施方針	点検、診断及び修繕の履歴を蓄積し、破損箇所の早期発見や中長期的な修繕計画の立案など、可能な限り予防保全を実施し、建物の長寿命化に努めます。また、下水道ストックマネジメント計画の策定において、施設・設備の長寿命化についても検討します。
⑥ 統合や廃止の推進方針	浄化センターの各種施設・設備の更新に伴い、財政事情等を考慮しながら、公共下水道事業基本計画の見直しにより、効率的な運営の検討を進めます。
計画名等	《既存の計画》 ・ 公共下水道事業基本計画 ・ 雨水排水施設総合計画 《今後策定する計画》 ・ 下水道ストックマネジメント計画 ・ 下水道総合地震対策計画

用語解説

⑫ 浚渫（しゅんせつ）とは、港湾・河川などの水深を深くするため、水底をさらって土砂などを取り除くことです。

(5) 公園・広場等

ア 現状と課題

【現状】

本市には、公園や広場等が合わせて 127 か所あり、敷地面積の合計は 601,315 m²となっています。

公園の内訳としては、街区に居住する者の利用に供することを目的とする街区公園が 58 か所、近隣に居住する者の利用に供することを目的とする近隣公園が 3 か所、主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする地区公園が 1 か所、都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする総合公園が 1 か所あります。

敷地規模の大きな公園等としては、矢田川河川緑地（緑地、143,200 m²）、城山公園（総合公園、92,000 m²）、旭平和墓園（墓園、65,400 m²）、新池公園（地区公園、50,000 m²）などがあります。

表 4-18 公園・広場等総量内訳

		施設数	敷地面積
公園・広場等		127 か所	601,315 m ²
内 訳	街区公園	58 か所	147,300 m ²
	近隣公園	3 か所	47,000 m ²
	地区公園	1 か所	50,000 m ²
	総合公園	1 か所	92,000 m ²
	墓園	1 か所	65,400 m ²
	緑道	1 か所	4,800 m ²
	緑地	10 か所	159,900 m ²
	児童遊園	3 か所	1,201 m ²
	ちびっ子広場	41 か所	25,747 m ²
	公共広場	8 か所	7,967 m ²

建築物（東屋やトイレ、倉庫等）がある公園は 47 施設で、建築物の床面積は総じて小規模なものです。また、公園の多くは土地区画整理事業実施区域内に分布しています。

旭平和墓園は都市公園としての側面もありますが、トイレや休憩所を備えていますので、用途分類はその他施設に分類しています。

【課題】

主な課題として、土地区画整理事業などで整備した多くの公園は、同時期に整備されているため、老朽化が同時進行し、修繕時期が集中するため今後の検討が必要です。

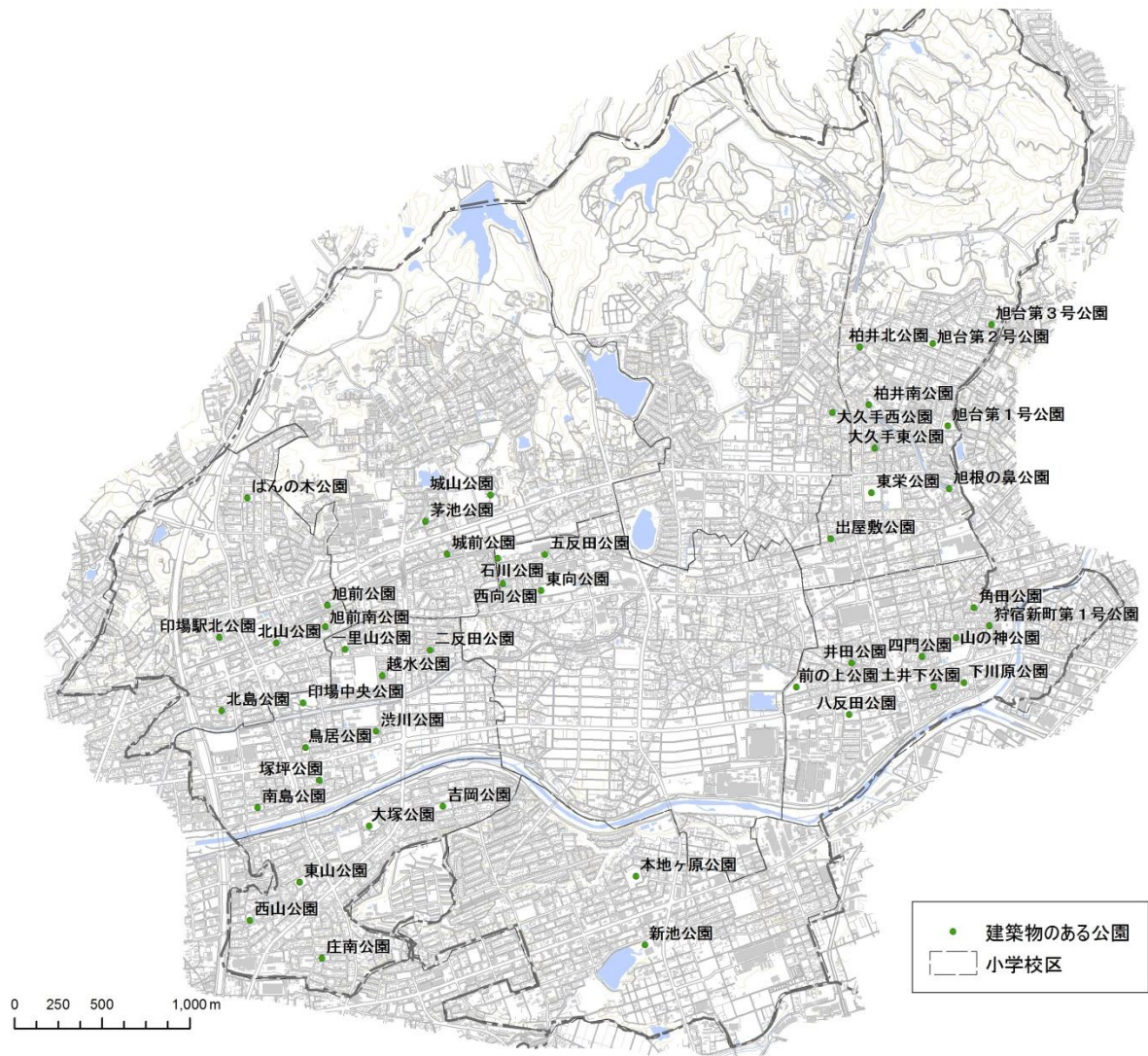


図4-13 公園建築物位置図

表 4-19 公園建築物集計

用途分類		施設数	棟数	延床面積	運営形態別施設数		
大分類	小分類				直営	包括委託	指定管理
公園建築物	公園建築物	47 施設	74 棟	810 m ²	47	—	—

※対象となる施設名称などの内訳は、第5章 資料編を参照してください。

イ 管理方針

	公園・広場等管理方針
基本方針	公園・広場等のうち、土地区画整理事業などで整備した公園は、地域で同時期に老朽化が進みます。そこに設置された建築物を含め、膨大な施設を同時に修繕することは難しいため、修繕計画等をたてることで段階的に修繕を図っていきます。また、老朽化が進んでいる公園は、利用状況を踏まえ、改修を検討します。
① 点検・診断等の実施方針	建物などの法定点検を定期的の実施するとともに、施設管理者による自主点検を随時実施します。
② 維持管理・修繕・更新等の実施方針	定期点検などにより、施設に不具合の発生が予見された場合には、改修計画を作成し、適正に予防する等の維持管理を行います。
③ 安全確保の実施方針	点検及び診断により安全が損なわれると判断された場合には、緊急の修繕を実施するなどの必要な措置を講じます。
④ 耐震化の実施方針	該当の方針なし
⑤ 長寿命化の実施方針	点検、診断及び修繕の履歴を蓄積し、破損箇所の早期発見や中長期的な修繕計画の立案など、可能な限り予防保全を実施し、建物の長寿命化に努めます。
⑥ 統合や廃止の推進方針	該当の方針なし
計画名等	≪既存の計画≫ ・該当なし ≪今後策定する計画≫ ・公園施設長寿命化計画

(6) 河川

ア 現状と課題

【現状】

本市が管理する準用河川は、郷倉川、二反田川、石原川で、総延長は 2.85 km となっています。

郷倉川は、平成3年（1991年）以降、旭ヶ丘町から城山町の一部区域（延長 2.05 km）が公共下水道雨水幹線として整備され、現在の延長である 0.80km になりました。

また、郷倉川は1級河川天神川に、二反田川と石原川は1級河川矢田川に合流しています。

【課題】

主な課題として、石原川は護岸整備から40年を超えて老朽化が顕著となっているため、浸水対策を踏まえた改修を図る必要があります。

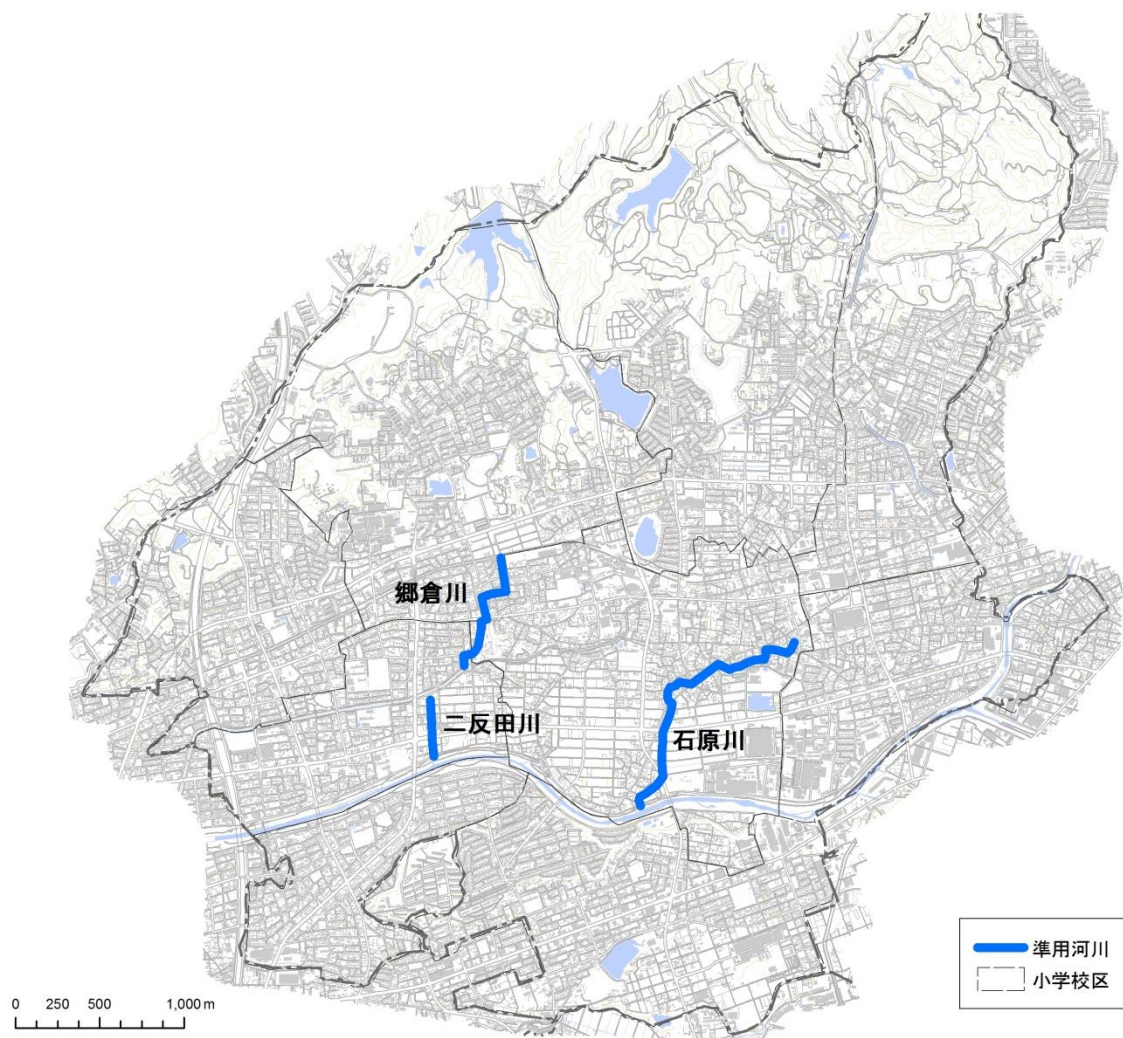


図4-14 準用河川位置図

表 4-20 準用河川総量内訳

名称	延長	平均幅	流域面積
郷倉川	0.80km	—	—
二反田川	0.35km	6.0m	0.30k m ²
石原川	1.70km	4.0m	0.67k m ²

イ 管理方針

	河川管理方針
基本方針	近年の局所的集中豪雨による道路冠水被害を踏まえ、準用河川における護岸の老朽化への対応など、浸水対策に取り組むとともに適切な維持・修繕を図り、安全・安心な生活のための雨水対策に取り組みます。
① 点検・診断等の実施方針	日常的な点検として、職員による日常パトロールを実施します。
② 維持管理・修繕・更新等の実施方針	河川構造物への損傷等が発見され早期に措置が必要と判断された場合には、修繕を実施するなどの必要な措置を講じます。
③ 安全確保の実施方針	継続的に雨水対策により、安全確保に努めます。
④ 耐震化の実施方針	水門、樋門、樋管等の河川構造物において、耐震性能の高度化が必要な場合には、必要な措置を講じます。
⑤ 長寿命化の実施方針	該当の方針なし
⑥ 統合や廃止の推進方針	該当の方針なし
計画名等	≪既存の計画≫ ・雨水排水施設総合計画 ≪今後策定する計画≫ ・該当なし

(7) 農業用施設

ア 現状と課題

【現状】

本市の農業用水路は、開水路が 29,016m、管水路が 18,921m となっています。

市内のため池は 7 か所あり、整備改修してから 25 年以上経過しており、年数が長い施設は 48 年を経過し、老朽化が進行しています。

本市のため池は、愛知県が実施した耐震診断結果によって策定した「耐震対策整備計画」に基づき、順次耐震工事を実施しています。

【課題】

主な課題として、農業用施設は、本市の農業振興のみならず、周辺地域の安全確保等の観点からも、老朽化施設の改修などを計画的に行っていく必要があります。

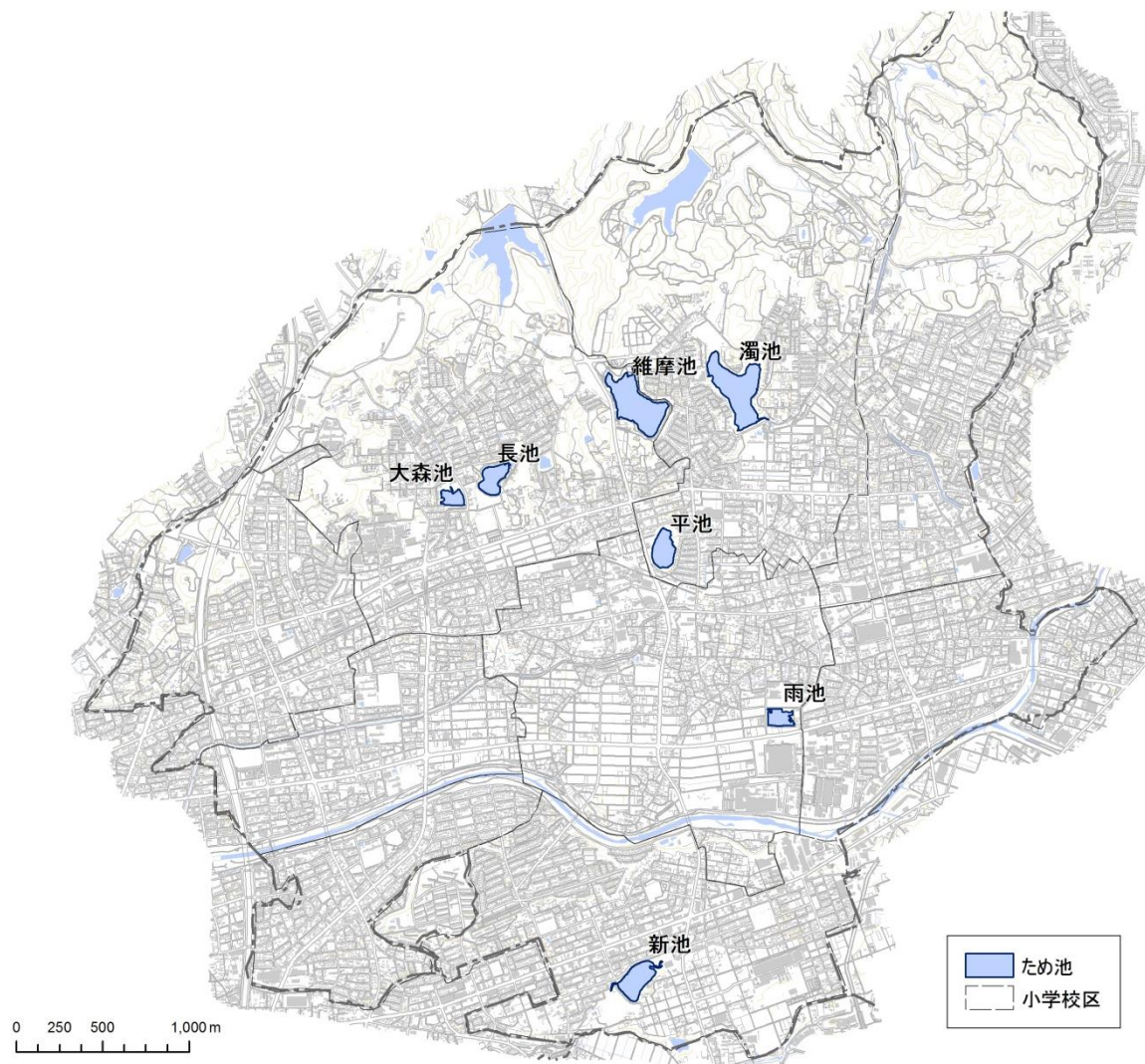


図 4-15 農業用施設位置図

表 4-21 農業用施設総量内訳

種別	名称	延長
農業用水路	開水路	29,016m
	管水路	18,921m
種別	名称	面積
ため池	維摩池	109,300 m ²
	濁池	108,353 m ²
	長池	37,714 m ²
	大森池	18,100 m ²
	雨池	19,100 m ²
	新池	49,906 m ²
	平池	36,901 m ²

イ 管理方針

	農業用施設管理方針
基本方針	農業用水路及びため池は、本市の農業を維持していくため、必要不可欠な施設であり、中長期的な計画による維持管理を実施します。
① 点検・診断等の実施方針	施設管理者による自主点検を随時実施します。
② 維持管理・修繕・更新等の実施方針	ため池については、平成 27 年度（2015 年度）に策定した「尾張旭市ため池保全計画」に基づいて、維持管理を行います。 農業用水路については、平成 24 年度（2012 年度）に実施した老朽度調査の結果に基づき、順次改修工事を実施していきます。
③ 安全確保の実施方針	点検及び診断により安全が損なわれると判断された場合には、緊急の修繕を実施するなどの必要な措置を講じます。
④ 耐震化の実施方針	ため池については、愛知県が策定した「耐震対策整備計画」に基づき、順次耐震化工事を実施します。
⑤ 長寿命化の実施方針	農業用水路及びため池は、定期的な機能診断と継続的な施設管理を行い、施設の長寿命化を図ります。
⑥ 統合や廃止の推進方針	該当の方針なし
計画名等	《既存の計画》 ・尾張旭市ため池保全計画(平成 28 年（2016 年） 2 月) 《今後策定する計画》 ・該当なし

第5章 資料編

5-1 施設類型ごとの公共建築物及びインフラ系建築物一覧

一覧表は、平成26年度（2014年度）末時点の状況により作成したものです（「児童生徒数・給食実施食数」は平成26年（2014年）5月1日現在、「園児数」は平成26年（2014年）4月1日現在の人数です。）。なお、「年間利用者数」には、不特定多数を対象としたイベントの参加人数は含まれていません。

（1）行政系施設

用途 小分類	施設名称	棟数	延床面積	建築年	経過 年数	運営 形態	耐震 補強	年間 利用者数
庁舎等	市役所	11棟	11,065.5㎡	昭和44年 ～平成15年	12年 ～46年	直営	実施済	-
	旧市民会館 ※	2棟	3,174.2㎡	昭和48年 ～平成15年	12年 ～42年	直営	未実施	33,871人
その他 行政系施設	環境事業センター	3棟	1,738.8㎡	平成9年 ～平成23年	4年 ～18年	直営	不要	69,554人
	土木機材倉庫 (上の山)	1棟	148.5㎡	平成9年	18年	直営	不要	-

※旧市民会館は、平成28年（2016年）3月31日に用途廃止し、現在は「その他施設」に分類されています。

（2）消防防災施設

用途 小分類	施設名称	棟数	延床面積	建築年	経過 年数	運営 形態	耐震 補強
消防署	消防本部・ 消防署	6棟	2,431.2㎡	昭和46年 ～平成22年	5年 ～44年	直営	実施済
消防団	第一分団車庫	1棟	60.4㎡	平成8年	19年	直営	不要
	第二分団車庫	1棟	89.3㎡	平成16年	11年	直営	不要
	第三分団車庫	1棟	76.8㎡	平成26年	1年	直営	不要
	第四分団車庫	1棟	77.7㎡	平成25年	2年	直営	不要
	第五分団車庫	1棟	58.4㎡	平成元年	26年	直営	不要
	第六分団車庫	1棟	61.1㎡	昭和53年	37年	直営	不要
防災倉庫	東部防災倉庫	1棟	156.0㎡	昭和51年	39年	直営	未実施
	西部防災倉庫	1棟	148.7㎡	平成8年	19年	直営	不要
	南部防災倉庫	1棟	148.5㎡	平成9年	18年	直営	不要

(3) 保健・福祉施設

用途 小分類	施設名称	棟数	延床面積	建築年	経過 年数	運営 形態	耐震 補強	年間 利用者数
保健施設	保健福祉センター	1 棟	4,238.7 m ²	平成 13 年	14 年	直営	不要	34,620 人
児童福祉 施設	ピンポンパン教室	1 棟	99.2 m ²	平成 7 年	20 年	直営	不要	286 人

(4) 文化・社会教育施設

用途 小分類	施設名称	棟数	延床面積	建築年	経過 年数	運営 形態	耐震 補強	年間 利用者数
図書館	図書館	2 棟	1,393.3 m ²	昭和 55 年 ～平成 16 年	11 年 ～35 年	直営	実施済	275,592 人
文化施設	文化会館	1 棟	5,857.7 m ²	昭和 55 年	35 年	指定管理	実施済	84,876 人
歴史文化 施設	どうだん亭	2 棟	277.0 m ²	寛永 12 年 ～昭和 42 年	48 年 ～380 年	直営	-	3,445 人
	狩宿郷倉	1 棟	11.3 m ²	-	-	直営	-	-
	復元古民家	1 棟	87.8 m ²	文化 13 年	199 年	直営	-	-

(5) スポーツ・レジャー系施設

用途 小分類	施設名称	棟数	延床面積	建築年	経過 年数	運営 形態	耐震 補強	年間 利用者数
スポーツ施設	総合体育館	2 棟	3,932.0 ㎡	昭和 52 年 ～昭和 61 年	29 年 ～38 年	指定管理	実施済	185,365 人
	弓道場	1 棟	152.0 ㎡	昭和 52 年	38 年	指定管理	未実施	2,663 人
	城山公園 スポーツ施設	4 棟	159.8 ㎡	昭和 52 年 ～平成 16 年	11 年 ～38 年	指定管理	未実施	31,651 人
	市民プール	2 棟	428.7 ㎡	昭和 53 年	37 年	指定管理	不要	15,914 人
	旭ヶ丘 運動広場	2 棟	110.0 ㎡	昭和 57 年	33 年	指定管理	不要	48,544 人
	晴丘運動広場	1 棟	56.0 ㎡	昭和 62 年	28 年	指定管理	不要	48,560 人
	井田テニスコート	1 棟	17.0 ㎡	昭和 62 年	28 年	指定管理	不要	7,075 人
	井田第 2 テニスコート	1 棟	17.0 ㎡	平成 2 年	25 年	指定管理	不要	7,149 人
	南グラウンド	1 棟	64.0 ㎡	平成 2 年	25 年	指定管理	不要	29,233 人
	旭中学校スポーツ 開放施設	1 棟	16.0 ㎡	平成 2 年	25 年	包括委託	不要	6,295 人
	東中学校スポーツ 開放施設	1 棟	16.0 ㎡	平成 3 年	24 年	包括委託	不要	7,932 人
	西中学校スポーツ 開放施設	1 棟	16.0 ㎡	平成元年	26 年	包括委託	不要	11,246 人
観光レジャー 施設	旭城	1 棟	460.9 ㎡	昭和 52 年	38 年	指定管理	不要	1,244 人
	尾張あさひ苑	5 棟	2,160.1 ㎡	昭和 54 年 ～昭和 56 年	34 年 ～36 年	指定管理	実施済	11,202 人

(6) 学校教育系施設

用途 小分類	施設名称	棟数	延床面積	建築年	経過 年数	運営 形態	耐震 補強	児童 生徒数
小学校	旭小学校	6 棟	4,968.0 m ²	昭和 49 年 ～平成 12 年	15 年 ～41 年	直営	実施済	426 人
	東栄小学校	9 棟	5,945.0 m ²	昭和 40 年 ～平成 26 年	1 年 ～50 年	直営	実施済	545 人
	渋川小学校	7 棟	5,365.0 m ²	昭和 53 年 ～平成 17 年	10 年 ～37 年	直営	実施済	425 人
	本地原小学校	11 棟	5,825.0 m ²	昭和 40 年 ～平成 9 年	18 年 ～50 年	直営	実施済	738 人
	城山小学校	11 棟	6,157.0 m ²	昭和 45 年 ～平成 20 年	7 年 ～45 年	直営	実施済	714 人
	白鳳小学校	7 棟	6,122.0 m ²	昭和 47 年 ～平成 20 年	7 年 ～43 年	直営	実施済	644 人
	瑞鳳小学校	6 棟	5,715.0 m ²	昭和 51 年 ～平成 10 年	17 年 ～39 年	直営	実施済	388 人
	旭丘小学校	6 棟	5,612.0 m ²	昭和 54 年 ～平成 8 年	19 年 ～36 年	直営	実施済	533 人
	三郷小学校	7 棟	5,815.0 m ²	昭和 57 年 ～平成 10 年	17 年 ～33 年	直営	不要	503 人
中学校	旭中学校	11 棟	10,053.0 m ²	昭和 37 年 ～平成 6 年	21 年 ～53 年	直営	実施済	951 人
	東中学校	14 棟	9,008.0 m ²	昭和 51 年 ～平成 4 年	23 年 ～39 年	直営	実施済	811 人
	西中学校	13 棟	8,274.0 m ²	昭和 55 年 ～平成 4 年	23 年 ～35 年	直営	実施済	719 人

用途 小分類	施設名称	棟数	延床面積	建築年	経過 年数	運営 形態	耐震 補強	給食 実施食数
その他 教育施設	学校給食 センター	6 棟	5,296.5 m ²	平成 22 年	5 年	直営	不要	7,929 食 ※

※調理能力：8,000 食

(7) 子育て支援施設

用途 小分類	施設名称	棟数	延床面積	建築年	経過 年数	運営 形態	耐震 補強	園児数
保育園	東部保育園	2 棟	711.3 ㎡	昭和 49 年 ～昭和 57 年	33 年 ～41 年	指定管理	実施済	92 人
	中部保育園	3 棟	766.8 ㎡	昭和 50 年 ～平成 13 年	14 年 ～40 年	直営	不要	116 人
	西部保育園	2 棟	760.7 ㎡	昭和 51 年 ～平成 13 年	14 年 ～39 年	直営	不要	114 人
	藤池保育園	3 棟	1,120.5 ㎡	昭和 38 年 ～平成 17 年	10 年 ～52 年	直営	実施済	155 人
	本地ヶ原保育園	2 棟	693.4 ㎡	昭和 57 年 ～昭和 62 年	28 年 ～33 年	直営	不要	124 人
	茅ヶ池保育園	1 棟	1,201.7 ㎡	平成 19 年	8 年	指定管理	不要	131 人
	川南保育園	3 棟	1,002.4 ㎡	昭和 45 年 ～平成 26 年	1 年 ～45 年	直営	実施済	73 人
	西山保育園	4 棟	781.0 ㎡	昭和 45 年 ～平成 22 年	5 年 ～45 年	直営	実施済	110 人
	あたご保育園	1 棟	586.2 ㎡	昭和 46 年	44 年	直営	実施済	85 人
	柏井保育園	3 棟	735.2 ㎡	昭和 52 年 ～昭和 57 年	33 年 ～38 年	直営	不要	91 人
	稲葉保育園	4 棟	712.6 ㎡	昭和 52 年 ～平成 23 年	4 年 ～38 年	指定管理	不要	55 人
	はんのき保育園	1 棟	486.0 ㎡	平成 17 年	10 年	指定管理	不要	28 人

用途 小分類	施設名称	棟数	延床面積	建築年	経過 年数	運営 形態	耐震 補強	年間 利用者数
幼児・ 児童施設	藤池児童館	1 棟	320.4 ㎡	昭和 56 年	34 年	直営	不要	15,710 人
	白鳳児童館	1 棟	341.4 ㎡	昭和 62 年	28 年	直営	不要	18,384 人
	平子児童館	1 棟	386.0 ㎡	昭和 63 年	27 年	直営	不要	17,889 人
	本地ヶ原児童館	1 棟	378.0 ㎡	平成元年	26 年	直営	不要	14,682 人
	瑞鳳児童館	1 棟	443.3 ㎡	平成 2 年	25 年	直営	不要	14,655 人
	三郷児童館	1 棟	373.6 ㎡	平成 3 年	24 年	指定管理	不要	15,889 人
	中部児童館	1 棟	393.3 ㎡	平成 4 年	23 年	指定管理	不要	14,137 人
	旭丘児童館	1 棟	399.2 ㎡	平成 5 年	22 年	直営	不要	14,518 人
	渋川児童館	1 棟	455.3 ㎡	平成 9 年	18 年	直営	不要	18,927 人
	本地ヶ原 児童クラブ	1 棟	99.7 ㎡	平成 9 年	18 年	直営	不要	-
	三郷児童クラブ	1 棟	149.9 ㎡	平成 22 年	5 年	直営	不要	46 人

(8) 集会施設

集会施設（その1）

用途 小分類	施設名称	棟数	延床面積	建築年	経過 年数	運営 形態	耐震 補強	年間 利用者数
コミュニティ 拠点施設	東部市民センター	1 棟	2,456.7 m ²	平成元年	26 年	指定管理	不要	68,733 人
	勤労福祉会館 (渋川福祉センター)	2 棟	3,439.0 m ²	平成 8 年	19 年	指定管理	不要	122,328 人
	新池交流館・ ふらっと	1 棟	2,497.0 m ²	平成 19 年	8 年	指定管理	不要	146,548 人
	スカイワードあさひ	3 棟	4,550.6 m ²	平成 4 年	23 年	指定管理	不要	187,293 人
公民館	中央公民館	3 棟	4,517.8 m ²	昭和 41 年 ～昭和 59 年	31 年 ～49 年	直営	不要	174,163 人
	瑞鳳公民館	1 棟	544.5 m ²	昭和 54 年	36 年	直営	不要	24,641 人
	三郷公民館	1 棟	513.3 m ²	昭和 56 年	34 年	直営	不要	13,305 人
	藤池公民館	1 棟	519.8 m ²	昭和 57 年	33 年	直営	不要	21,475 人
	平子公民館	1 棟	558.4 m ²	昭和 58 年	32 年	直営	不要	19,333 人
	本地原公民館	1 棟	536.3 m ²	昭和 58 年	32 年	直営	不要	24,390 人
	白鳳公民館	1 棟	590.9 m ²	昭和 62 年	28 年	直営	不要	17,794 人
	旭丘公民館	1 棟	580.8 m ²	昭和 63 年	27 年	直営	不要	30,504 人
	渋川公民館	1 棟	816.6 m ²	平成 8 年	19 年	直営	不要	30,608 人
	宮浦会館	1 棟	527.5 m ²	昭和 54 年	36 年	直営	不要	9,119 人
ふれあい 会館	旭ヶ丘 ふれあい会館	1 棟	171.9 m ²	平成 4 年	23 年	直営	不要	5,153 人
	大久手 ふれあい会館	1 棟	129.2 m ²	平成 5 年	22 年	直営	不要	4,410 人
	吉岡 ふれあい会館	1 棟	148.8 m ²	平成 6 年	21 年	直営	不要	4,182 人
	印場 ふれあい会館	1 棟	402.6 m ²	平成 7 年	20 年	直営	不要	14,062 人
	霞ヶ丘 ふれあい会館	1 棟	288.7 m ²	平成 7 年	20 年	直営	不要	7,338 人
	東印場 ふれあい会館	1 棟	268.3 m ²	平成 8 年	19 年	直営	不要	22,091 人
	北本地ヶ原 ふれあい会館	1 棟	251.3 m ²	平成 9 年	18 年	直営	不要	12,433 人

集会施設（その2）

用途 小分類	施設名称	棟数	延床面積	建築年	経過 年数	運営 形態	耐震 補強	年間 利用者数
老人 いこいの家	中部老人 いこいの家	1 棟	331.3 ㎡	昭和 46 年	44 年	直営	実施済	6,301 人
	西部老人 いこいの家	1 棟	66.3 ㎡	昭和 50 年	40 年	直営	不要	1,202 人
	南部老人 いこいの家	1 棟	66.3 ㎡	昭和 51 年	39 年	直営	不要	1,799 人
	柏井老人 いこいの家	1 棟	67.1 ㎡	昭和 52 年	38 年	直営	不要	112 人
	城前老人 いこいの家	1 棟	68.3 ㎡	昭和 52 年	38 年	直営	不要	1,434 人
	出屋敷老人 いこいの家	1 棟	124.6 ㎡	昭和 63 年	27 年	直営	不要	3,773 人
	旭台老人 いこいの家	1 棟	86.1 ㎡	平成元年	26 年	直営	不要	1,546 人
	瑞鳳老人 いこいの家	1 棟	187.1 ㎡	平成 2 年	25 年	直営	不要	3,184 人
	平子老人 いこいの家	1 棟	88.0 ㎡	平成 2 年	25 年	直営	不要	3,743 人
	城山老人 いこいの家	1 棟	732.8 ㎡	昭和 55 年	35 年	直営	不要	2,515 人
	中央通老人 いこいの家	1 棟	100.6 ㎡	平成 4 年	23 年	直営	不要	3,589 人
	井田老人 いこいの家	1 棟	100.2 ㎡	平成 4 年	23 年	直営	不要	1,471 人
	ともえ老人 いこいの家	1 棟	98.1 ㎡	平成 6 年	21 年	直営	不要	1,327 人
地域 集会所	旭台集会所	1 棟	94.9 ㎡	昭和 49 年	41 年	包括委託	不要	5,315 人
	東山町集会所	1 棟	71.5 ㎡	昭和 49 年	41 年	包括委託	未診断	4,500 人
	吉岡町集会所	1 棟	79.3 ㎡	昭和 49 年	41 年	包括委託	不要	300 人
	本地ヶ原 集会所	1 棟	83.0 ㎡	昭和 50 年	40 年	包括委託	不要	1,000 人
	二反田集会所	1 棟	59.6 ㎡	昭和 50 年	40 年	包括委託	不要	216 人
	西山町集会所	1 棟	72.0 ㎡	昭和 50 年	40 年	包括委託	未診断	350 人
	庄南町集会所	1 棟	72.0 ㎡	昭和 50 年	40 年	包括委託	未診断	700 人
	光陽地域 集会所	1 棟	45.3 ㎡	昭和 51 年	39 年	包括委託	不要	220 人
	旭ヶ丘集会所	1 棟	79.5 ㎡	昭和 51 年	39 年	包括委託	不要	2,472 人

集会施設（その3）

用途 小分類	施設名称	棟数	延床面積	建築年	経過 年数	運営 形態	耐震 補強	年間 利用者数
地域 集会所	大塚町集会所	1 棟	72.0 ㎡	昭和 51 年	39 年	包括委託	未診断	500 人
	東栄町集会所	1 棟	46.3 ㎡	昭和 51 年	39 年	包括委託	未実施	89 人
	大久手東 集会所	1 棟	49.7 ㎡	昭和 51 年	39 年	包括委託	不要	5,050 人
	旭前集会所	1 棟	86.6 ㎡	昭和 52 年	38 年	包括委託	不要	484 人
	狩宿集会所 ※	1 棟	54.7 ㎡	昭和 52 年	38 年	包括委託	未実施	-
	向ヶ丘集会所	1 棟	49.7 ㎡	昭和 52 年	38 年	包括委託	未実施	120 人
	上の山集会所	1 棟	55.2 ㎡	昭和 53 年	37 年	包括委託	不要	210 人
	向東集会所	1 棟	49.7 ㎡	昭和 53 年	37 年	包括委託	不要	85 人
	平子西集会所	1 棟	49.7 ㎡	昭和 53 年	37 年	包括委託	不要	150 人
	池上集会所	1 棟	54.6 ㎡	昭和 54 年	36 年	包括委託	不要	350 人
	東名西集会所	1 棟	49.6 ㎡	昭和 54 年	36 年	包括委託	不要	120 人
	根の鼻町 集会所	1 棟	97.7 ㎡	昭和 55 年	35 年	包括委託	不要	1,484 人
	長坂集会所	1 棟	50.5 ㎡	昭和 55 年	35 年	包括委託	不要	500 人
	長池上集会所	1 棟	48.0 ㎡	昭和 55 年	35 年	包括委託	不要	3,100 人
	大久手西 集会所	1 棟	51.3 ㎡	昭和 55 年	35 年	包括委託	不要	4,949 人
	平池集会所	1 棟	49.7 ㎡	昭和 56 年	34 年	包括委託	未診断	170 人
	桜ヶ丘集会所	1 棟	49.7 ㎡	昭和 56 年	34 年	包括委託	未診断	1,200 人
	南原山中央 集会所	1 棟	50.5 ㎡	昭和 56 年	34 年	包括委託	不要	200 人
	稲葉集会所	1 棟	49.7 ㎡	昭和 57 年	33 年	包括委託	不要	400 人
	南新町集会所	1 棟	51.3 ㎡	昭和 57 年	33 年	包括委託	不要	10 人
	晴丘東集会所	1 棟	69.6 ㎡	昭和 59 年	31 年	包括委託	不要	2,000 人
	井田集会所	1 棟	71.2 ㎡	昭和 59 年	31 年	包括委託	不要	332 人

※狩宿集会所は、平成 27 年（2015 年）12 月 1 日に用途廃止し、代替倉庫を設置しています。

集会施設（その4）

用途 小分類	施設名称	棟数	延床面積	建築年	経過 年数	運営 形態	耐震 補強	年間 利用者数
地域 集会所	狩宿新町集会所	1 棟	61.3 ㎡	昭和 60 年	30 年	包括委託	不要	120 人
	富丘集会所	1 棟	50.7 ㎡	昭和 60 年	30 年	包括委託	不要	200 人
	角田東三郷 集会所	1 棟	53.3 ㎡	昭和 60 年	30 年	包括委託	不要	300 人
	瀬戸川南集会場	1 棟	75.3 ㎡	昭和 61 年	29 年	包括委託	不要	100 人
	瀬戸川集会場	1 棟	98.5 ㎡	昭和 61 年	29 年	包括委託	不要	228 人
	下切戸集会所	1 棟	65.4 ㎡	昭和 61 年	29 年	包括委託	不要	350 人
	南栄町旭ヶ丘 集会所	1 棟	64.6 ㎡	昭和 61 年	29 年	包括委託	不要	100 人
	いまいけ集会所	1 棟	69.0 ㎡	昭和 62 年	28 年	包括委託	不要	8 人
	中井田集会所	1 棟	83.2 ㎡	昭和 62 年	28 年	包括委託	不要	558 人
	井田町第 2 集会所	1 棟	71.2 ㎡	昭和 62 年	28 年	包括委託	不要	545 人
	井田町第 3 集会所	1 棟	69.7 ㎡	昭和 62 年	28 年	包括委託	不要	8 人
	井田町第 4 集会所	1 棟	65.4 ㎡	昭和 62 年	28 年	包括委託	不要	52 人
	三ツ池西集会所	1 棟	66.4 ㎡	昭和 63 年	27 年	包括委託	不要	400 人
	城山集会所	1 棟	66.3 ㎡	昭和 63 年	27 年	包括委託	不要	700 人
	南原山集会所	1 棟	66.5 ㎡	平成元年	26 年	包括委託	不要	2,300 人
	狩宿南集会所	1 棟	118.4 ㎡	平成元年	26 年	包括委託	不要	50 人
	北山集会所	1 棟	84.5 ㎡	平成元年	26 年	包括委託	不要	1,200 人
	西の野集会所	1 棟	74.5 ㎡	平成 2 年	25 年	包括委託	不要	750 人
	松ヶ丘集会所	1 棟	82.0 ㎡	平成 3 年	24 年	包括委託	不要	464 人
	平子集会所	1 棟	104.3 ㎡	平成 3 年	24 年	包括委託	不要	542 人
	公園口集会所	1 棟	82.0 ㎡	平成 3 年	24 年	包括委託	不要	500 人
	西向集会所	1 棟	84.1 ㎡	平成 4 年	23 年	包括委託	不要	300 人

集会施設（その5）

用途 小分類	施設名称	棟数	延床面積	建築年	経過 年数	運営 形態	耐震 補強	年間 利用者数
地域 集会所	新居集会所	1 棟	91.6 ㎡	平成 4 年	23 年	包括委託	不要	2,965 人
	北山 ふれあいの家	1 棟	87.6 ㎡	平成 5 年	22 年	包括委託	不要	-
	緑ヶ丘集会所	1 棟	133.3 ㎡	平成 5 年	22 年	包括委託	不要	2,887 人
	柏井集会所	1 棟	106.8 ㎡	平成 6 年	21 年	包括委託	不要	360 人
	平子東集会所	1 棟	82.8 ㎡	平成 6 年	21 年	包括委託	不要	800 人
	藤池集会所	1 棟	90.1 ㎡	平成 6 年	21 年	包括委託	不要	593 人
	向陽台集会所	1 棟	64.8 ㎡	平成 7 年	20 年	包括委託	不要	100 人
	北原山北集会所	1 棟	99.8 ㎡	平成 7 年	20 年	包括委託	不要	1,500 人
	本地ヶ原南 集会所	1 棟	90.7 ㎡	平成 8 年	19 年	包括委託	不要	300 人
	庄中集会所	1 棟	98.5 ㎡	平成 9 年	18 年	包括委託	不要	260 人
	庄中西部 集会所	1 棟	126.9 ㎡	平成 12 年	15 年	包括委託	不要	873 人
	一の井集会所	1 棟	82.6 ㎡	平成 13 年	14 年	包括委託	不要	250 人
	山の手集会所	1 棟	113.1 ㎡	平成 13 年	14 年	包括委託	不要	6,618 人
	東大道集会所	1 棟	95.6 ㎡	平成 14 年	13 年	包括委託	不要	1,300 人
	印場西集会所	1 棟	89.1 ㎡	平成 15 年	12 年	包括委託	不要	3,318 人
	卓ヶ洞集会所	1 棟	105.3 ㎡	平成 16 年	11 年	包括委託	不要	752 人
	城前集会所	1 棟	99.0 ㎡	平成 17 年	10 年	包括委託	不要	7,230 人
その他コミュ ニティ施設	多世代交流館 いきいき	1 棟	575.7 ㎡	平成 26 年	1 年	直営	不要	3,810 人
	城山コミュニティ センター	1 棟	280.3 ㎡	平成 27 年	0 年	指定管理	不要	-

(9) 市営住宅

用途 小分類	施設名称	棟数	延床面積	建築年	経過 年数	運営 形態	耐震 補強
市営住宅	柏井住宅	9 棟	1,725.6 ㎡	昭和 47 年 ～平成 18 年	9 年 ～43 年	直営	不要
	旭ヶ丘住宅	6 棟	2,737.7 ㎡	平成 13 年	14 年	直営	不要
	愛宕住宅	3 棟	983.5 ㎡	平成 15 年	12 年	直営	不要

(10) その他施設

用途 小分類	施設名称	棟数	延床面積	建築年	経過 年数	運営 形態	耐震 補強
その他 施設	旭平和墓園	2 棟	31.0 ㎡	平成 12 年 ～平成 15 年	12 年 ～15 年	直営	不要
	城山ふれあい 農園東屋	2 棟	34.0 ㎡	平成 7 年	20 年	直営	不要
	尾張旭駅前広場 トイレ	1 棟	46.0 ㎡	平成 6 年	21 年	直営	不要
	印場駅前広場 トイレ	1 棟	30.9 ㎡	平成 7 年	20 年	直営	不要
	市営バス ロータリー待合室	1 棟	9.8 ㎡	平成 23 年	4 年	直営	不要
	平子線アンダー パス電気室	1 棟	21.6 ㎡	平成 16 年	11 年	直営	不要
	北原山南集会所 代替倉庫	1 棟	20.7 ㎡	平成 23 年	4 年	包括委託	不要
	北山集会施設	3 棟	957.4 ㎡	昭和 43 年	47 年	直営	未実施
	旭前倉庫	1 棟	405.0 ㎡	昭和 39 年	51 年	直営	未実施
	旧第二学校 給食共同調理場	4 棟	630.3 ㎡	昭和 50 年 ～平成 14 年	13 年 ～40 年	直営	未実施
	旧名古屋市立 保育短期大学	13 棟	9,479.9 ㎡	昭和 40 年 ～昭和 61 年	29 年 ～50 年	直営	未実施
	旧若松寮	17 棟	4,138.3 ㎡	昭和 41 年 ～昭和 62 年	28 年 ～49 年	直営	未実施
	旧名古屋市立 緑丘小・中学校	13 棟	2,654.9 ㎡	昭和 41 年 ～平成元年	26 年 ～49 年	直営	未実施
	旧名古屋市立 給食センター	1 棟	734.5 ㎡	平成 4 年	23 年	直営	不要

(11) 上水道（管路）及び上水道建築物

用途 小分類	施設名称	棟数	延床面積	建築年	経過 年数	運営 形態	耐震 補強
上水道 建築物	上水道施設 管理センター	7 棟	493.0 ㎡	昭和 46 年 ～昭和 60 年	30 年 ～44 年	直営	実施済
	水道資材倉庫	1 棟	225.0 ㎡	昭和 49 年	41 年	直営	未実施
	旭ヶ丘配水場	2 棟	22.0 ㎡	昭和 46 年 ～平成 8 年	19 年 ～44 年	直営	未実施
	柏井配水場	1 棟	62.0 ㎡	平成 6 年	21 年	直営	不要
	南山調整池	1 棟	18.0 ㎡	昭和 49 年	41 年	直営	不要
	吉岡調整池	1 棟	32.0 ㎡	昭和 51 年	39 年	直営	実施済
	桜ヶ丘調整池	1 棟	36.0 ㎡	昭和 59 年	31 年	直営	不要
	維摩池緊急水源	1 棟	23.0 ㎡	平成 10 年	17 年	直営	不要

(12) 下水道（管路）及び下水道建築物

用途 小分類	施設名称	棟数	延床面積	建築年	経過 年数	運営 形態	耐震 補強
下水道 建築物	東部 浄化センター	6 棟	9,129.3 ㎡	昭和 60 年 ～平成 24 年	3 年 ～30 年	直営	不要
	西部 浄化センター	3 棟	8,311.4 ㎡	平成 11 年	16 年	直営	不要

(13) 公園・広場等

公園建築物（その1）

用途 小分類	施設名称	棟数	延床面積	建築年	経過 年数	運営 形態
公園建築物	城山公園 建築物	6 棟	164.2 ㎡	昭和 52 年 ～平成 7 年	20 年 ～38 年	直営
	吉岡公園 建築物	1 棟	11.3 ㎡	昭和 48 年	42 年	直営
	東山公園 建築物	1 棟	11.3 ㎡	昭和 48 年	42 年	直営
	西山公園 建築物	1 棟	11.3 ㎡	昭和 50 年	40 年	直営
	庄南公園 建築物	1 棟	11.3 ㎡	昭和 50 年	40 年	直営
	大塚公園 建築物	2 棟	24.0 ㎡	昭和 49 年	41 年	直営
	旭台第 1 号 公園 建築物	1 棟	4.8 ㎡	昭和 54 年	36 年	直営
	旭台第 2 号 公園 建築物	1 棟	6.0 ㎡	昭和 63 年	27 年	直営
	旭台第 3 号 公園 建築物	1 棟	6.0 ㎡	昭和 54 年	36 年	直営
	東栄公園 建築物	1 棟	4.0 ㎡	昭和 55 年	35 年	直営
	八反田公園 建築物	2 棟	98.0 ㎡	昭和 56 年 ～昭和 58 年	32 年 ～34 年	直営
	前の上公園 建築物	1 棟	13.0 ㎡	昭和 58 年	32 年	直営
	井田公園 建築物	1 棟	15.0 ㎡	昭和 61 年	29 年	直営
	本地ヶ原公園 建築物	3 棟	26.0 ㎡	平成元年 ～平成 5 年	22 年 ～26 年	直営
	角田公園 建築物	1 棟	12.0 ㎡	平成 5 年	22 年	直営
	四門公園 建築物	1 棟	7.0 ㎡	平成 5 年	22 年	直営
	土井下公園 建築物	1 棟	12.0 ㎡	平成 5 年	22 年	直営
	山の神公園 建築物	1 棟	7.0 ㎡	平成 5 年	22 年	直営
	下川原公園 建築物	1 棟	4.0 ㎡	平成 5 年	22 年	直営
	北山公園 建築物	1 棟	3.0 ㎡	平成 6 年	21 年	直営
	狩宿新町第 1 号 公園 建築物	1 棟	4.0 ㎡	平成 5 年	22 年	直営
	大久手西公園 建築物	1 棟	5.0 ㎡	平成 7 年	20 年	直営
	出屋敷公園 建築物	1 棟	5.0 ㎡	平成 8 年	19 年	直営

公園建築物（その2）

用途 小分類	施設名称	棟数	延床面積	建築年	経過 年数	運営 形態
公園建築物	はんの木公園 建築物	1 棟	5.0 ㎡	平成 8 年	19 年	直営
	五反田公園 建築物	1 棟	6.9 ㎡	平成 9 年	18 年	直営
	大久手東公園 建築物	1 棟	5.0 ㎡	平成 9 年	18 年	直営
	西向公園 建築物	2 棟	15.9 ㎡	平成 10 年	17 年	直営
	石川公園 建築物	1 棟	5.7 ㎡	平成 11 年	16 年	直営
	柏井南公園 建築物	2 棟	14.2 ㎡	平成 11 年 ～平成 14 年	13 年 ～16 年	直営
	東向公園 建築物	2 棟	14.1 ㎡	平成 11 年 ～平成 12 年	15 年 ～16 年	直営
	印場駅北公園 建築物	2 棟	15.1 ㎡	平成 14 年	13 年	直営
	二反田公園 建築物	2 棟	15.1 ㎡	平成 14 年	13 年	直営
	南島公園 建築物	2 棟	15.1 ㎡	平成 14 年	13 年	直営
	北島公園 建築物	2 棟	16.1 ㎡	平成 15 年	12 年	直営
	鳥居公園 建築物	2 棟	15.1 ㎡	平成 15 年	12 年	直営
	塚坪公園 建築物	2 棟	16.1 ㎡	平成 15 年	12 年	直営
	一里山公園 建築物	2 棟	15.2 ㎡	平成 15 年 ～平成 16 年	11 年 ～12 年	直営
	越水公園 建築物	2 棟	15.2 ㎡	平成 15 年 ～平成 16 年	11 年 ～12 年	直営
	渋川公園 建築物	2 棟	15.2 ㎡	平成 14 年 ～平成 15 年	12 年 ～13 年	直営
	柏井北公園 建築物	2 棟	22.2 ㎡	平成 15 年 ～平成 17 年	10 年 ～12 年	直営
	印場中央公園 建築物	2 棟	38.0 ㎡	平成 18 年	9 年	直営
	旭根の鼻公園 建築物	1 棟	9.0 ㎡	平成 25 年	2 年	直営
	茅池公園 建築物	2 棟	14.0 ㎡	平成 26 年	1 年	直営
	城前公園 建築物	2 棟	12.0 ㎡	平成 26 年	1 年	直営
	旭前公園 建築物	2 棟	14.5 ㎡	平成 26 年	1 年	直営
	旭前南公園 建築物	2 棟	21.0 ㎡	平成 26 年	1 年	直営
	新池公園 建築物	1 棟	9.0 ㎡	平成 22 年	5 年	直営

5-2 尾張旭市公共施設等総合管理計画策定会議設置要綱

(設置)

第1条 尾張旭市が所有する全ての公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための尾張旭市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）を策定するにあたり、尾張旭市公共施設等総合管理計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、総合管理計画策定に関して必要な調査や審議に関する事務を所掌する。

(組織)

第3条 策定会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は市長、副会長は副市長をもって充てる。

3 策定会議は、別表第1に掲げる者を委員とする。

(会長)

第4条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定会議は、会長が招集する。

2 策定会議の議長は、会長をもって充てる。

3 策定会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 策定会議は、必要に応じて関係職員、専門的知識を有する者その他関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(下部組織)

第6条 第2条に掲げる事務を円滑に処理するため、策定会議の下部組織として尾張旭市公共施設等総合管理計画策定部会（以下「策定部会」という。）を置く。

2 策定部会は、施設の用途別に次の4部会とする。

(1) 集会施設等部会

(2) 教育施設等部会

(3) 公用施設等部会

(4) インフラ施設等部会

3 策定部会は、別表第2に掲げる者を構成員とし、策定部会は、必要に応じて関係職員、専門的知識を有する者その他関係者を同席させることができる。

4 策定部会は、策定会議に付議する事案及び策定会議で決定した事項に係る必要な事項を協議する。

(庶務)

第7条 策定会議及び策定部会の庶務は、総務部財産経営課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

教育長、企画部長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、こども子育て部長、都市整備部長、消防長、教育部長
--

別表第2（第6条関係）

集会施設等部会	財産経営課長、◎市民活動課長、産業課長、長寿課長、生涯学習課長
教育施設等部会	◎教育行政課長、学校給食センター所長、図書館長、文化スポーツ課長、保育課長、こども課長
公用施設等部会	企画課長、災害対策室長、◎財産経営課長、環境事業センター所長、健康課長、都市計画課長、消防総務課長
インフラ施設等部会	都市整備課長、◎土木管理課長、下水道課長、浄化センター施設長、上水道課長、産業課長

※ ◎を議長とする。

5-3 尾張旭市公共施設等総合管理計画策定会議・策定部会の経過

(1) 策定会議

	開催日	議 題
第1回	平成28年4月18日	(1) 公共施設等総合管理計画の策定趣旨 (2) 策定スケジュール (3) 公共施設等の現況及び将来の見通し (4) その他
第2回	平成28年8月22日	(1) 公共施設等総合管理計画の素案について (2) 数値目標について (3) 今後のスケジュールについて 今後のスケジュール 第1回パブリックコメント ^(※1) 実施概要等 (4) その他
第3回	平成28年11月28日	(1) 公共施設等総合管理計画の最終案について (2) 今後のスケジュールについて 今後のスケジュール 第2回パブリックコメント ^(※2) 実施概要等 (3) その他
第4回	平成29年3月13日	(1) 公共施設等総合管理計画の最終案について (2) 今後のスケジュールについて (3) その他

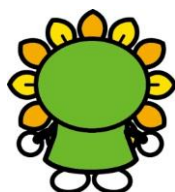
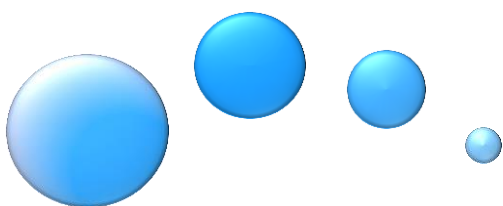
(※1) 平成28年(2016年)9月23日～10月23日に実施

(※2) 平成29年(2017年)1月6日～2月6日に実施

(2) 策定部会

	開催日	議 題
第1回	教育施設等部会 平成28年4月22日	(1) 公共施設等総合管理計画の策定趣旨 (2) 策定スケジュール (3) 公共施設等の現況及び将来の見通し (4) その他 (アンケート調査等の依頼について)
	集会施設等部会 平成28年4月22日	
	インフラ施設等部会 平成28年4月25日	
	公用施設等部会 平成28年4月28日	
第2回	集会施設等部会 平成28年7月5日	(1) 公共施設等総合管理計画(素案)について (2) その他 ・素案に対するご意見等について ・今後のスケジュールについて
	教育施設等部会 平成28年7月5日	
	インフラ施設等部会 平成28年7月6日	
	公用施設等部会 平成28年7月7日	

	開催日	議 題
第3回	4 部会 ・集会施設等部会 ・教育施設等部会 ・インフラ施設等部会 ・公用施設等部会 平成 28 年 7 月 28 日 (書面照会形式)	○素案提示
第4回	4 部会 ・集会施設等部会 ・教育施設等部会 ・インフラ施設等部会 ・公用施設等部会 平成 28 年 11 月 4 日 (書面照会形式)	○最終案提示



尾張旭市公共施設等総合管理計画

平成29年3月

尾張旭市総務部財産経営課

〒488-8666

愛知県尾張旭市東大道町原田2600-1

TEL 0561-53-2111 (代表)

FAX 0561-52-0831

E-mail : zaisankeiei@city.owariasahi.lg.jp

URL : <http://www.city.owariasahi.lg.jp/>

